

御許容被成下置候様奉願候。以上。

午四月廿七日

東京府御役所

不忍
辨財天別當
生

池

院印

山本文書三年^{○明}秋東京府上野ノ丘陵ヲ鏹シ、不忍池ヲ填ムルノ舉アルヲ云フ、亦之ニ類スルモノ也。

八月^{○明}治^{二年}東京府内諸邸址、郭の内外を論せず、總て桑茶を栽植するを令す。東京府吏令を奉し、府内上野の樹木を伐り、岡陵を鏹して、不忍池を填め、桑茶園と爲すの議を決し、將に着手せんとす。復一本^{○山}の知人龜谷行池邊に住し、此事を漏聞し、奔て具視^{○岩}の邸に詣り、復一に諮る。仍て兩人具視に面して勝地を廢棄するの不可を陳す。具視之を嘉し、復一に命して急に府に至り、其輕舉を止めしむ。復一の友人東京府判事北島秀朝^{五位正}に面して、廢勝地の不可を切論し、復一更に木戸孝允大久保利通^{一位從}を歴訪して其得失を陳す。此に由て府議遂に罷む。當時復一の斡旋なかりせば、上野公園の勝地を保つことなかりしと云ふ。他日龜谷行深く之を徳とし、長篇の詩を賦して之を彰す。

從六位山本復一鴻堂傳

不忍池看荷

明治初年、于戈新收、遷都日淺、東京民戶減縮、市井荒蕪、府吏勸誘、專栽桑茶。至三年秋、有以

東台作茶圃桑園之議、將毀寺伐樹、鏹岡填池。是時余住池畔、見其測水丈池、大驚、奔詣岩倉相公邸、與執事山本鴻堂共、陳廢勝地之不可。公嘉納之、直召東京府北島大參事^{○秀}、乃戒府員輕舉、固止之。鴻堂亦爲之數訪府吏、切論得失。其事遂罷。余當日有詩荷葉田田露作珠、佳名不負小西湖。花神應灑秋風淚、擬種青桑八百株。亦紀實也。

天賦群芳各有宜、靜者唯能通厥微。王家愛竹陶愛菊、灑溪周子即吾師。梅花雖好奈太瘦、桃李粗俗品尤卑。水仙紫燕家數小、何若菡萏生漣漪。東京城中數勝境、清麗首推不忍池。荷葉田田貼綠水、荷花圍繞天女祠。細雨新霽濕花蕊、宛似太眞新浴時。輕風徐度動荷葉、如見飛燕嬋娟姿。小西湖名恰相稱、雨奇晴好兩兼之。咄哉庸紳不解事、銳意擬把桑茶植。一朝將鏹不忍岡、蓋土填池作平地。當時吾住池塘西、聞之長歎發涕淚。讜言直進相公門、爲花獲罪亦何避。相公明達采芻言、奮然召吏責妄肆。至今二十有餘年、依舊盈盈池水翠。花月遊賞冠蓋多、何人不浴相公賜。如今文物滿中都、鄭重酌事護名區。嵐峽墨堤種櫻樹、見山寧樂修浮圖。爲花置酒賀平安、清香芬芬撲玉壺。

明治三十二年春

省軒龜谷行

庚子^{○明}治^{三年}七月予留寓東京。一日同龜谷省軒翁領不忍池松源亭、酒間話舊。

管過三十度秋風、往事回頭夢一空。岸柳汀荷幸無恙、令人追憶友山公。^{岩倉縣相公國公號友山。}

鴻堂復一本^{○山}

山本文書

駒場野練兵
天覽
天覽事蹟

十七日○明治三年(紀元)四月。明治天皇駒場野○武藏國荏原郡ニ兵ヲ閱ス。○太政類典。

駒場野練兵天覽 駒場野ハ享保初年將軍ノ狩場ト定メタリシ所、江戸名所圖會道玄坂より乾の方十四五町計を隔たり、代々木野に續きたる廣原にして上目黒村に屬す、雲雀野、雉兔の類多く御遊獵の地なり。下記ス、廣尾原ト共ニ武藏野ノ名蹟也。是ヨリ先、三月十九日練兵場ト爲ス。練兵天覽ノ詳細ナルハ宜シク兵事篇ヲ參照ス可シ。

三年○明四月十日

駒場野練兵天覽

布告

來ル十五日於駒場野練兵天覽被仰出候事。誌。

四月

兵部省へ達

來十五日於駒場野練兵天覽被仰出候間、此旨相達候事。官。

來ル十五日駒場野ニ於テ練兵天覽ニ付、來十二日同所ニテ試調練有之、華頂宮へ檢分

ニ付、此旨相達候事。官。

來ル十五日於駒場野練兵天覽ニ付、明後十二日同所ニテ試調練爲見分、右大臣以下出張

相成候ニ付、此旨相達候事。兵部。

但御馬乘試トシテ華頂宮出張ノ事。

布告

來ル十五日於駒場野練兵天覽ノ處、十六日ニ御延引更ニ被仰出候事。三年四月十三日誌。

兵部省へ達

來ル十五日於駒場野練兵天覽ノ處、十六日ニ御延引被仰出候間、此旨相達候事。同上。

明治庚午四月十二日於駒場野練兵御代覽之節

規則

- 一、衣體直垂ノ事
- 一、可爲騎馬ノ事
- 一、從者之儀、勅任官壹人ツ、隨從ノ事
- 一、騎馬ノ輩、大臣納言口付貳人、以下壹人ツ、ノ事
- 一、晝夕食事貳ケ度、主從共被下候事
- 一、飼葉被下候事
- 一、雨具提燈ノ類、駒場野供溜邊へ別人ヲ以テ持參可爲致ノ事
- 一、御小休吉井邸御嶽神社ノ事
- 一、御列書ハ追テ令進達候事
- 一、御代覽ノ節、總テ御當日可爲同様ノ事

彈正臺へ達 辨官

帝都時代ノ遊園

駒場野練兵天覽ニ付、別紙之通り軍律御定メ相成候間、此段御達申入候也。四月十日

別紙

- 一、不係晴雨出張可致事。
- 一、曉三字於本丸跡烽火三發打上ケ相圖ニテ大下馬前ヨリ外櫻田御門外各藩號札前可相揃事。
- 一、朝第五字號砲二發ニテ出御被遊候事。
- 一、二重橋へ御出馬被遊候節、諸隊禮式ヲ行ヒ、樂府ヲ奏シ、砲一聲ヲ以テ順序ニ進軍可致事。
- 一、御途中御小休ノ節、兵隊進止ノ儀ハ號砲一發ヲ以テ止リ、二發ヲ以テ進マシムル事。但兵隊止休ノ節ハ可成丈ケ右側ニ整列、道路通行差支無之様心掛可申事。
- 一、總テ途上田畑蹂躪スヘカラサル様、堅ク可相戒事。
- 一、用事有之候共、猥ニ隊伍ヲ離ルヘカラス候事。
- 一、兵糧ノ儀ハ調練濟ノ隊ヨリ役員差出シ、大小荷駄方ヨリ受取可申事。但晝飯ハ腰兵糧ノ事。但晝飯規、湯盞ヲ以テ補フ。
- 一、調練濟ノ上號砲二發ニテ進軍、順序ノ如ク凱陣ノ事。
- 一、凱陣ノ節、御小休ノ義ハ、進軍ノ節同様可相心得事。
- 一、還幸ノ節、右隊ノ元ノ立場へ整列シ、御通行ノ節ハ前軍禮式ヲ行ヒ、樂譜ヲ奏シ、號砲

一發ニテ各歸營之事。

右之條々堅ク可相守者也。三月四月

兵部省へ達

軍令別紙之通り被仰出候間、此旨相達候事。四月十日

軍令

一、六軍規律嚴重之事。

一、軍中一和之事。

一、犯法者可處軍律事。三年四月、兵部又東官。

兵部省へ通達 辨官

駒場練兵天覽行幸ノ節、御小休所青山吉井從四位邸並御嶽社兩所ニ御治定相成候間、此段御達申入候也。三年四月三日、兵部

兵部省上申 辨官宛

明後十日駒場野練兵御代覽ノ趣ニ御座候處、愈右ニ御決定ニ御座候ハ、今日中ニ御沙汰相成度、尤兼テ行列書ノ内山口藩徵兵並高知交代徵兵未タ來着不仕候間、其段御承知可被下。

一、今般聯隊天覽ノ節、日用御旗御用ヒニ付テハ、建棹等仕立置度ニ付、右御旗棹拜借仕度、相成ル儀ニ御座候ハ、此者へ御渡被下度奉存候。

帝都時代ノ遊園

一、省中釣燈籠ノ義昨日申出候處、何分夜中當省ノ見分ケ無之テハ、現場實以テ差支候義ニ御座候間、是又早々御沙汰御座候様仕度、右ハ取束此段申進候也。四月八日。

兵部省伺辨官宛

兵隊御代覽ノ義、明後十日御治定相成度段奉伺候處、今以テ何ノ御沙汰モ無之、只今ヨリ御沙汰相成候テハ、諸兵隊ヘ布告モ行届不申候ニ付、十日ノ處ハ御延引相成、來ル十二日ニ御治定相成度、此段再應申進候也。四月八日。

兵部省ヘ達辨官

駒場野練兵天覽ニ付、御當日並明後十二日共、曉三字ヨリ六字マテ外櫻田赤坂兩御門於テ通行差止メ可申、尤凱陣ノ節ハ斥候等見ヘ候處ヨリ後軍過去候迄右同様取計可申御達可有之、此段申入候也。四月十日。

兵部省上申辨官宛

今般諸兵隊天覽ノ義ハ、乍恐天子御親ラ六軍御率ヒ可被遊御内意ニ付、其御趣意ヲ體認仕諸兵組立始メ都テ右ニ准シ整調仕度候處、今日御出軍御行列付被仰出候趣ニテハ、平生他ヘ行幸被遊候御列ニテ、眞ニ天子兵ヲ御率ヒ被遊候御趣旨トハ、乍恐相違仕候様奉存候、抑兵ハ簡易ヲ貴ヒ、冗員ヲ省クヲ要ト仕候事ニテ、現場御入用ノ人員丈ケ隊列ノ内ヘ供奉被仰付可然、其他諸官省一同拜見被仰出候御趣意ナレハ、隊列外ニテ供奉被仰付度候斯ク申上候得ハ、只管省中ノ申出テ相立候様、萬一御氣取有之候テハ

奉恐入候得共、今日ノ事虚飾ニ流レ候テハ決テ不相濟成丈ケ事實ニ相適候様仕度、就テハ外國人モ數多見聞モ可仕處、折角天子御親率ノ隊列依舊冗員有之候テハ甚タ可耻ノ至リ、千萬御洞察被成下、諸官省是非供奉被仰付候ヘハ、凡別紙ノ通り相成度、此段厚申出仕候也。四月十日、別紙不見。

外務省ヘ掛合辨官

近日駒場野行幸ニ付テハ、外國人拜覽ノ義、兵部省ヘ御掛合有之ニ付、同省伺出候。右ハ御道筋何レノ場所ニテ拜覽ニ候哉、御答有之度、外ニ右ニ付御談申入度義モ候間、大少錄ノ内一人御差出可有之候、乃テ早々此段申入候也。四月十日、兵部省伺併外務省同答、欠然レトモ外國人拜見場所ハ青山元宮様門前

別記ニアリ。

彈正臺ヘ通達辨官

德大寺大納言 綾小路侍從

右本日不參ニ付御達申入候也。四月十日。

彈正臺ヘ通達辨官

兵部 卿 兵部 大輔

兵部 大丞 増田兵部少丞

右本日不參ニ付御達シ申入置候也。四月十日。

彈正臺伺辨官宛

今朝別紙二通御達ニ候處、右ハ何レヘ不參ノ儀ニ候哉、何ノ御都合ニテ御達ニ相成候帝都時代ノ遊園

哉、此段相伺申候也。四月十日。

(朱) 駒場野出張不參ノ儀也。

彈正臺上申辨官宛。

來十五日駒場野練兵天覽ノ供奉行列付、御回シ有之候様イタシ度、此段申進候也。四月十日。

(朱) 昨十一日大弼へ相廻シ置候事。

彈正臺へ通達辨官。

高知徵兵 山口徵兵 鹿兒嶋豫備兵

昨日於駒場野試練ノ處、右三兵不參ニ付、此段爲御心得申入候也。四月十日。

兵部省上申辨官宛。

今般駒場野ニ於テ練兵天覽被爲遊候ニ付テハ、諸拜見人夥シク可有之候處、彼地狹隘ニ付多人數混雜候テハ練兵ノ妨ケ相成甚ク不都合ニ御座候ニ付、拜見場相構置候得トモ、何分制方不行届ニ付入口ハ兵隊付置可申候處、兵隊何レモ練兵候ニ付其儀不相叶、依テハ元軍曹當時東京府貫屬ニ相成居候別紙名前ノ者共、右等ニハ能ク手馴レ候間、當日拜見人制方ニ相用度候間當省へ差出候様、東京府へ御沙汰被下度、此段申進候也。

追テ御都合相成候ハ、明十四日一字マテニ出省可致様、御達可被下候也。

中野 孝助 三浦 清太郎

鈴木 三樹三郎 杉山 小四郎

兵部省上申辨官宛。

今般於駒場野練兵天覽被爲在候ニ付、諸官省府共奏任以上ハ拜見可被仰付御趣旨、委細兵部大輔へ御示談ノ趣承知イタシ候、勿論近頃ノ御盛舉ニ付、一同拜見被仰付可然奉存候、然ル處彼場所狹隘ニ付、勝手ニ見易キ場所へ罷出候様ニテハ練兵ノ妨ケ相成候間、彼地へ諸官省拜見所相構置候間、別紙印章持參ノモノハ練兵場入口ニテ點檢通行爲致候様仕度、依テ一官省凡ソ二十人ツ、ノ當ニテ差出候間、諸官省へ夫々御配分可被下候、尤藩縣奏任以上ハ些少ノ人員ニ付、是又諸官省同様相成度候、縣ノ分ハ民部省ヨリ相渡候様仕度御決議相成候ハ、可然御布告可被成下、此段申進候也。四月十日。

但シ右印鑑持參ニ候ハ、奏任判任等ノ取調へハ不仕、其場所ニテ拜見爲致候事。

岩倉 大納言具 大久保 參議利

副 嶋 參議種 田 中 中 辨不

土 方 中 辨久 江 藤 中 辨新

山 口 中 辨尙 西 本 少 辨

長 松 少 辨尙 林 少 辨

岡 田 少 辨

右從者一人宛。但大納言ハ同付貳人。
小西權少史
市川權少史

右口付一人宛
給仕五人。使部五人。
人足二人。乘馬拾三匹。

中山神祇伯能○忠 伊達民部卿城○宗

正親町三條刑部卿正○實 澤外務卿嘉○宣

大原集議長官德○重 池田彈正大弼政○茂

松平大學別當永○慶 東久世開拓長官禧○通

白川神祇大副調○資 大隈民部大輔信○重

齊藤刑部大輔行○利 寺嶋外務大輔則○宗

秋月大學大監樹○種 壬生東京府知事修○基

乘馬拾四匹。右從者壹人宛。但神祇伯ハ口付貳人。

御列外并御先廻人員

侍 從 三 人。口付三人。乘馬三匹。 鷹取内膳 正口付壹人。乘馬壹匹。

御板輿守護 錄壹人。非藏人九人。内膳司大令史六人。

御板輿々丁 二十人。同脚立持 壹人。

同提燈持 四人。

同雨皮持 仕丁貳人。御厠引壹人。

御厩 下取締壹人。馬醫壹人。御馬飼壹人。注進

内膳司用 長持四棒。水桶三荷。 持夫廿五人。雜具持同三人。

八拾八人。乘馬四匹。 内 上ノ分二十一。下ノ分六十七人。

右之通候事。

右之面々明十六日駒場野御場所へ御先着候間、爲心得此段申入候也。四月十日。五日。十

○ 今十六日駒場野行幸雨天ニ付、順延被仰出候事。四月十六日。兵部。

兵部省へ達

今十六日駒場野行幸雨天ニ付御延引被仰出候間、此旨相達候事。四月、兵部。又東宮。

但シ今十六日夕刻迄ニ雨霽候ハ、明十七日行幸可被爲在候、今宵ニ至リ尙雨天ニ候ハ、追テ日限可被仰出候事。

○

今十六日駒場野行幸雨天ニ付御順延被仰出候處、今夕刻ヨリ快晴候ハ、明十七日例刻ヨリ行幸可被爲在、今宵ニ至リ猶雨天ノ節ハ御延引ト可相心得、就テハ明日第十字大隊司令以上參省可致、此段相達候事。四月。

彈正臺伺 辨官宛。

帝都時代ノ遊園

此間距離凡三町

岩上兵部史騎馬
齋藤兵部史同
南兵部省同掌

後軍使兼傳令使 騎馬
佐野兵部少丞

閱檢使屬
市川兵部少錄騎馬

第九聯隊

第六砲隊熊本兵隊

第十七大隊第三大隊

第十八大隊第四大隊

閱檢使
黑田兵部○清隆大丞騎馬 當日不參

同屬
錦部兵部少錄騎馬

柴田兵部省騎馬掌

後衛一中隊第十八大隊ヨリ出

此間距離凡三町

同同
松岡兵部少錄

御列外

使番守護
御板輿 小佐沼宮内權少錄

輿丁八瀬

使番

二十人

附記
洋菜試播

〔附記〕 洋菜試播

太政類典

寬永寺中堂
地址大學東校

寬永寺中堂
地址大學東校

學履
校。

五月○明治三年(紀)元二五三〇年。大學東校寬永寺中堂址○市内下谷區。ヲ其用地ト爲ス。上野山内一件。

是月○明治三年四月。民部省ヨリ西洋ノ牧草甜菜燕青等ノ種子ヲ東京府開墾局等ヘ分布シテ試播セシム。勅二番建白 御覽濟留

大日本農史

寬永寺中堂址大學東校用地 明治三年五月大學東校寬永寺中堂址ヲ病院建設用地ニ收

容シ漸次所在寺院ノ立退ヲ命ズ、一山歎願シテ舊ノ如ク寺地ト爲サントシテ容レラレズ。大學東校是迄津藩邸御渡ニ相成居候處、右場所東京府中最平凹ニシテ濕氣殊ニ多ク、邸地狹小、厦屋接簷、空氣ノ流通甚不_レ宜、且頻ニ火災有_レ之、疾病ニ於テ彼是甚不適之地ニシテ、所詮永續難_レ相成、依_レ之府中高燥且火災無_レ之地相撰候處、上野ヲ除ク之外更ニ至適之地無_レ之候、就テハ上野山内御渡ニ相成候様致度、尤至急營繕等相願候譯ニハ無_レ之、營繕等之義ハ兼テ見込モ有_レ之候ニ付、兎角右地所而已御渡ニ相成候様致度、此段相願候也。

二月十四日○明治三年

大學

辨官 御中

〔附紙〕

追而御詮議之品モ可有_レ之ニ付、先可見合候事。

別紙之通、上野山内醫學校病院地所ニ相願候處御付紙之通被_レ仰出致_レ承知候。然處東京府帝都時代ノ遊園

中高燥且火災之患等無之地は、上野ヲ除之外更ニ相當之地所無御座候。依ル同所東南入口之處、全山五分ノ一ニモ御指構無之地所ニおゐて御下渡ニ相成候様、御評議更ニ相願候也。

四月〇明治三年

辨官 御中

大 東 京 府 學

上野全山五分ノ一ニモ指構無之地所ニ於テ、醫學校病院取立之義、大學方申立ニ付、當府見込御問合、右者同山本坊跡中堂跡ニテ別紙繪圖面ニ掛紙之場所、學校病院取立相成候とも差支無之候。此段及御答候也。

四月廿日

○張紙兼有大學伺之通、御聞濟ニ相成候間、此段相達候事。

上野山内指構無之地面ニ於テ、醫學校病院取立之義、大學ヨリ申立ニ付、當府見込先般御問合候間、差構無之場所申進置候處、今度大學伺之通、御聞濟ニ相成候旨承知致候。同學伺之通ニテハ在來之明町家諸寺院又ハ徳川氏ニ引渡之地面ニモ相見ヘ、右等之廉々取調所置之次第及御打合度候處、大學伺之堺界不分明ニテハ調方差支之儀候間、先達テ御廻有之候繪圖面尙一應御廻シ有之度、此段乍御答申進候也。

五月十五日

辨官 御中

東 京 府

(附紙)

御申越書面之儀、委細其御府ヨリ大學ニ御打合セ可有之候也。

五月十五日

辨官

上野山内地所御引渡之義ニ付、大木大參事殿〇稱ニ被仰聞、御返答可有之旨致承知居候得共、今以御答無之候ニ付、至急御報致承知度、此段及御掛合候也。

五月廿二日

大學東校 森 權 大 主 簿

山本少參事殿

昨日御掛合有之候、上野山内見分之義、來ル廿七日第八字凌雲院ニ參着、場所見分致候旨、大木大參事申聞候間、御校ヨリモ主宰之官員同所へ御出頭御談判有之度、此段御答旁御達ニオヨヒ候也。

五月廿三日

山本東京府權少參事

東校 森 權 大 主 簿 殿

追テ雨天ハ順延卜御心得有之度候也。

明治三庚午年五月廿七日上野凌雲院ニ於テ

知事公

大木大參事

相良權大丞

御評議席書

帝都時代ノ遊園

一、學校病院相立候場所境界ヲ定榜示相立可申、境內定メ之義ハ、近日尙出役之上相定候事。

但、右境界中之地ハ大學エ引渡ト申義ニハ無之、御用地丈ケ之境界ト相定候事。

一、三枚橋ヨリ黒門迄兩側町家有之場所等境界中ニ不差入候事。

但、町家境界中ニハ不差入候得共、學校病院之義ニ付、旅宿其外用向ハ差支ニ不相成様爲勤候事。

一、御用地中ニ有之寺院并諸家墓所所置之義ハ、其筋ヨリ見込ヲ以相達候事。

但、埋葬所別段相設、改葬手當或ハ寺院家作引料等、是又其筋ヨリ相當可遣事。

此義所置之處ハ、學校ヨリ取計可申、前以申渡ハ府ヨリ相達可申事。

一、當分之間大學ニテ受持病院取立、追テハ地方官エ一切引渡可申事。

但、全ク大學エ引任セト申義ニハ無之、地方官ヨリモ掛リ役員相立、万事協力相談之上評議廻シニ致シ候事。

先達ヲ打合セ御談之末、上野山内別紙圖面朱引之適當分御引渡相成度候。

但シ、圖面方向委細之儀ハ、追々可及御談候也。

庚午六月七日

東京府御中

大學東校

乍恐以書付奉申上候

一、上野山下町同所床店御請負人上野南大門町差配人喜三郎奉申上候、私儀年來右場所御請負地租上納仕來候處、昨十八日右請負場之内ニ別紙繪圖面之通、山下町并床店等御圍込ニテ大學東校御用地ト御記有之候榜示、杭御建ニ相成候ニ付、此段奉申上候、前書御請負場之義ハ御圍込ニ相成候儀ニ御座候哉、此段伺旁御訴奉申上候、以上。

明治三十五年六月十九日

同野山下町御請負人
上野先床店御請負人
地野南大門町
所差配人
喜三郎
右町地主代
庄兵衛

東京御府

(東校エ引渡不相成旨申渡シ、書面ヲ返却ス。)

奉伺候覺

昨十八日八ツ時頃大學東校森權大主簿殿被相越致、面會候處、今日山内ニ東校御用地榜示杭打立候就テハ、兼テ御府ヨリ御達可有之筈御談濟ニ相成候由被申聞候間、未夕何等之御沙汰無御座候段及返答候處、何レニモ早々御達可相成様、再應御掛合可有之由ニテ被引取候。右ハ兼テ御引渡被成下、夫々歸山安住罷在候寺院境界ニ相抱ク、一同惑耳驚心罷在候間、幾重ニモ御慈悲之御所置奉願候得共、不敢一同心配之餘、御摸様奉伺候。以上。

午六月十九日

上野凌雲院手替
常樂院

院

(附紙)

山内ニ大學東校病院等取建ニ付、別紙十四院境内ハ追々用地ニモ可相成候間、兼テ可心得居、尤彌取揚之節ハ至當之所置ニ及ヘク候條、此旨寺院一同エ可申通候事。

庚午六月

(別紙)

妙教院	願王院	一乘院	明靜院	修禪院
顯性院	常照院	普門院	福聚院	青龍院
眞如院	見明院	本覺院	凌雲院	

上野山内ニ於テ大學東校地所引渡有之度旨、大學ヨリ當二月中願立相成候處、伺之通御聞屈相成、猶右ニ付テハ委細當府ヨリ大學エ打合可申旨、去月中御達之趣承知致候。然ル處同學伺之通相成候上ハ、諸藩之寺院又ハ徳川氏エ引渡之場所モ有之、右引上ケ方等之儀ハ、都テ當府ヨリ申達候テ可然哉、又ハ御官ヨリ夫々御達可相成儀ニ候哉、此段相伺申候也。

庚午六月

東京府

辨官御中

(別紙)

其府ニ於テ取計可申候事。

大學御中

東京府

昨日御學ヨリ見明院妙教院立退方御達有之候由之義ニ付、山内寺院ヨリ別紙之通申立候。右ハ斯體表向之御取計ニ相成候義ニ候ハ、家作代金見圖リ仕譯を始、僧侶立退場所等夫々御取調之上、當府へ御打合決評之上、當府ニテ達シ方取計候筈ニ有之候、何カ御行違ハ無之候哉、此段及御問合候也。

六月廿二日

(別紙)

奉願上口上覺

昨廿一日大學東校ヨリ常樂院御呼出ニ付、同院出頭仕候處、今般御用地一條ニ付、差當リ見明院妙教院貳ヶ院急速在來候家作共御用ニ相成候ニ付、右爲家作料見明院ニ金三百兩、妙教院ニ金百貳拾兩可被下置旨御申聞御座候、右ハ急速之儀ニテ差掛リ立退候場所モ無之、難澁至極ニ御座候、只東校ヨリ直ニ御達之儀ハ不條理之義ト奉存候間、御免被成下、諸事於御府御取計至當之御所置被成下度、此段偏ニ奉願上候。以上。

午六月

東叡山惣代
養壽院
修禪院
同學頭代
覺成院

帝都時代ノ遊園

東京府御中

兼而御打合セ之通見明院并ニ妙教院至急御用ニ付在來之家作別紙^選之通御手當ニテ急速立退候様御達有之度候也。

六月廿三日

東京府御中

上野山内見明院并妙教院立退方之義ニ付御懸合之趣致承知候御見込之家作料相當之否尙當府ニテモ一通取調且兩院立退場所等詮議之上ニ無之候而ハ達シ方不相成候間一兩日ハ延引可有之候此段及御答候也。

六月廿三日

大學御中

尙以御見込之家作料不相當之義モ候得ハ其段御打合ニ可及且金子之義前廉御都合有之度候也。

今度上野山内ニ大學東校取建ニ付先ツ見明院妙教院爲立退申度然ル處去巳ノ二月中行政官ヨリ右兩院由緒有之藩々ニ御引渡之廉モ候得ハ左之通至急御沙汰有之度此段申進候也。

庚午六月

辨官御中

東京府

上野山内見明院今般大學東校御用地ニ相成候條此段申進候事。

但所置之義ハ東京府ニテ取計候事。

年月日

島原藩

三根山藩

上野山内妙教院今般大學東校御用地ニ相成候條此段申進候事。

但所置之義ハ東京府ニテ取計候事。

年月日

島原藩

三根山藩

各通

半原藩

今般上野山内ニ於テ大學東校御取建ニ付其藩宿坊見妙院立退申渡候條爲心得相達候事。

庚午六月廿八日

太政官

右之通相達候條爲心得申入候也。

六月廿八日

辨官

東京府御中

見妙院在來家作之儀朱引之分七拾坪五合相除キ金三百五拾貳兩三分貳朱銀壹匁壹分貳厘五毛妙教院家作之儀ハ不殘金百五拾貳兩壹分ニテ何レモ當校ニ差上候様廟所之

帝都時代ノ遊園

儀ハ當分除地ニ致シ置、追テ一般之處置之砌御打合可致候、寺僧去退之所ハ法類方ヘ同居爲致可然ト存候。
右之件ニ至急御取扱、御達被下度候也。

庚午六月廿八日

大學 東校

東京府 御中

大參事

社 寺 掛

權大參事
達案

見 明 院 妙 教 院

兼テ達置通、大學東校取建ニ付、其二院差當必用有之間、早々立退可申、追テ代地差遣迄法類寓居可罷在、墓所之義先ツ從前ノ如ク存置間、參詣等可爲勝手。
但、家作料別紙之通手宛ニ及間、其旨可心得。

庚午六月廿九日

覺

見 明 院

一、金三百五拾二兩三分貳朱

銀壹匁一分二厘五毛

外、一代限自分普請ト所唱七拾坪五合之場所建家之義ハ持退申付。

一、金百五拾二兩壹分

外、疊建具ハ持退申付。

妙 教 院

庚午六月廿九日

右、明廿九日少參事ニテ御達可相成歟、東校官員一名九字半金子持參立會之儀、伺之上申合濟ニ候事。

記

一、金三百五拾貳兩三分貳朱

銀壹匁壹分貳厘五毛

右者山内ニ大學東校御取建ニ付、拙院建家御用代金御渡被下置、正ニ奉請取候。以上。

明治三庚午年六月廿九日

上野 見 明 院
同學頭代 佛 頂 院
○妙教院
請取略

御届申上候覺

拙院儀本坊構内元妙義出張所修復出來引移リ、元地建家取疊不殘引拂申候間、此段御届申上候。以上。

庚午九月

寬永寺衆徒 見 明 院

帝都時代ノ遊園

奉伺覺

一、山内ニ東校御取建ニ相成候テモ、黒門之儀ハ是迄之通東叡山總門ト相心得、宜敷可有御座候哉。

附札案

○未 黒門之儀、以來大學東校門ト可心得事。

一、山内ニ東校御取建ニ付テハ、新黒門之儀ハ當時メ切、其餘六ヶ所門々御府ニ伺濟之上明ヶ置番人附置候得共、東校御取建之上ハ御役人衆者勿論、外國人等時々通行可有之、左候得ハ法中手薄之番人共ニテハ不都合之儀出來可申哉、難計恐入候、以來如何相心得可然哉。

○未 屏風坂車坂辨天通其外三門番方ハ追々規則可相立、當分之内寺僧可爲勝手候事。

一、見明院妙教院從來有之候墓所、其儘差置不苦候趣被仰渡、右ハ御役所ニ相成候テモ、此後埋葬仕候テ御差支有御座間敷哉。

○未 此後埋葬之地ハ追テ可及沙汰候事。 庚午七月廿二日

右件々奉伺候間、宜御下知被下置候様奉願候、猶伺洩候義モ可有御座候ニ付、追々可奉伺心得ニ御座候。

庚午七月二日

覺 成 院 佛 頂 院

東京府御中

先般上野山内御取締被免、代棚倉藩ニ被仰付、未交代以前御座候處右同藩此度同所代リ被免候付不及交代、當廿三日以後人數引揚候テ宜旨、去ル廿日兵部省ヨリ御達御座候ニ付、昨廿四日同所引拂申候、此段御届申上候以上。

庚午七月廿五日

古河藩公用人 赤 見 眞 男

東京府御役所

拾枚。

一、木札御印鑑

但、七百七拾番ヨリ、七百八拾番マテ。

御當府ヨリ爲引合兼而御渡置ニ相成、先番土浦藩ヨリ引送リニ相成候。

一、木札御印鑑

壹枚。

但、六百五拾三番。

右上野山内御取締被免、今度兵部省ヨリ御達御座候ニ付、同所詰人數引揚候間、前書之通相納申候以上。

古河藩公用人 赤 見 眞 男

東京府御役所

奉伺覺

上野山内ニ於テ變死人有之節、是迄御警衛ニテ被取扱候處、今般過半大學東校御用地ニ

帝都時代ノ遊園

相成候ニ付御警衛被引拂候就テハ東校御用地之外ニ變死人有之節又ハ御用地之内未
各院住居仕候右院々最寄等ニ有之候節共以來如何相心得可申哉此段奉伺候以上。

午八月

東叡山
寬永寺

東京府御役所寺此伺社
雜錄同。

社寺掛

上野山内警衛引拂候ニ付異變取計振寬永寺ヨリ伺出候間左之通付札ニテ相達可申哉
但大學東校ヘモ左之通申入置候哉

(附札)
大學東校御用地之外ハ寺院ニテ處置可致事。

但御用地内各院引拂候迄ハ其寺院ニテ取計候事。

(照會案)
上野山内異變取計振寬永寺ヨリ伺出候別紙ニ付札致相達置候間御心得迄此段申入置
候也。

年月日

東京府

大學東校御中

上野山内病院御用地ニ相成候寺院之内追々家作切縮メ之儀届出候向有之當府ニテハ
届出之通聞濟候積リニ候乍去建物御用ニテ御買揚相成候御見込之場所モ無之候哉有
之候ハ委細至急御申越有之度此段及御打合候也。

庚午八月八日

東京府

大學東校御中

上野山内御用地ニ相成候寺院追々家作切縮之儀届出候ニ付委細御申越之條致承知候。
右ハ御用地ニ相成候場所ニ有之建具建物等ハ悉ク入用之積ニ御座候乍去巨細之儀ハ
一應取調可及御報暫時御猶豫有之度此段申入置候也。

庚午八月十八日

大學東校

東京府御中

凌雲院
顯性院
本覺院
吉祥院

右上野御用地之内四ヶ院家作入用ニ候間其御調ニ相願度其旨其藩々エ御達シ有之候
様致度存候尤其餘御用地ニ有之寺院之分ハ先不用之調ニ御座候間此段宜御取計有之
度存候也。

庚午八月廿五日

大學東校

東京府御中

奉伺覺

一、車坂門

一、辨天通門

右者先般被仰渡候御用地之内ニハ候得共御規則相立候迄山内之者通行等可爲勝手之

帝都時代ノ遊園

旨御達之處、東校詰合中ヨリ右兩門昨今可引渡旨掛合御座候間、相渡候テ宜可有之哉此段奉伺候。以上。

庚午八月廿五日

東叡山
寬

永 寺

東京府御役所

上野御用地之内、車坂外二門之儀ハ兼テ御打合モ有之候ニ付、僧侶引拂候迄勝手ニ通行候様相達置候處、寬永寺ヨリ別紙之通伺出候間、御取調之上御都合至急御申越有之度此段及御回答候也。

庚午八月廿五日

東 京 府

大學東校御中

奉歎願候覺

昨巳年二月中、出格寛大之御仁恤ヲ以、山内御開ニ相成、僧侶一同歸住被仰出、猶又同年十一月月中旬、謹慎御免、山内惣體之地所者未夕御引渡無御座候得共、追々恢復之御所置被成下候段、山内者勿論末寺之僧侶ニ至ル迄、廣大之聖恩難有感銘仕候、然ル所今般中堂前及本坊構内ニテ凡壹萬坪程之場所御見立之上、大學東校御取建ニ相成候條、御達ニ付一同奉歎承候、隨テ奉歎願候儀、方今深重之御趣意相辨不申、強テ頑固之卑見申上候様ニテ、御時節柄甚以恐入奉、存候得共、元來比叡日光及當山者一大結界之蘭若所、歷朝勅願之道場ニテ、寶祚延喜皇國安寧之懇祈不斷ニ勤修、數年來法務相續罷在候事ニ御座候得者、何卒

大學東校御建立之儀者、山外之場所ニ被仰出、當山之處者比叡日光之規模ニ相準シ、結界之蘭若所永世不朽ニ被御建置、惣體之地所御引渡ニ相成候様、只管奉願候、右願之通、惣體之地所之引渡之上者、自然山内之規則相調、一同乍不及同心協力之實効、抽丹誠、勤王之道致粉骨碎身、其眞蹟顯然と相立、奉報御國恩候様、仕度懇願ニ御座候間、此段幾重ニも御憐察之上、宜御沙汰被成下候様、伏テ奉歎願候。以上。

午二月廿二日

東叡山總代
本

覺 院

覺 成 院

凌雲院前大僧正

東京府御役所

附札

○朱書
不及沙汰候事。

庚午七月

奉歎願覺

今般大學東校御取建ニ付、凌雲院始十四ヶ院追々御用地ニも可相成旨被仰渡、一同奉歎承候、然ル處凌雲院義者、徳川本枝累代之廟所大凡三百有餘、其他堀家等之墳墓數多有之、本覺院儀者有馬家始多檀之墓所有之、普門院儀者清水家祖先之母儀安祥院廟地有之、其外院之一二檀信之廟碑并法脉歷代之廟地御座候ニ付、彌以御用地ニ被召上候節者、至當之御所置も可被成下之御沙汰、御仁恤之程深難有仕合奉、存候得共、改葬之儀者不容易之

帝都時代ノ遊園

儀ニ付深心配仕候。將又昨二月中各院地所之儀者夫々檀越ニ御引渡ニ相成出格之蒙恩
 免一同歸住被仰付候而已ならず、不圖莫大之金子下賜、右を以寺院修復入用ニ可相當之
 旨被仰渡候ニ付、檀越ニ多も殊更盡力被成吳、銘々共ニも千辛万苦を相凌漸安住仕、天恩
 之程深感戴罷在候處、万一移任仕候事ニ相成候者、自然檀信も疎遠ニ相成可申哉、左候
 得者寺院相續之道も益難相立、資檀之素意ニも相背候者、當人共者別々心痛仕、只々悲歎
 ニ暮罷在候。於外寺院も同山一體之義實に不堪、傍觀候ニ付、不奉辨御時節柄も奉願上候
 者奉恐入候得共、何卒僧徒願意之心情御垂憐被成下、幾重ニも御慈悲之御沙汰偏ニ奉歎
 願候以上。

六〇三月廿二日

東叡山一山惣代

普門院 養壽院
 修禪院 學頭代 覺成院
 佛頂院 凌雲院前大僧正

東京府御役所

上野山内一件

庚午六月廿五日妙教院外十院二房、同七月二日覺成院及ビ佛頂院、亦歎願書ヲ提出ス、今之
 ヲ略ス。

此月○明治二年十一月。岩佐權大承高橋中助教相良中助教、永松中助教以下教官及吏員數名ヲ携
 テ浪華ニ下リ、大阪醫學校ヲ開ク。是ヨリ先キ舊幕府蘭醫ポードイン氏ヲ江戸ニ呼ビ、病
 院ヲ建ル事ヲ約セリ。兵馬騷擾ノ際、同氏來朝シテ坂ニアリ、故ニ同氏ヲシテ醫學ヲ教授

セシム。十二月大學東校ト改稱ス。○中且下谷ノ地タル、卑濕汚穢稠密ノ市街ニ接シ、學校
 病院元ヨリ其處ヲ得ス。輦轂ノ下病院學校ヲ置設シテ以テ永世不易ノ基礎ヲ起ス。上
 野ヲ除クノ外他ナキヲ以テ、相良權大承屢之ヲ政府ニ建言ス。庚午五月ニ至リ、廟議一決、
 遂ニ上野ヲ以テ醫學校病院建築ノ地トス。 學校履歷

〔附記〕 墨水看花詩碑

大參事

常務局

雲

權大參事

神山權少錄墨田堤長命寺門側新碑建立致度旨申立候由ニ付、民部省方掛合ニ付、右長
 命寺故障之否取調候處、差支無之旨申立、碑面看花詩句時事忌諱ニ觸候義も不相見候
 ニ付、左之通り御答可有之哉。

民部省御中

東京府

神山權少錄墨田堤長命寺門側へ新碑建立之義當府ニ於る別段差支無之候。勿論當人
 方寺僧へ示談を遂、取立相成義と存候。此段及御答候也。

庚午七月二日

小野友五郎

吉野通商大令史

渡邊土木權大佑

皆川租稅少令史

黑田租稅權大佑

帝都時代ノ遊園

附記
墨水看花
詩碑

右屋敷拜借地并上地猶豫願共御廻候間御取調有之度、且神山權少錄、隅田堤ニ碑新植願御廻申候間、急速御廻答有之度申出候ニ付、此段申入候也。

六月廿九日

民部省

東京府御中

墨田堤之儀者東京第一之勝處ニ候間、今般別紙繪圖面之通長命寺門外ニ私師友大沼枕山、關雪江、鱸松塘、植村蘆洲看花之詩碑一基新植仕、櫻樹と共に千載ニ傳度奉存候間、地方ニ御差障モ無之候ハ、右願之通御許容被成下候様、伏而奉懇願候以上。

明治三年庚午六月

民部權少錄
神山逸郎

東京府御中

墨水看花詩

春如少女正芳芬、江路留人看夕曛、臨水柳姿漿翠雨、騰空花氣化紅雲、中年有感歌偏激、三月多風酒不醺、且喜錦城依舊好、萬家絲管正紛紛、
枕山大沼厚、綠浪紅闌相映新、長堤到處漲香塵、綺羅寫出杜陵句、水繪圖成蘭渚春、誰道琴尊多負俗、自憐花柳解留人、十千勤買江樓酒、且泥風光莫說貧、
松塘鱸元邦、澹池春幽月半舫、杳然流水沒塵囂、入迷江路訝溪畔、花誤白櫻呼碧桃、古曲可憐楓浦艷、夜遊堪擬李園豪、一枝何復秉明燭、懸樹官燈紅焰高、
蘆洲植村義、過了重三三日強、江濱仍看麗人妝、一尊每醉鶯花地、孤棹漫遊絲竹鄉、酒氣蒸春舍、雨氣衣香薰路訝、花香繁華如許霎時事、綠葉明朝誰探芳、
雪江關思敬

社寺雜錄

〔參考一〕

新撰東京名所圖會、長命寺境内看花詩碑ヲ載セテ左ノ如ク記ス、建碑計畫ノ時ト詩篇ヲ更ヘタルモノ歟。

墨水看花詩の碑 正二位源永篆とあり、

大沼枕山

大橋東去墨江頭、佛宇神宮間酒樓、十里有花爭嫵媚、三都無地比風流、紅雲擁暖洞中路、

碧水泛春天上舟、祇合步蹤隨戲蝶、何須往事問聞鷗、

鱸松塘

江渚東風皺碧漣、墨堤游客鞦韆嬌、雲有態皆迎馬、香雨無聲忽滿船、背世生涯空跌宕、留人粉黛奈纏綿、憑誰爲賦春愁曲、萬點飛花舞暮天、

關雪江

士女春遊趁好晴、墨江風景冠新京、官櫻比古翻添色、都鳥于今始副名、幔水渡頭船尾漣、落花堤上馬蹄輕、佳期別在垂楊裏、一片樓臺送笑聲、

〔參考二〕

愛古堂漫稿二、

長命寺前讀子壽○大諸才人詩碑有感、次子壽韻以言懷追錄

局促東陬枉白頭、重游又上墨江樓、千秋都鳥有誰問、一道金龍依舊流、新綠爭迎公子騎、

帝都時代ノ遊園

殘花亂點美人舟。自憐此老餘豪氣。浩蕩無由學海鷗。

增上寺管轄
係爭事蹟

八月○明治三年(紀)元二五三〇年。增上寺○市内芝區ノ管轄ニ關シ、兵部省東京府間ニ係爭有リ、延キテ兩三年ニ及ブ○記事類纂。

增上寺管轄
係爭事蹟

增上寺管轄係爭 事、記事類纂ニ具ス。

○未詳
庚午八月

東京府

辨官 御中

芝増上寺之儀ハ、追テ改革之御處置無之テハ不相成儀ト存候間、當府於テモ種々取調中ニ御座候處、今般兵部省ヨリ申立モ有之、同省へ引渡旨御達之趣、委細承知仕候、然處山内ニハ多人數ノ僧侶住居罷在候儀ニテ、山内一圓同省へ引渡候半ハ必種々苦情モ可有之、尤無謂苦情候半ハ嚴重可申諭候得共、既當四月中築地本願寺掛所山口藩兵隊屯所ニ相成候節モ、同寺ヨリ一山飢餓ニ可及段頻ニ歎願申出候、芝増上寺儀モ同様ノ苦情可申立ハ必然ノ儀ニ存候、然ニ追々寺院御所置之儀可被仰出儀ニ存候得共、前條ノ次第ニ付差向取斗兼候間、此段奉伺候也。

庚午八月二十八日

芝増上寺山内ノ儀、臨時兵隊入込等ノ都合ヨリ當省ニ御引渡被下、從テ東京府へモ御達御座候様仕度段ハ、先般ヨリ申上置候得共、今以府へハ何等御達無御座由ニテ、万端不都

合ノ事ニ御座候間、至急同府へ御達奉願候。且頭者別テ斗南藩モ不作法ノ儀有之、寺僧モ殊之外難澁之趣申出、可憐次第ニ付、前件ノ通管地判然仕度候以上ハ、取締方嚴重手配可致候間、篤ト御推考至急御回答被下候様、此段申進候也。

庚午八月二十四日

兵部省

辨官 御中

芝増上寺山内之儀ニ付、兵部省申出書面ヲ以先般申入置候處、尙又別紙之通申出聞届候間、別紙相添、此段御達申入候也。

庚午八月二十五日

辨官

東京府 御中

芝増上寺山内、當省管轄ニ相成候段、貴府エモ御沙汰有之居候間、辨官ヨリ申來候處、最早右之段ハ本坊へ御達相成候哉、致承知度、此段申入候也。

午八月二十七日

兵部省

東京府 御中

奉願口上覺

當山内寺院學寮ニテ御用宿之儀、去ル辰年五月中鹿兒島藩宿陣ニ相成候以後、別紙之通方今迄一日モ無休間、引續御用相勤罷在候、尤勤王之一端ニモ可相成儀ト存候ニ付、宿料其他指助向等頼談ノ儀ハ決テ不相成、御差支無之様可致旨、一山末々迄厚説諭仕置候。然

帝都時代ノ遊園

ル處當春中元會津降伏人浩解相成關門モ御取締ノ上ハ御用相濟候事ト一同相心得居候處引續兵部省官員方追々御用宿家族迄モ引移相成申候就中寮主隨身不殘引拂寮明渡可申旨御談有之向モ御座候ニ付乍難澁繰合追々明渡シ仕候處中ニハ座敷向摸樣替且建繼物等モ被致方今ニテハ寮御引立ノ姿ニ立至リ申候元來學寮建物ノ儀ハ無祿無租ニテ銘々一己之資財ヲ以テ取建候儀ニ付本坊ノ進退ト相成不申其法類ニテ相續致來候處一聊宛ノ資料貸出金モ減潰同様ニ相成必至難澁ノ折柄不用ノ建物取縮活計資助ノタメ菜園ニ致度段速ニ願出候得共御用宿中ハ其儀難相成且別院坊中之向ニ於テモ早々進退申出殊ニ御用宿之儀ハ一時ノ儀ト存居候處際限無之樣成行居苦情歎願書呈出此上ハ說諭モ難行屆情態ニテ當惑罷在候勿論臨時御用宿ノ儀ハ聊差支無御座候得共官員衆永寄宿御用之廉御免被成下御勤ヲ以私用之止宿ニ御引直ニ相成候ハ一同安心可仕候間何卒前件之次第御諒察被成下御愛憐之御沙汰奉懇願候以上。

庚午九月七日

增上寺

東京御府

一、山總寺院並諸寮何ヶ所。

内

一、本坊寺祿何程其外餘得凡何程ニ候哉。

一、各寺院寺祿何程其外右同斷。

但諸藩宿坊手當有之哉營繕向何レニテ取計候哉。

一、各寮祿之有無基立ハ本坊ニ取立候哉寮主ハ何ヲ以活計相立候哉營繕向同斷。

右本坊始各寺祿高並大凡之餘得等各寺各寮共取調至急可呈出事。

庚午九月

東京府

兵部省御中

増上寺山内眞教寮先般毀縮出願候間御打合ニ及候處御見込モ有之哉御回答ニ付示來取毀方差信候儀モ有之然ル處同寺末下總國葛飾郡小金町東漸寺ヨリ別紙寫ノ通葛飾縣ヨリ申立添翰ヲ以更ニ云々今又出願及候取調候ニ事實相違モ不相聞就テハ御省ニ於テ御差得ノ有無一應御問合申候間否早々御回答有之度候也。

辛未六月十三日

御府下増上寺末當管内下總國葛飾郡小金町東漸寺ヨリ増上寺中ニ建置候寮舍引移之義申出候ニ付取調候處事實不得止次第ニ相聞候可然御許諾有之度候也。

辛未六月

葛飾縣印

東京御府御中

増上寺境内院寮追テ破壊之向毀縮又ハ取崩シ等願出候ニ付先般當府見込ノ廉詳細御掛合及候處今以御報知無之勉達方見合置候處尙又同寺ヨリ再應歎願申立事實無餘儀相聞候間願之通聞屆可申候此段更ニ申入候也。

帝都時代ノ遊園

辛未九月二十八日

願書

增上寺

元貸付所

廣知院

右之所極大破ニ付、先般中毀縮取兼候等奉願置候處未御沙汰以前ニハ御座候得共、當時御用濟ニモ相成不申、癡院同様ノ姿ニテ雨漏ノ凌方モ難澁仕候間、此旨歎願申出候、何分事實難捨置場所ニ御座候間、至急御聞届可被成下候様奉再願候以上。

辛未九月二十八日

增上寺

東京御府

東京府

兵部省御中

増上寺山内真教寮取崩シ、武州埼玉郡二丁目村西蓮寺エ持越取建度段出願有之候間一應相糺、先般御省御見込御打合及置候、未干今御左右無之、尙伺出モ有之候ニ付、否早々御申越相來候様致度、此段更ニ申進候也。

辛未七月

○朱書
常務掛邸宅掛ヨリ伺、大參事檢印濟、

東京府

兵部省御中

芝増上寺境内真教寮取毀之儀ニ付御催促ニ及候處片岡利和へ獨右寮而已ナラズ、全境所置ノ儀ニ付當府見込ノ趣、一應御承知被成度、御打合ノ趣致承知候、芝山内ノ儀ハ素ヨリ全部増上寺ノ所有ニイタシ候儀ハ勿論無之、殊ニ先般寺院境内上地之儀モ被仰出ノ次第有之旁ニ付、當時取調中ニ有之候得共、差向徳川家祖先ノ靈屋ハ經界相立、更ニ同家エ下ケ渡候方可然ト存、其段政府へモ申立、既ニ其通取計申候、本堂並本坊ハ増上寺エ相渡、一山ノ寺院都テ本坊へ合併爲致、諸寮借用ノ官員邸宅ニモ相用候分ハ、更ニ相對ヲ以買揚候通致シ候積、其他之寺院ハ僧侶ノ望ニ任セ度、尤右ノ内御省ニ於テ自今果シテ兵隊屯所ニ御取設相成度分ハ、相當ノ代價ヲ以テ御買揚ケ相成候通リ御取計候半ハ可然哉ト見込申候、全體一山中素ヨリ地方官ニ於テ所轄可致ノ處、是迄ハ全ク院寮居住之儀ニ付テハ、御省當府兩支配ノ姿ニ相成居動モスレハ不都合ノ事有之候ニ付、自今ハ當府一手ノ進退ニ取計申度候間、御省ニ於テ猶又御見込ノ程承知イタシ度存候、此段御答旁申進候也。

辛未八月十八日

追テ芝濱松町河本喜祿ヨリ山内靈寺寮靈專へ相掛候貸金出入訴出候末、右寮家作願人エ引渡之期ニ臨ミ、當時止宿罷在候御省少録錦部某ヨリ云々申聞候趣ヲ以、別紙ノ通願人共ヨリ申出候間、果シテ相違無之候事ハ可然御取計有之度、此段モ申進候也。

廣度院取毀ノ儀ハ、取調候上早々從是可及御答候也。

辛未八月十二日

東京府御中

兵部省

追テ眞教寮取毀之儀御問合ノ儀ハ、其節片岡少參事ニ申入置候儀ニテ、其譯ハ眞教寮ノミナラズ全境ノ處置振此先キ貴府ニ於テ如何ノ御見込ニ有之候哉、參考ノ爲右等御見込一應承知致シ度、吳々申入置候儀ニ付、夫段于今其答ヲ相待候儀ニテ、決テ從是御答等閑ニ相過候次第ニハ、無御座候、依テ兼テ及御相談置候通、早々御申越有之候様致シ度候也。

乍恐以書付奉申上候

一、芝濱松町一丁目七番借地市藏悴川本喜祿芝山内相手靈專奉申上候、私共書入對談書之通、寮家作願人方へ可相渡之處、錦部兵部少祿様去年九月ヨリ御止宿ニ相成居候ニ付、御同人エ右之段申上候處、兵部御省ニ御申立ノ上、否可仰聞旨被申聞候、依テ雙方差支候間、此段奉申上候以上。

辛未七月二十九日

芝濱松町一丁目七番地
市藏悴
願人 川本喜祿
町用掛 增田辰五郎
相手 芝增上寺山内
差添人 達 靈 善專

東京府御中

乍恐書付ヲ以奉申上候

昨二十九日被仰渡ノ御趣意、錦部兵部少祿様へ具ニ申上候處、意存ハ更ニ無之、引拂之儀ハ、兵部省ヨリ御沙汰無之内ハ、何様被申出候共、難引拂旨被申聞候間、此段奉申上候以上。

辛未七月三十日

增上寺内
差添人 達 靈 善專

東京府御廳

當府下芝濱松町河本喜祿ヨリ同所増上寺靈專寮へ相掛貸金書入訴出候末、右寮家作願人へ引渡ノ期ニ臨、別紙之通申立候間、則寫差進候委細右ニテ御承知、靈專申分相違無之候ハ、錦部少祿早々明渡候様御處置有之度、此段申入候也。

辛未八月二日

東京府

兵部省御中

乍恐以書付奉申上候

拙寮ノ儀、去巳年六月中會津降伏人山内ニ御用宿之砌、御名前不知御掛リ御役人衆御用宿被仰付候處、去午三月十五日右ハ御用濟御引拂、猶引續山内取締局御出張所相成居候處、同九月中兵部省ヨリ御官員森直鬼尾殿ヨリ御達ニテ、錦部兵部少祿殿御用宿相成候儀ニテ、宿料等申請候儀無御座、乍去當末四月ヨリ家稅爲手當一ヶ月金三步ツ御用人

帝都時代ノ遊園

ヨリ御下渡相成候、此段御尋ニ付奉申上候。以上。

辛未八月二日

芝増上寺内
靈

專印

差添人
玄

洲印

東京府御廳

兵部省御中

東京府

増上寺元貸付所並同山内廣度院儀大破ニ及居候處去ル七月九日風雨之節損傷相増去
迎修繕行届兼候ニ付、貸付所ハ取崩シ、廣度院儀ハ毀縮致度段願出候間、聞届可申存候此
段申進置候也。

辛未八月

尙以同山内眞教寮取毀テ云々、去六月中御問合及置候處、于今御答無之、是又本文同様
取計可申上存候、尤御差支ノ儀モ候ハ、至急御報有之度候也。

當山内元貸付所從來大破ニ付住居難相成候間、當春中本坊構内エ引移住居仕候處去ル
七月九日大風雨ニテ潰家同様ノ姿ニ相成修復難行届、依テ今般別紙繪圖面略○之通悉皆
取兼ニ仕度、尤即今兵部省御用ニハ相成不申候間、此段宜ク御聞届被成下候様奉願候以
上。

辛未八月

東京御府

増上寺

奉願口上覺

野院儀從來宿坊家ニテ修復有之候處、五六ヶ年前ヨリ其儀無御座、建物向近來崩レ掛リ
居候得共、少破ノ取繕仕、相凌罷在候。然ルニ去月九日ノ烈風ニテ惣屋根瓦吹散シ、佛間並
住居向極大破ニ相成候得共、自己ノ營繕見積モ無御座、依テ檀家へ及頼談候處、此儘ニテ
ハ檀家寺役法要之節、雨漏凌方如何ニモ差支一同難澁仕候得共、手廣ノ住居向取繕難行
届旨申出、殆下當惑罷在候間、無餘義別紙繪圖面略○。朱引ノ通取縮修復仕度奉存候間、何卒
出格之御賢慮ヲ以、願之通速ニ御聞届可被成下候様、偏ニ奉願上候。以上。

辛未八月

増上寺山内
廣度院

東京府御役所

口上覺

當山内學寮ノ儀ハ檀方等無之ニ付、營繕向惣テ自分普請、眞教寮モ同様之事ニ御座候。尤
同寮儀法類武州埼玉郡貳丁目村西蓮寺大破ニ付同寺エ引移造營之上ハ眞教住職仕度
内存ノ趣兼テ申出居候、此段御尋ニ付奉申上候。以上。

辛未八月十日

増上寺印

東京御府

兵部省御中

東京府

増上寺山内院寮毀縮云々、昨二十八日御掛合及候處、右ハ過ル五月中御答被成候由御申
越ニ候得共、別斷事件ハ疾ク取計候儀ニ有之、其後ニ至リ去八月十八日付ヲ以當府見込

帝都時代ノ遊園

之廉詳細申進候儀ハ、于今御答無之候ニ付御異存有之間布ト存候得共、一應爲御承知尙又申入候次第ニテ、當府ニ於テ遺忘ノ儀ハ素ヨリ無之候間、篤ト御承知有之度、此段申進候也。

辛未九月二十九日

尙以往復帳ヲモ御一覽ノ上、御調有之度候也。

増上寺境内院寮破壊ニ付、御掛合之趣致承知候、右ハ別紙之通過ル五月二十五日詳細及御回答置候處、又々昨夕御掛合之趣ハ何等ノ間違ニ候ヤ、全ク御府ニ於テ御遺忘ノ儀ト存候間、別紙相認此段及御回答候也。

辛未九月二十九日

東京府御中

兵部省

過日御掛合有之候増上寺庫裏、並寮民寮外七ヶ寺毀縮云々ノ儀ニ付、山内取扱ノ者エ爲取調候處、別紙朱書之通申出候ニ付テハ、美寮ノ分ハ其儘御差留置、差支無之分ハ何レ共御府ニテ可然御取計有之度、此段御答旁申入候也。

辛未五月二十五日

東京府

兵部省

増上寺山内

○未書
増上寺大破ノ場所ハ差支無御座候。

學頭寮ト申居美寮ニ御座候間、御用濟ニ相成申候。

寮民寮

右寮ハ海軍軍艦宿陳ノ宛。

眞教寮

右ハ宮様御内岩村殿止宿。

德善寮

右ハ昨年毀縮相成候。

祐音寮

右ハ御用濟ニ相成候寮ニ御座候。

玄嶺寮

右ハ新答鐵太郎止宿。

在玄寮

右ハ兵隊ノ御用無之候得共、差支無御座候。

松蓮社

右ハ昨年末毀縮相成候。

鑑蓮社

總高寮稅一ヶ月五匁八分七厘、右八十倍増宛差遣候儀ニ御座候。

眞鬼尾

帝都時代ノ遊園

芝山内是迄貴府及當省兩支配相成居候ニ付テハ、往々不都合ノ儀モ可有之、御府限り御支配相成度云々、先般御申越ニ付篤ト熟考致候所、右山内之儀ハ將來必定軍事入用之地理ニ付、是迄ノ行形ヲ以當省管轄致置可申、仍テハ爲後證別紙之通約定可致御差支ノ廉モ有之間布哉及御打合候、否御回答有之度候也。

辛未十月三日

兵部省

東京府御中

一、芝増上寺境内ハ軍事必要ノ地理ニ付、兵部省ニ管轄スベキ事。
一、住僧並諸寺院寮建物等東京府支配タルベキ事。
一、兵部省ニ於テ諸寺院寮借入ヲ要スル時ハ東京府へ申告スベキ事。
一、諸寺院寮建物取毀等ハ東京府ニテ許可シ、山林伐拂、土地開墾等之儀ニ付テハ兵部省之許可ヲ要スヘキ事。
一、境内へ市店等相開候節ハ、東京府ヨリ兵部省へ申告スベキ事。
右之通決定候事。

辛未十月

兵部省
東京府

芝増上寺境内所轄之儀ニ付、別紙之通兵部省ヨリ伺出候處、御差支之筋モ有之間敷候得共、一應及御打合候也。

壬申三月四日

史官

東京府御中

芝増上寺境内之儀、去ル戊辰ノ年以來陸軍兵隊屯所準備トシテ元兵部省ニ於テ致管轄來候得共、右寺内僧侶等ハ東京府ノ所轄ニ付、自ラ兵部省東京府兩支配ノ姿ニ相成、不都合之儀モ有之候間、昨辛未十月別紙之通同府へ及掛合置候得共、今何タル返答モ無之、然ル處右地所ノ儀ハ當府下西南ノ要衝將來ハ必ズ陸軍不可缺ノ地利有之候間、右地所一圓自今改テ當省管轄被仰付候様仕度、尤現今住僧等御處分相成候儀ハ、至急御運兼候情實モ可有之候間、追々御處分相立候迄ハ、可爲從前ノ通旨、御沙汰相成候ハ、東京府ニ於テモ別ニ差支有之間敷、別顯早々御評決可被成候、此段申進候也。

申五月二日

山縣陸軍大輔有印

正院御中

東京府

正院御中

芝増上寺山内一般陸軍省ニ於テ所轄いたし度云々、伺書御添差支有無打合之趣承知仕り候、右ハ過日博覽會事務局ニ於テモ諸物品排列検査之爲メ、院寮總テ引請度旨書類御廻ニ付、其節御答申候通差向何れへ引渡可然や、當府ニ於テ取計兼候間、陸軍省並博覽會事務局開拓使等専用先渡之差等ハ御評議之上、夫々御達有御座度、尤同山内僧侶共情態相尋候處、今又別紙之通申立、則御廻申候條、其邊御承知御決議御座候様いたし度、依テ陸

軍省ヨリ之伺書御返却御答申候也。

壬申三月

追而増上寺差出候書類繪圖面共御覽濟御返却有之度候也。

芝増上寺之儀ニ付委細別紙之通正院へ進達いたし置候處、追々同様届出候向有之ヤニ相聞候間、兼テ宜敷御差含有之度、即別紙寫相添、此段及御依頼置候也。

壬申三月五日

海軍省

東京府御中

芝増上寺之儀ハ海軍辦利之地ニ候間、艦船乗組士官揚陸所等ニ致度目算ヨリ、惣テ家作之儀ハ當省ヨリ増上寺へ申入、相當ノ直段ニテ買上候都合略相調候折柄、過日築地類焼ノ節、水兵本部並水路局共焼失致候間、不取敢芝山内へ引移申候依テハ前々ヨリ非役士官等住居爲致置候ニ付テハ、増上寺之爲取縮掛之者兼テ出張申付置候條、末々モ追テハ當省支配地ニ可被仰付候様、兼テ申出仕候也。

壬申三月四日

海軍省

正院御中

追テ家作ハ相當ノ直段ニテ買上候様、増上寺ニモ打合、追々相調候間、前條御聞届相成候へ共、東京府へモ御沙汰相成候様奉願候也。

芝増上寺之儀ニ付、正院へ申出候趣、別紙相添昨夕爲御含及御掛合置、然處別紙繪圖之内

黄色之分當省へ賣渡候者、同寺ヨリ返答承届候ニ付、爲御心得不取敢御案内申入候、尤猶正院へ申上、唯々御達相成候承可然候へ共、其内此段及御掛合置候也。

壬申三月七日

海軍省

東京府御中

海軍省御中

東京府

芝増上寺山内之儀ニ付云々、正院へ御伺書添御掛合之趣致承知候、右ハ同寺院寮取扱方ニ付テハ、見込當府ヨリモ正院へ申置候次第有之候間、何様御申越之通り、前廉差含置候義ハ取計兼候、此段可然御承知有之度候、御答旁申進候也。

壬申三月七日

東京府

海軍省御中

芝増上寺山内黄色之分御省へ御買入之儀、同寺ヨリ返答有之趣ヲ以御申越致承知候、右ハ同寺所分ノ義ハ、當府ヨリモ正院申立置候次第モ有之、且地方之手ヲ經スシテ御相對御買入相成候モ難得其意義ト被存、且増上寺ヨリ申出候品モ有之、旁承諾致兼候間、唯々席ヲ以テ御取計有之度、依之御廻之圖面返却、此段及御答候也。

壬申三月七日

口上覺

當山内寮舍海軍御省ニテ御買上之儀ニ付、各存意相糺可申上、旨御達ニ付、左ニ申上候。

帝都時代ノ遊園

右四軒坪數相違ニ付、再應御見分被成下旨申出候。 玄 信 寮 貞 門 寮 玄 嶺 寮 案 從 寮

右貳軒寮主歸國中ニ付、暫時御猶豫被成下度旨、法類共ヨリ申出候。 了 寬 寮 了 教 寮

右ハ幼學所ニツキ御除被下度旨申出候、前七軒ノ外先般代料見積書ヲ以テ申上候向、一同御買上相成候テモ違存無御座候、乍去累年疲弊之折柄ニ付、御愛恤御沙汰被成下候様奉願候、此段御尋ニ付申上候。以上。

壬申四月

增 上 寺

山内建家直段取調帳

金六百拾五兩貳分 佛 心 院
金四百六拾兩 大 眼 院
金九百四拾六兩貳分永百卅文 專 稱 寮
金九百貳拾貳兩壹分永六十二文五分 念 達 寮
金貳百五拾三兩貳分 了 寬 寮
金三百五拾三兩貳分 光 禪 寮
金貳百五拾七兩 海 音 寮

金貳百四拾兩貳分 嶺 心 寮
金六百四拾九兩貳分永百八拾七文五分 德 存 寮
金四百拾八兩 玄 城 寮
金貳百八拾三兩壹分 歡 苗 寮
金六百五拾貳兩壹分 洞 雲 寮
金五百六兩永貳拾文 靜 恩 寮
金四百貳拾五兩貳分 學 勇 寮
金三百卅九兩壹分 海 嚴 寮
金五百五拾五兩 俊 察 寮
金貳百八拾兩 深 舜 寮
金四百拾五兩三分永百廿五文 大 觀 寮
金四百三兩三分 密 雲 寮
金八百四拾兩 密 雲 寮
金五百貳拾兩 取 披 寮
金三百八拾九兩貳分 德 門 寮
金四百貳拾八兩永百廿五文 成 頓 寮
金三百八拾四兩三分永六拾貳文五分 密 山 寮

壬申五月拾二日

正院

東京府御中

開拓使

芝増上寺本院買取當使出張所假學校等取設候處御雇教師米人等差置候義ニ付、構内手狭早々差支候間、門前ニ松櫻植溜地所三ヶ所合坪千九拾七坪、並出張所構内地坪七千六百三拾四坪九合五勺五才御拂下地相願度、則別紙繪圖面相添及御掛合也。

壬申五月拾貳日

○未書
壬申五月

芝増上寺山内之義に付、正院より別紙之通御達有之候間、海陸軍兩省並開拓使エ左案を以て申入可然哉、爲伺申候也。

開拓使御中

東京府

芝増上寺元本坊前松櫻植溜地所三ヶ處共、御使出張所へ圍込被成度云々、圖面添御掛合之趣爲承知候、右は同寺而已ならず、各寺院境内一般處分候處、同山内之儀は正院ニ於て御詮議之筋も有之候付、當府ニ於て嚴重取締可致旨、今般更に御達相成、殊ニ見込之筋も有之、旁差向之處御引渡等之儀は取計兼申候、此段可然御承知置被下度、御回答申進候也。

海軍省

陸軍省

東京府

芝増上寺山内之儀、正院ニ於テ御詮議之筋モ有之候ニ付、當府ニ於テ嚴重取締可然旨今

般更ニ御達相成就而ハ、先般中屢々御打合有之候内、同山内云々ハ、渾テ取消シ候條、左様可被成候、尤相對以テ院寮家屋御買入被成候義ハ、強テ差間無之候間、其時々御通達有之候様イタシ度、此段申進候也。

壬申五月

是秋○明治三年紀元二五三〇年招魂社々殿造營ニ著手ス、五年壬申○明治〇紀元二五三二年一二月

正殿上棟、五月○明治五年紀元二五三二年工成ル。○續武江年表。

招魂社々殿造營 明治二年創建スル所ノ招魂社ハ假殿ナリシヲ以テ、三年九月本殿造營ニ著手ス。

九段坂上招魂社は去年○明治二年御創建の處、坂下武家地同所御用地に成り、建物御取拂空地に成る。同社構への外、南の方町屋出來後取據。

七月末○明治三年より九段坂上御修復、坂上招魂社の正面へ常夜燈を設らるべき大き成燈籠臺を建らる。此節より造營始り、石を疊て臺とし、末十月に至て成就す。

同月○九月廿日より招魂社は迄假殿にてありしを、あらたに御造營の事始りて日々材木を曳く、飯田町富士見町の者おのつから浮れたちて伎踊遊物等を催して賑へり。

二月五日○明治五年午刻招魂社正殿上棟式御執行あり、同年五月經營成る。在來の馬場並武家邸所、搦ひ、東西五丁餘南、北一丁程の所をならし、奥の方東向本社を建、社前に馬場を設られ、東の方入口より左右に玻璃漏の燈籠を建、列ね、境内櫻多く植られたり、十年に至り惣構への石垣并社の後に林泉築山を築せられ、花木刻り立、處々に四

帝都時代ノ遊園

招魂社々殿造營

招魂社々殿造營事蹟

河の茶亭を設らる、近來の盛事にして東京一の壯觀なり。

明治維新後に於て始めて庭園を新修したる者は、前記の本所丸山氏を以て嚆矢とす、之に次きては九段坂の上なる招魂社の庭園なり。しかしながら招魂社の庭園は一時の興造に非ずして、前後十餘年間に涉りて落成を告げたる者なり。最初には社の西側より北側、即ち後面にかけて樹木を植附け、巖石を配置せり。其東側は後年遊就館の建築成就の後に出來たる者にして、山水造の部分は三回も四回も作り改め、年を逐ひて漸く出來上りたれば、最初着手よりは數年後に屬せりとす。其西側北側、短折したる平庭は即ち文人風の作法にて、當時流行の梧桐、寒山竹や、白木蓮、百日紅や芭蕉並に瘦松等を排次し、其根抵に畸形異狀なる巨石を粧點して、宛も文人畫即南宗畫に酷似したる光景を顯出するに至れり。而て廣き道路を隔て、西北隅には梅林を作り、又西側の裏門を開通したる東南畔には桃林を設けて、社の前面一帶の櫻林と映帶せしめたり。此地爽塏にて土壤膏腴なるを以て、梧桐などは生長最早く、又瘦松も其發育頗宜しき上に、文人造の事として、年々葉掃除を爲す事も無く、勝手次第に繁茂せしめて、毫も鋏を入れず、剪透を爲す事も無れば、瘦松は肥松に變じて、最初植付たる時の可憐姿態を没却して、更に聳目するに足らざる所の山松とぞなりにける。其後度々の臨時大祭の節に、新齋場の必要にて社の西南部の庭樹を取除けて壇場を設けられし時に、其側に設置の立石芭蕉の景趣を撤去するに至れり。此立石は支那畫の太湖石に擬して、磯石と黒石とを以て巧に組合せ、透漏を二三箇處ほど作成したる、面白き形狀の者たりしなり。

明治園藝史

續武江年表

鎮火社創建

十月十五日 ○明治三年(紀元二五三〇年) 佐久間町 ○市内 二地ヲ相シテ鎮火社ヲ創建

ス。○鎮火社。法令類纂。東京府史提要。

鎮火社創建事蹟

鎮火社創建 神田佐久間町ニ東西百七十五間南北六十五間の火除地ヲ設ケ、中央ニ社殿ヲ創建シテ、鎮火ノ三神ヲ祭り、四方ヲ遊園ト爲ス。詳シクハ宗教篇ヲ見ヨ。

常務局

大參事

權大參事

神祇官 御中

東京府

去巳十一月十二日夜神田相生町より出火、最寄町々一圓及類焼然ルニ右場所ハ前々より出火又ハ類焼ニ有内神田町々へ飛移、大火ニ相成候義、數度有之、諸人難澁ニ及、愍然之至ニ候。仍る右場所へ火除地相設、大凡東西百七十五間南北六十五間餘、中央ニ鎮火之神火産靈神、水波能賣神、壇山毘賣神三柱を祭、四方ハ松杉其外花木とも植込、永久火災令免候様いたし度、依る今般別紙繪圖面之通宮島居南面ニ建立いたし、當府直支配之神社と定め、春秋之祭祀ニは府下神主共之内、人撰之上神事爲取行可申候。御官制則ニ觸候義ハ無之哉、此段及御問合候也。

午三月廿五日

追る別紙繪圖面御一覽後、御返却有之度候也。

世話掛年寄へ演舌

帝都時代ノ遊園

二二五

古來神田佐久間町出火之節、内神田町々延焼ニ及候義不遑枚舉、數萬之人民難澁いたし候段、愍然之至ニ付、今度右場所火除地取立、往々火災類焼爲、免度趣意ニ有、鎮火神社創造ニ付、内神田町々ニ於、右趣意難有事ニ存し、神社建立之助勢をもいたし、度心底之者可有之乎、區内中年寄ニ有、聞糺、右様之者有之候ハ、三十貳番組中年寄ヘ打合、社地境内松杉之植込、或は土手築立等之助力可爲致、且若きもの草木植込杯ニ參り候節、赤き手拭を冠り歌をばやし候程之義ハ不苦、勿論高金之品相整ヘ乙甲之振舞ハ不宜候間、其方共より猶能申諭、趣意貫徹候様可取計候事。

四月廿四日〇干支 缺ク。

大參事

權大參事

社 寺 掛

神 祇 官 御 中

東 京 府

先般及御問合候通、外神田ニ鎮火神社取建、火産靈神水波能賣神、山毘賣神三柱相祭候筈ニ付、此節神社落成、四方土手等も出來候ニ付、右神々勸請致度、過日増田權典事を以、御問合候處、御神體之儀ハ御鏡新鑄、知事祭主ニ相成、祭式可致執行等云々御談示之趣致承知候。然ル處新規御鎮座之儀、殊ニ府ヨリ相祭候上は、府下諸社之標準共可相成、胡乱杜撰之儀有之候ハ、不濟儀ニ候處、神祇之道詳ニ相心得候もの無之、就、右神體を始、新規御鎮座祭式一切御官ニ付、御取調有之、右執行之節ハ、官員之内出張取扱候様、今般丈

ケ御取計方相成間敷哉、御官中御多端之程相察候得共、何分前文之次第ニ付、可然御承知有之度、此段及御願候也。

庚午八月廿四日

尙々御鏡新鑄、其外諸雜費は勿諸當府ヨリ相廻し可申候間、御取調之上御打合有之候様致度存候。且又御鏡新鑄之儀、府下鏡匠ニ申付候ハ、自ら下民之愚、信仰方ニも指響不都合と存候。西京等ニ有、可然神鏡之工匠無之哉、其邊宜敷御勘考有之度存候也。

外神田鎮火神社取建云々之儀ニ付、御問合候事ハ、筆端往復ニ有、は相分り兼候儀も有之候ニ付、面談之上委細可申陳候間、其御府掛り之官員、明廿八日出頭有之度候也。

庚午八月廿六日

神 祇 官

大參事

權大參事

園 三

神 祇 官 御 中

東 京 府

神田鎮火神社頭之儀、別紙之通前幅貳間、奥行壹間三尺、但三尺ハ高壇ニ付、神體安置可致場所ニ有之候、右者今般新規鎮座之儀ニ付、御頼候處、過日増田權典事ニ御談示之趣も有之、爲御心得、右圖面指進申候也。

庚午九月二日

帝都時代ノ遊園

御宮内陣内法

幅 壹尺五寸貳分

長 五尺六寸

高 四尺八寸餘

兩開戸明キ

幅 貳尺

高 三尺七寸五步

右之通御座候

九月

鎮火社御靈代鏡、別紙雛形之通用度司ニ申入置候間、爲御心得申入候也。

庚午九月十五日

東京府御中

神祇官

字體此通り



鎮火社御靈代鏡之義、此程本省之御依頼之趣を以、神祇官ニ及打合候處、極上ニ新規出來いたし候様、尤委細繪圖面今日同官ニ差越候付、明日其掛筋之ものへ可申付と存候、尤凡六日程ニ有皆出來之積ニ付、其上ニ有神祇官ニ相廻候筈ニ候得とも、右ニ有御差支筋は無之候哉、御祭典御日取も可有之と存候間、一應及御問合候也。

庚午九月十五日

用度司

東京府御中

尙々御差急之趣も承知いたし候間、即御回答有之度候也。

大參事

鎮火社掛

權大參事

辨官御中

東京府

兼申進置候鎮火社、來ル十五日御鎮座式執行候ニ付、樂人入用之處、右者御官御所轄之旨ニ付、樂人當府へ御差廻有之候様致度、右爲伺鎮火社掛之者、壹人差出候間、御聞取之上、可然御取計有之度、此段御願談申進候也。

庚午十月

彈正臺御中

東京府

府下人戸稠密、火災甚敷、殊ニ外神田邊ニ出火、從來度々大火ニ相成、諸民難澁候ニ付、去巳十二月神田相生町ニ出火、類燒跡、同町外十ヶ町之内、九千坪餘町家取拂、火除地と致し、

帝都時代ノ遊園

同所へ鎮火社創建來ル十五日御鎮座式執行同夜々翌十六日迄諸人參詣差許候間爲御心得此段申進置候也。

庚午十月八日

十月十三日達ス

三十一番組添年寄	石川庄次郎	三十二番組同	益田金六
三十三番組同	岡村庄之助	三十四番組同	大坪捨五郎
三十五番組添年寄	明田清八郎		

其方共儀鎮火社掛年寄申談助合可致事。

大參事

權大參事

常務局

佐久間町火除地并周圍土手其外同所河岸地納屋取拂跡とも近々出來寄相成候ニ付るは場廣之處最寄町々心附申渡候而已ニるは自然取締方不行届ニ付川浚掛より打合之趣も有之候間別紙案文之通制札取建可申哉相伺申候。

庚午八月

鎮火社制札 七枚

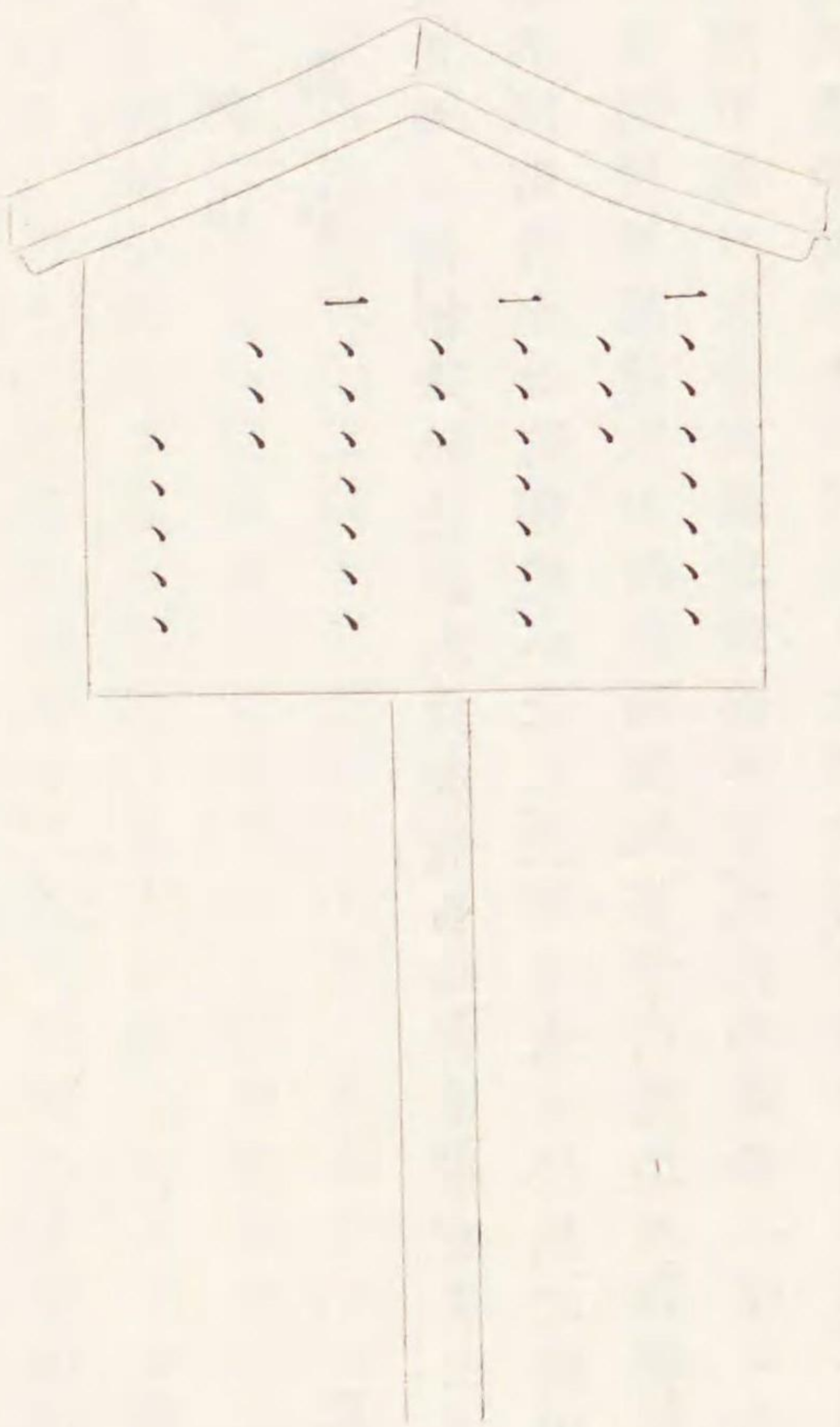
一、構内之竹木相取へからず并ちりあくた捨へからさる事。

- 一、不淨のもの并車馬通行いたすへからさる事。
- 一、土手上エ小兒たり共一切のほるへからさる事。

干支月

東京府

此分土手口
々七ヶ所記
相建候事。



○朱書 佐久間町河岸制札案 三枚

- 一、此河岸之内エ荷物差置候儀たとへ石瓦ニ候共不相成候事。
- 一、諸品水揚ケ積込候節留荷一切いたすへからさる事。

干支月

東京府

建札雛形前圖之通。

帝都時代ノ遊園

但此分河岸内ニ三ヶ所相建候事。

鎮火社御靈鏡出來ニ付、明十四日請取之官員御差向可有之候、仍此段申入候也。

庚午十月十三日

神 祇 官

東京府御中

御伺御紋之儀、府廳於多相用候儀不苦、尤不日一般之御布告ニ可相成候、仍此段及御答候也。

十月十四日

辨 官

東京府御中

東 京 府

當府下從來火災多ニ付、相除候仕法相立度兼多致、焦慮候處、去已十二月十二日夜外神田

相生町ヨリ出火、同町外十ヶ町類焼いたし、左程大火ニは無之候得共、冬春之際西北風烈

敷、外神田邊ヨリ出火候節は、下夕町一圓濱町筋深川邊迄及類焼候儀、舊來度々有之候ニ

付、外神田佐久間町邊ニ火除空地相設候ハ、火災相除候一端ニも相成候間、民部大藏兩

省ニ打合之上、前書類焼跡相生町外十ヶ町之内、惣地坪九千八坪餘町家取拂火除地ニい

たし、尤町家ニは夫々代地并家作土藏等引料相渡し候、且右火除地ニ火産靈神水波能賣

神壇山毘賣神三柱相祭り、鎮火社ト號し、神祇官ニ打合、同官々員も相頼、來十五日御鎮座

祭式致執行候、此段申進置候也。

庚午十月四日

鎮火社創建始末書

外神田鎮火社創建之儀は、東京之地人戸稠密、從來火災多ニて、殊ニ冬春之際西北風烈敷、

外神田ヨリ出火候節は、大火ニ相成り、京橋筋濱町邊、佃島迄及延焼候儀度々有之、○年月

神田佐久間町三丁目ヨリ出火、馬喰町濱町邊、深川迄類焼之由申傳ふ、○享保四亥年二月

十四日下谷數寄屋町ヨリ出火、佐久間町壹丁目川岸地ヨリ飛火、内神田町々類焼ニ付、同

町河岸通火除地ニ申付ル、○元文四未年三月四日妻戀町ヨリ出火、同町類焼、材木薪等ニ

火移り大火ニ相成ル、○寛政五丑年十月廿五日湯島無縁坂ヨリ出火、同町ヨリ飛火、内神

田町々濱町邊、深川迄類焼、○文政十二丑年三月廿一日同町ヨリ出火、下夕町一圓佃島迄

類焼、○天保五年二月七日同町貳丁目ヨリ出火、前書同様佃島迄類焼、○安政五年十

一月十五日下谷練堀小路ヨリ出火、同町エ飛火、外神田町々下夕町一圓類焼、此外小火之

分略之、尙又去已十二月十二日夜相生町ヨリ出火、同町外十ヶ町類焼いたし、前書之如キ

大火ニは無之候得共、度々之例も有之、兼る火災相除度ト知事大參事焦慮之折柄、右焼跡

火除地ニ可致ト遂評議、民部大藏兩省ニ打合候處、爲府下後害も相除キ候儀ニ候得は、異

存無之、入用金相渡候様可致旨申越ニ付、火除地ニ可致趣町方ニ相達候處、其處ニ永住商

業いたし、土藏穴藏等も所持いたし、一體舊ニ馴れ候人情ニ候得は、種々苦情歎願もいた

し候得共、其趣意懇ニ再三相諭し、前書相生町外十ヶ町之内、南北六拾間餘、東西百五十間

餘惣地坪九千八坪餘火除地ニいたし、尤其地住居來候諸民エハ夫々代地相渡し、惣金六千四百貳拾兩餘民部大藏兩省ヨリ請取、家作土藏等爲引料相應ニ手當遣し、右火除地は四方エ土手築廻し、其中程ニ前貳間奥行九尺之社頭南向ニ取建、神祇官エ問合之上、火産靈神、水波能賣神、山毘賣神三柱を相祭り、鎮火社ト號し、府ヨリ祭祀執行致し、長ク府下火災無之様相祈候事。

明治三庚午年十月

御觸案

○朱書
士族卒社寺町在總テ御觸相成候積。

府下人家稠密火災甚敷、殊ニ冬春之際西北風烈敷、外神田邊ヨリ出火候節は大火ニ相成候儀是迄度々有之、諸人之難澁不一、方候ニ付、去巳十二月中神田相生町ヨリ出火類燒跡、同町外十ヶ町之内九千坪餘町家取拂火除地と致し、同所エ鎮火社創建、火産靈神、水波能賣神、山毘賣神相祭候間、以來諸人參詣可爲勝手候事。

但來十五日夜酉刻御鎮座、同夜ヨリ明十六日迄祭式執行候事。
右之趣、向々爲心得可相達もの也。

庚午十月四日

○法令類纂十
三日ニ作ル。

諸局エ掛ヨリ達し案

來十五日鎮火社御鎮座祭式執行ニ付、知事公初メ御初穂奉納被致候間、各様ニも御初穂奉納相成候儀ニ候ハ、前以當掛エ御指出有之候敷、十六日鎮火社エ御指出有之度、此段

得貴意候也。

但、祭式當日御指出之儀は、都合も有之候ニ付相斷候也。

庚午十月

鎮火社掛

各局 諸掛 御中

鎮火社御鎮座順序

一、十月十五日夕酉刻御鎮座之事。

但、晴雨ニ不拘候事。

一、本日第三字御靈當府出立之事。

但、御道筋別紙之通爲護送官員貳人、爲道拂等外附屬貳人先立之事。

一、御靈代辛櫃昇手替り共三人雇上ケ之事。

但、烏帽○、白張着用之事。此分神祇官ヨリ
借用ノ管談シテ

一、御靈代著社御鎮座式執行迄、内陣右脇エ假リニ辛櫃之儘奉置候事。

一、御靈代著社前第四字大祓、并大殿祭執行之事。

一、本日朝第八字掛之内兩三人社邊出張所エ罷出、諸事致指圖、其外掛ハ大祓前第二字迄ニ參着之事。

但、掛之内壹人府エ出頭罷在、知事公ニ附添出張之事。

一、掛り出張所前幕打之、高張提燈指出シ、東京府鎮火社掛出張所ト張札候事。

帝都時代ノ遊園

但、鎮火社最寄町家ニ知事公御休息所、樂人并右官員出張所取設候事。
一、十四日ハ掛リ一同齋戒致シ、吊喪問病肉食穢惡之事ニ預リ、絲竹歌舞等之事可相慎事。

但、十六日諸人參詣ニ付、出張之掛リハ右同様之心得可有之事。

一、御鎮座ニ付知事公ハ御衣冠掛官員ハ直垂上下可爲勝手之事。

一、神祇官々員并奏樂人并府官員掛年寄共辨當被下候事。

但、喫飯夕第五字ノ事。

又辨當壹人前壹朱宛之事。

一、御鎮座畢於社頭掛官員并同年寄并神器等寄進人御神酒頂戴之事。

一、十五日夜九字迄、十六日朝八字ヨリ夕四字迄開扉致し置、諸人參詣可爲致候事。但、掛官員壹人并掛年寄社頭ニ見張候事。

一、當府官員ノ外、町方等ヨリ初穂等奉納候ハ、奉納爲致、社頭見張官員ヨリ押切印致シ候受取相渡候事。

一、神饌御供濟、知事公始メ年寄迄神事ニ掛り候ものニ相分ち候事。

一、右神事中監察局ヨリ壹人出張之事。

鎮火社御鎮座次第

○朱書
○大祓

次官執行

先知事公以下著座。

次供神饌於神殿。

次讀祝詞。

次撤神饌。

次各退下。

○朱書
○大祓

供神饌於神殿。

次讀祝詞。

次撤神饌。

次各退下。

○御鎮座

酉刻神殿裝束。

次安御靈。

次知事公以下著座。

次供神饌。

此間奏樂。

次供幣物。

帝都時代ノ遊園

次官執行

長官執行

○朱書 紙
順序細ニスレハ左之通相成ル。

酉刻知事公以下官員著坐。

次神樂人著坐。

次神樂裝束。

次安御靈。

次著坐。

次供神饌。

此間奏樂。

次供幣物。

以下本文ノ通。

次讀祝詞。

次各進拜。

次撤神饌并幣物。

此間奏樂。

次閉扉。

此間奏樂。

次各退去。

大祓并大殿祭神饌

○朱書
四、野茶。

○朱書
一一、酒。

中央

○朱書
一、洗米。

○朱書
三、魚物。

畢。

御鎮座神饌

○朱書
十、鹽水。

○朱書
八、甘菜。

○朱書
六、奧津藻。

○朱書
四、鰯廣物。

○朱書
一一、酒。

中央

○朱書
一、飯。

○朱書
三、酒。

○朱書
五、鰯狹物。

帝都時代ノ遊園

○朱書
七邊津藻

○朱書
九幸菜

畢。

大祓詞

高天原 爾神留座 須神魯伎神魯美 乃命以 皇御祖神伊邪那岐命筑紫日向乃橋乃小門乃
阿波岐原 爾御禊祓 比給之時 生座流 祓戸乃大神等 此新宮乃諸乃枉事罪穢有 娶乎祓給比
清米給 申事乃由乎

天津神國津神八百萬乃神等共爾 天乃斑駒乃耳振立 聞食止 種々乃物乎禮代止奉利 恐
美恐毛白須

明治三年十月十五日

大殿祭祓詞

掛卷毛畏支

屋船句々能智神屋船豐宇氣姬神乃大前 爾恐美恐毛白 今造奉禮此大宮乎神長柄守賜
幸賜天宮地波底津岩根乃極美 下津綱根昆虫乃禍无久高天原波青雲乃靄久極美 天乃血
垂飛鳥乃禍无久造立 留柱桁梁戸牖乃錯比動鳴事无久御床都比乃佐夜伎无久平久安久
守幸給 種々乃物乎禮代止奉利 畏美畏毛白須

明治三年十月十五日

鎮座祝詞

掛卷毛恐支

火産靈神埴山姫神罔象女神都三柱神乃廣前 爾正位行東京府知事藤原朝臣 恐
美恐毛白 是乃東京 家居甚毛繁 自然良火災度末禍久 安人々歎悲利 故此處
乎掃清 宮柱大敷立 豆
御靈乎招奉利 齋奉利 今年十月乃今日乃此日乎 萬代 爾不絶 祭日止定 慎敬奉仕 禮代
乃大幣帛止 御服御酒海川山野乃種々乃物乎置足 進流 宇豆乃御幣乎平久聞食 豆 御
心毛穩 爾荒比給事无久火災乎 防護給比 天乃益人乎 益々 爾幸恤給止 恐美恐毛白須

明治三年十月十五日

町觸案

中添 年 寄 共

來ル十五日外神田鎮火社御鎮座ニ付同日未ノ中刻當府より御靈出御御道筋別紙之通
相成候間御道筋横道共御通り差掛り葬式又は不淨之もの不行逢様其外往來人等總
不敬無之様取締方精々心付可申事
右之通持場限無洩様可觸示者也

庚午十月十二日

帝都時代ノ遊園

御道筋

一、當府表門方山下御門、山下町、南鍋町、尾張町、左エ銀座町、京橋、日本橋通、筋違橋御門、右エ神田花田町、河岸通御社。○法令類纂同。

大參事

權大參事

鎮火社掛

鎮火社開扉之儀ニ付、掛年寄ヨリ別紙之通願出候。右は願之通御聞置相成可然哉ニ候へ共、日數餘り餘計ニハ不都合ニ付、尙又年寄エも相糺差支無之旨申立候間、例月十五日一日朝五時ヨリ夕七時迄開扉願之通御聞被置、不取締之儀無之様相達可申哉。

庚午十月廿七日

一、鎮火社御神事相濟候ニ付、内外御締り鍵ハ私共ニ御預ケ被仰付、非常之節ハ不取敢驅付、御立退之儀取計候様御沙汰之趣奉畏候。右御内陣之義は非常之外、私共限り決る進退致間敷、御宮之義ハ朔日十五日十六日廿八日連月四日宛朝五ツ時夕七時迄開扉御宮廻掃除いたし、尤參詣人も少々ハ可有之間、私共申合不取締無之様心付可申間、此段御聞置奉願候。已上。

庚午十月廿七日

掛年寄共

鎮火社開扉之儀、例月十五日一日朝五時夕七時迄開扉いたし、尤不取締無之様申合心附可申旨奉畏候。已上。

庚午十月廿九日

大參事

權大參事

鎮火社掛

大藏省御中

東京府

府下外神田佐久間町燒失跡ニ火除地取設ケ、鎮火社草創致候付、右入費之分も御省ヨリ出方を以右祠堂營繕致シ、今般出來候付、辨官エ申立、神祇官エも打合之上、去月十五日鎮火社御靈鎮座祭典相整申候。就るは金貳百貳兩貳分壹朱と錢貳百三十六文入用相立候ニ付、當府定額金之内を以仕拂候可然と存、其通取計可申候間、左様御承知有之度、此段申進置候也。

庚午閏十月

大參事

鎮火社掛

權大參事

書面金澤邸内之椎木等鎮火社へ植付仕趣、邸宅掛ニ差支も無之旨ニ付、伺之通御聞置相成可然と奉存候。

〔書面之趣可爲伺之通事。〕

於當掛差支無之候。

邸宅掛

昌平橋内金澤邸此程上地相成當時當御府御持之由、右邸内ニ椎小木十本程、梅貳本、其外

帝都時代ノ遊園

掛年寄惣代
片岡二左衛門

苗木石類等有之、右ハ手近之場所ニモ候間御不用ニモ候ハ、引取鎮火社地ニ植付申度奉伺候。已上。

閏十月十四日

掛リ年寄共

大參事

權大參事

常務局

大藏省御中

東京府

外神田佐久間町鎮火社祭典入用金之儀、當府定額金之内ハ仕拂候様取計可申段先日及御打合候處、右者廳外臨時之入費ニ付、定額之内へ籠候者相當致間敷ニ付、別段御渡可相成候間、内譯帳可差出旨御申越之趣致承知、則別紙内譯帳差出候間、御取調之上右金御渡有之度、且同所造營入費之儀も同様内譯帳差出候様御申越ニ候へ共、是は請負申付爲取建候儀ニ付、右請負人方差出候仕様書御廻し申上候、此段再答旁申進候也。

庚午閏十月

追々祭典入費御渡日限之儀者、尙御申越有之候様致度候也。

外神田佐久間町ニ造營之鎮火社祭典相整候ニ付、右入用金貳百貳兩貳分壹朱錢貳百三拾六文御府定額金之内を以仕拂候趣御申越有之候處、廳外臨時之入費定額之内ニ籠り候者相當致間敷候ニ付、右金高別段御渡可申候間、内譯帳御差出可有之、且同所造營入費之儀も同様内譯御差出有之度、此段御答旁申入候也。

庚午閏十月十五日

大藏省

東京府御中

大參事

鎮火社掛

權大參事

別紙口上書之通、片岡仁左衛門申立候ニ付、取調候處、元講武所跡ハ一旦桑茶植附場ニ願濟、此節尙又大學南校ヨリも懸合有之、辨官ニ御伺中ニ候得共、桑茶植付場ニ願濟候迎地面迄ニ、樹木ハ別段御拂下ケ之筈、彌南校ニ引渡候共、樹木ハ別段之儀ニ付、拔取候ても宜敷旨邸宅掛申之候ニ付、爲拔取候様更ニ邸宅掛ニ御達有之度存候。

庚午十一月三日

小川町元講武所御構内ニ樹木有之由、右場所御府御持ニ御座候ハ、私罷越見届候上御差支も無御座候ハ、鎮火社ニ引取植込候様仕度候。

小川町元講武所構内
一、櫻小木
内、榎四五本程ハ不用ニ相見候。

六拾本程。

右ハ御不用木ニモ御座候ハ、引取鎮火社境内へ植付申度、尤追々寒氣ニ向ひ保方不宜趣ニ付、來未春ニ至り引取候様仕度奉伺候。已上。

但、此程御伺申上候昌平橋内金澤藩上邸内椎并梅共引取植付相濟申候。

午十一月

掛リ年寄共

○張紙
小川町元講武所内樹木當時引取之義差支無之候、尤急ニ外御用地或ハ拜借地拂下ケ

帝都時代ノ遊園

地等相成不申候節ハ、來春ニ至リ引取候るも差支無之候事。

庚午十一月七日

邸宅掛

○朱書 庚午十一月七日増田權典事ヨリ片岡二左衛門へ達ス。○以下植込寄進樹木等略。

拜殿寄附

一金拾兩

須田町紐水菓子屋

西村小市 五〇外十

拜殿寄附

一金拾兩

通新石町紐水菓子屋

神田佐柄木町 彌 七〇外十 八人略。

拜殿寄附

一金貳拾五兩

神田京寄薩摩芋屋

須田町 井上安左衛門 五〇外廿

拜殿寄附

一金五拾兩

三拾三番組

三河町三町目、同町裏町、同町四町目、同町裏町、四軒

町、雉子町、神田佐柄木町、同所新銀町、同所關口町、同

所多町壹丁目、同町貳丁目、連雀町、神田鍋町、同所東

鍋町、通新石町、須田町、神田小柳町、同所黒門町、

十八ヶ町 右町々店中

乾物問屋

連雀町寄番地主 小栗兆兵衛 八

奉納金拾兩

御賽錢勘定書

午年分 十月十五日御祭典已來同 十二月廿九日迄御宮賽錢高

一、錢百三拾貳貫九百九拾五文

此内

錢 三貫八百六文

同 十月十五日備物

同 五百六拾四文

同 植物吹倒候節竹代。

同 貳貫六百六拾四文

同 十一月十五日備物。

同 六拾七貫五百文

同 御宮廻地平均手間代。

同 貳貫六百三拾貳文

同 十二月十五日備物。

同 七拾七貫百七拾文

引 錢五拾五貫八百貳拾五文

此分掛リ年寄共御預リ混在候。

右は去午十月十五日方同十二月廿九日迄御宮賽錢書面之通取調申上候。已上。

辛未正月

掛リ年寄惣代 第三十一區 片岡一左衛門 申添年寄

鎮火社祭日爾今十一月十五日と被相定候事。

右之通爲心得相達候事。

辛未十月十四日 〇法令類纂東京 府ノ三字有リ。

鎮火社

帝都時代ノ遊園

一、社入ハ庶人立入拜禮致候場所迄立入候儀ハ不苦靈秘ニ致シ庶人猥リニ不爲立入場所其餘廟所墳墓又境内メ切之場所ハ相斷可申尤彼方懇望ニテ其主司ニ於テモ強チ差支無之候ハ、臨機ノ取計ヲ以テ差許候トモ不苦事。

一、東京開市場之外諸村ニ於テハ外國人ト商賣取引不相成筋ニ候得共、通行之節聊カノ土産物等買得之儀相望候ハ、賣渡候テ不苦萬一拔荷密商等ノ所業ニ及ヒ候ハ、屹度咎可申付候條、若拔荷密商等見出シ候歟又ハ企候モノ有之ヲ承リ込候ハ、速ニ東京府又ハ其支配之役所へ可訴出其品ニ寄り御褒美可被下事。

一、宗門之儀前々ヨリ之御法度相守リ、彌以堅ク可相制、若異門之噂致シ又ハ申勸候者等有之候ハ、其段早速其支配之役所へ可訴出事。

一、阿片煙草吸喫致シ候儀ハ嚴禁ニ付萬一竊ニ相用候歟又ハ所持致シ候歟或ハ外國人ヨリ密ニ買取候モノ及見聞候ハ、前同様可訴出事。

一、外國人ニ對シ亂暴狼籍ニ及候ニハ禮儀ヲ失ヒ候恥辱ノミナラス、第一御威光ニモ相拘リ、以之外ノ事ニ付キ兼テ御布告モ有之、今後右様心得違之者ハ無之咎ニ候得共、町村ニ於テモ兼テ手筈打合置萬一狼籍ニ及ヒ候者有之節ハ、所ノ者打寄擲取若シ手ニ餘リ候ハ、打果シ候トモ不苦候、若シ取逃候ハ、地元町村ヨリ時刻ヲ不移其支配之役所亦東京府へ口上ヲ以テ成トモ手分ケ致シ迅速ニ可届出候、其餘詮議ノ手掛リニ可相成儀等及見聞候ハ、聊ノ事ニテモ不隱置是又早々可申出其品ニ寄り夫々御褒美可被下候

事。

附、亂暴ヲ受候外國人ノ國名姓名等相分リ候丈ケ承糺シ可申立、且當人ハ手當行届候丈ケ介抱致シ、精々心附可遣、萬一絶命ニ及候ハ、大切ニ守護イタクシ、差圖相待可申事。右之條々屹度可相守、若シ後日ノ引合ヲ遁レンガ爲メ及見聞候儀ヲ押隱シ、追テ相顯ルハ、ニオイテハ當人ハ勿論、所役人迄モ夫々嚴重咎可申付候條、心得違無之様可致住今以後毎年一度宛其所役人ヨリ前書之趣小前之モノへ爲讀聞無遺失様可相守モノ也。

庚午閏十月

太政官

附

外國人遊歩規程外勝手ニ通行不相成義ハ、兼テ心得可有之處、間々通行云々ノミ届出、其免許ヲ得シヤ否ヤモ不承糺、剩其名タモ明瞭ナラサル届方有之、其國領事へ懸合方ニ差支往々不都合有之候ニ付、爾後外國人臨時其縣下通行候ハ、於宿驛其國名人名及免狀所持否等承糺シ、右免狀所持之外國人ハ無差支通行爲致、若又免狀所持無之者ハ一切通行不相成候間、厚說諭ヲ加へ、其者居留ノ開港場迄縣官附添、其開港場ニ至リ其廳引渡候上、其段當省へ可届出候、此段相違候也。

右之通諸縣へ相違候ニ付、爲御心得此段申入候也。

六年四月十日

外務大 小 丞

東京府 御 中

法令類纂

上野花時音曲禁止

四年辛未○明治○紀元正月廿七日大學上野山内○市内ノ遊觀ヲ許スコト舊ノ如ク、○太政類典二月○明治四年花時ノ音曲ヲ禁止ス、幾モナク之ヲ許ス。○上野山内一件。

上野花時音曲禁止事蹟

上野花時音曲禁止 八、

四年○明治正月廿七日

上野山内遊觀從前ノ通り差許シ、大學東京府協議取締ヲ設ク。

大學伺 辨官宛。

東校御用地上野山内舊來諸人遊觀ノ地ニテ、往時東京府管轄ノ砌モ花時ハ仍舊遊觀酒宴ヲ許シ、山内掛ケ茶屋等相許シ有之候ニ付、即今東校御用地ニ相成候ヘトモ、未タ經營相始不申候間、別紙ノ通り東京府ヘ打合、營繕取掛リ候マテ當分ノ内諸事從前ノ通り差許シ置申度候。然ルニ漸花時ニモ相成候ヘハ、日々遊人雜沓或ハ酒亂暴行ノ徒有之候半モ不可圖、近來外國人モ許多遊覽仕候ヘハ、是以テ不慮ノ變有之間敷モ難期、旁以テ掛念不少候ニ付、於山内ハ酒食ノ儀ハ堅ク制禁相立可申哉、又ハ當分百般是迄ノ通り寛假致シ置候半哉、至急御沙汰相成度、此段相伺候也。未正月廿五日大學

諸事從前ノ通り差許シ置不苦候、尤取締向ノ儀ハ東京府ヘ申談可取計事。正月廿七日東京府回答 大學東校宛。

上野御用地内へ掛茶屋渡世ノ儀、當分營繕御取掛リマテハ是迄ノ通り差許被置候ニ付、右稅トシテ山中掃除並非常取締ノ儀ヲモ、田口少主簿ヲ以テ御打合ノ趣承知致シ候。右ハ從來渡世ノ者並新規ノ者ト雖モ、其區々町役ノ手ヲ經候テ御許シ有之度市籍外ノ者渡世候通りニテハ一般ノ取締ニ差響可申候間、左様御承知有之度、萬一亂暴人有之候節ハ、最寄兵隊屯所へ届出候様相達被置度、勿論兵隊ヨリモ折々巡邏爲致可申義候。此段御答及ヒ候也。未正月廿三日大學

尙々一昨巳年掛茶屋渡世ノ者共へ申渡置候請書寫、御心得迄ニ御回シ申候也。口達之覺

來ル十四日ヨリ上野黒門御開相成候ニ付、山内へ晝ノ内手輕ニ葭簀張腰掛ニ致シ、酒食持込渡世致シ不苦候、尤夜分ハ取片付候儀ト可心得、見物人喧嘩口論等無之様、精々心付可申、萬一亂妨人等有之候ハ、同所御取締兵隊へ可申立候。右之通り被仰渡奉畏候、尤山内へ罷越渡世致シ候者共ハ、日々掃除可致旨被仰渡、是又奉畏候、御請書奉差上候處仍如件。

己巳二月十三日 大學

十三番世話掛

名 主 源 八

太政類典

大參事 權大參事

市 井 掛 社 寺 掛

帝都時代ノ遊園

二五三

大學東校御中

東京府

先頃上野山内掛茶屋之儀ニ付御懸合之趣致承知候爲御參考去々巳年春當府達書相添及御回答尙年寄共ニモ其旨相達置候末、地内ニおゐて音曲類堅ク禁止之旨被相達、最初と見込相違及難澁候趣、別紙之通最寄年寄共々申立候ニ付委細聞糺し候處、難澁之趣無相違相聞、右は當節柄別々小民共生計一助ニモ爲致度、其邊御指含有之、於御校強御指支筋も無之候ハ、音曲も相成候様、可然早々御取計有之候様いたし度、別紙年寄申立書相添、此段及御懸合候也。

辛未二月十五日

尙々年寄共申立書御一覽濟御返却有之度候。

上野山内掛ケ茶屋内調書

三拾九番組

上野山内元山王社寮寄

凡六拾軒程

清水觀音堂同

凡五拾軒程

俗ニ摺鉢山下唱候處

凡六拾軒程

都合百四五拾軒程

右葭簀張掛茶屋不殘三間ニ五間宛、去午十二月十七日上野山内大學東校ヨリ從來差出候水茶屋渡世之モノ共、別紙之通口達觸有之候ニ付、出願之モノハ受人加印、同假御役所

山内宿坊
元妙教院願書差出候得ハ、追テ御呼出シ之上規則證文被仰付、御同所掛リ方御立合、地割杭打居、御割渡之上、御鑑札御渡ニ相成候由、右ヲ傳聞候最寄之モノ共、擧ル出願致追々軒數相増候得共、當正月廿日頃迄ニテ其後之出願御取用ヒ不相成由ニ御座候、尤地稅其外更ニ御取立無之、只當年ハ音曲御差止御制札御取建ニ相成申候。

但前書掛ケ茶屋之外、明地之場所ハ筵敷候茶見世三間四方宛御差許之由。
右内調別紙相添、此段申上候。以上。

辛未六月

三拾九番組

寄

共

口達之覺

一、此度規則改正致候ニ付テハ追々御普請御取掛リ迄、當分之内一同ニ鑑札相渡候間、左之規則厚ク相守渡世可致、且是迄世話方ト唱來候儀モ一切不相成候、諸事取締其外地所割渡等ニ至迄、御役所之差圖請可申事。

一、山内出稼之義者、兼テ御布告之通厚キ御趣意有之、御差許ニ相成候儀ニ付、此段改正致候上ハ猶一同心得違無之様、銘々神妙渡世可致、且以來世話方杯ト萬一地代等可差出杯ト申候者於有之ハ、早々可申立、速ニ所置可致事。

一、出稼之者共願筋可申立、廉有之候ハ、當人直ニ御役所へ可申出、事。

一、山内掃除之義ハ追テ規則可申達、事。

帝都時代ノ遊園

一、御門守衛山内見廻リ紛敷者共一々相改候事。
 一、其日暮之立商ヒ致候モノハ無構其所ニ差置可申、自儘ニ掛茶屋等出シ候者ハ見掛次第可申出事。

一、定見世差出置候者ハ、願之次第ニ寄見分之上其所ニ差置可申、新ニ願出候モノハ改テ地所割渡、其節杭持參可致事。

差上申御請書之事

- 一、御普請御取掛迄當分之内渡世御差許之上、御鑑札御渡、地所夫々御割渡被成下置難有仕合奉存候、就テハ御規則左之通、
 - 一、渡世之儀ハ朝五ツ時ヨリ夕七ツ半時限り之事。
 - 一、壹人ニ付見世壹ヶ所ニ限り候事。
 - 一、名前人ヲ拵、軒數ヲ増候分ハ、取調之上不殘山内爲引拂可申事。
 - 一、一同申合所々入念掃除可致事。
 - 一、喧嘩口論等ハ勿論、庶民之妨ケ致候モノ於有之者、其所之者中合可收鎮、若於捨置候ハ其所之者一同不念ニ付、山内爲引拂可申事。
 - 一、花折取候者、并盜賊等有之候節、早速御門守衛ニ可申出事。
 - 一、音物ケ間敷儀ヲ取計候者相聞候ハ、直ニ山内爲引拂可申事。
- 右之通堅相守可申旨被仰渡、一同承知奉畏候、依テ御請書奉差上候處如件。

庚午十二月

竪二寸二分

形 鑑 札 鑑

鑑 札 三 分 五 厘 程

何ノ番	何町	何之誰
何番	何	誰

大學東校

上野山内最寄
三三拾九番組

年寄 共

上野山内櫻花追々時節ニ向ひ候ニ付、最寄町々之もの共葭簀張水茶屋差出、其外節菓子等商ヒ罷出候處、當年之儀ハ御同所大學東校御持ニ相成候ニ付、一昨年以来トハ事替リ、同所ニ罷出候もの逸々山内明教院御東校ノ假御役所ニ相願、御聞濟之上御地所御割渡、規則請證文被仰付、番號之木札御渡相成既ニ掛茶屋凡百五拾軒程補理相成候。然ル處地内ニ於テ音曲類堅禁止之旨、此程ニ至リ山内所々御建札御差出相成候處、右茶屋之もの共者一昨年以来之振合ト相心得、中ニハ時借又ホ質入もの等致し、少々之元手金ニ懸茶屋等相願候處、俄ニ右體音曲御差止相成候ニ付、兼之見込相違致し、難澁之趣ヲ以右假御役所迄櫻花見物之もの銘々携來候鳴物之儀御差許被下度旨、再應難願申出候得

帝都時代ノ遊園

二五七

共御採用不相成、一同當惑罷在候趣ニ御座候、右出茶屋等差出候もの共ハ何れも困窮之もの共ニ付、可相成御儀ニ御座候ハ、見物之もの共携來候分而已鳴物御差許被下置候ハ、多人數之もの共一同活計之一助ニも相成、殊ニ全晝之内計之葭簀張出茶屋一ト通之儀ニ付、不取締之筋も有之間敷哉ニ奉存候。右事情取調申上候。以上。

辛未二月

上野山内御建札御文言、并掛茶屋之もの共歎願書寫

上野山内最寄
三三拾九番組
添中 年年 寄寄 共

上野山内最寄
三三拾九番組

○朱書
當月六日領御建相成候
建札御文言寫

掟

一、御用地内之櫻樹一枝たりとも折取間敷事。
一、地内ニおゐて音曲類かたく禁止之事。
右之條々嚴重可相守もの也。

辛未二月

山内御取締

花房藩

大五 五ノ區

高崎藩

同 三ノ區

○朱書
掛茶屋之もの一同代歎願書寫

乍恐以書付歎願奉申上候

一、今般御當山御地所拜借願之通被仰付、一同難有仕合奉存候、酒喰之儀ハ御差免被爲遊候得共、鳴物之儀ハ不相成趣被仰出、一同奉畏候。尤來客持參之儀も多分可有之奉存候、其砌渡世之者ハ御差免無之段申聞候も、酒上之事ニ候得ハ聞有ニも相成間敷と、一同深く心痛罷在候、自然來客不參之儀如何可相成ト奉存候、左候得ハ今日之營方殆と當惑罷在候、何卒厚以御仁惠來客持參之分計御差免被聞分被成下候様歎願仕候、何卒右願之通被仰付候ハ、一同難有仕合奉存候。以上。

明治四辛未年二月

懸茶屋一同代
鈴木喜兵衛○外五

學校御役所様

不恐願掛茶屋渡世之者極御内意奉伺候

一、當分營繕御取掛候迄寛大之御所置被爲行、御當山ニ於テ市民トモ掛茶屋出稼之場所夫々願之通被仰付渡世罷在、一同冥加至極難有仕合ニ奉存候、然ル處時節柄追々春色相催シ、櫻樹綻ヒ、日増ニ水筒辨當等携、賑々敷歩遊被成候ニ付テハ、何卒花中計來客持參子供手遊之三味線出格之以御思召御差許ニハ相成間敷哉、御山内一入賑々敷渡世向繁榮

帝都時代ノ遊園

二五九

可仕ト奉存候情實生活榮枯得夫ニ抱候儀ニ付御趣意深奉恐縮候得共又候再願候。何卒御憐察被爲遊御憐愍之御沙汰被成下置候ハ、別テ一同難有安堵渡世罷在候。

右一同志願之趣奉再願候。以上。

掛茶屋一同代

鈴木喜兵衛外五

明治四辛未年二月

東校御役所御詰合

御役人衆中様

過日來及御掛合候鳴もの之義辨官よりも御達し有之候ニ付差許候。右及御答候也。

辛未二月廿八日

大學東校

東京府御中

尙昨日ニも可及御答之處取紛致延引候也。

上野山内一件

〔附記一〕 龜戸墨水東臺

二月十四日、兒嶋桂園邀余與細川林齋、舟遊龜井戸觀梅、遂飲柳島旗亭、分得佳韻、畫舟載興一尊借、爭奈老來無好懷、喜得郎君能勸醉、擎杯爲倩兩嬌娃、櫓聲咿軋趣殊佳、舟轉支流路不差、何處橋邊可登岸、長堤都被水烟埋、吟到梅邊興不乖、雙雙雲鬢影相偕、花神作意弄輕狡、故放低枝鈎玉釵、低徊林下眼頻揩、何樹占春花最佳、看取臥龍雖老矣、一枝亦足壓同儕。臥龍樹老蒼花不多故云。 罷書亭臺傍水涯、玉纖勸酒玉盤排、此間不可無絲肉、桃葉歌清一曲諧。

附記一
龜戸墨水
東臺

三月朔同蒲生子園取墨水看花

咿啞柔櫓趁春潮、三月風光屬月朝、一望長堤雲鬢鬢、看花蔗境是東橋、東風料峭送輕寒、紅濕林梢雨未乾、纔過寺門花更好、長堤曲處立筇看、江堤索句且閒行、芳草迎人屐齒輕、也是名花嫌鬧熱、只宜微雨不宜晴、饑走比年衣化塵、好懷寧有買芳春、閒身今歲天還我、又作花前淡蕩人。

三月十四日同柳圃畫史游墨水賞殘花得四絕句

又催吟伴賦春游、繖展閒行不借舟、昨夜鴛衾雨窓夢、聞人替我爲花愁、買醉村壚酒恰醇、花間細雨最宜人、芋魁雞子足風味、不羨雕盤羅八珍、鶯啼恰恰柳依依、春老江頭客亦稀、特地峭風吹過樹、驚紅駭白一齊飛、行盡春風一路斜、傍堤多是老農家、耕田也覺此間樂、香雨滿蓑鋤落花。

春日過東臺有感

樓殿吹銷一炬灰、經行此地足餘哀、青山有恨留焦土、白骨無聲入綠苔、淨梵變成絃管鬧、法官驚見血葦堆、金枝玉葉凋零盡、萬樹櫻花春自開。
——房山樓集末辛

〔附記二〕 芝山内源興院親兵病院

四年明六月廿四日

芝山内源興院ヲ御親兵七番大隊ノ病院トナス。

陸軍省達 芝山内取扱

帝都時代ノ遊園

附記二
芝山内源
興院親兵
病院

芝山内源興院御親兵七番大隊病院相成候條、此旨可相達候事。衆規潤鑑

太政類典

八月○明治四年(紀元二五三一年)。増上寺○市内芝區ノ祖先廟墓ヲ德川氏ニ下附ス。○記事類纂

増上寺德川氏廟墓下附事蹟

増上寺德川氏廟墓下附 寛永寺境内ノ廟墓ハ二年二月九日ヲ以テ德川氏ニ下附シタルコト既ニ記ス。是ニ至リテ増上寺境内廟墓ヲ返附ス。記事類纂云フ、

新從三位 德川 家達

増上寺境内有之候祖先廟墓地貳萬七千八十坪餘、別紙繪圖面○今朱引之通、今般更ニ經界相定下渡候事。

但、山林之儀ハ可爲官物、尤立枯根返風雷折松腐木廟墓を妨候分、其他朱引内たりとも時宜ニ寄改正致度節ハ伺出可受指揮事。

辛未八月

東京府

〔附記〕 小石川藥園草木品銘

御藥園は明治二年大學東校の管轄に屬し醫學校藥園となり、明治四年七月に文部省の所轄に屬したが、其頃調査した藥園中有來草木品銘調書に依ると、左の如き植物があつた。

附記 小石川藥園草木品銘

李 木之部 杏 巴旦杏 梅 桃 栗

帝都時代ノ遊園	郁	枸	柯	榆	柳	皂	梧	椿	樟	桂	食	齊	榭	金	柿	檀	天
	李	橋	樹			莢	桐			菓	菓	子	橘	子	子	栗	
	鼠	山	烏	椰	檉	肥	罌	梛	烏	箇	鹽	枳	櫟	枇	君	棗	
	李	梔	白	榆	柳	莢	桐		藥	桂	子	棋	杷	子	檀		
	女	蕤	桑	蕪	水	無	棟	漆	楓	天	茗	山	榭	楊	安	楸	
	貞	樹		莢	楊	患	子		樹	竺	桂	椒	梅	榴	梓	棗	
	冬	山	楮	樺	白	菩	槐	梓	藥	木	柏	崖	榘	銀	柑	山	
	青	茱	萸	木	楊	提	樹		木	蘭	椒		杏		楂	梨	
	枸	胡	構	椶	扶	波	秦	楸	小	辛	松	山	無	胡	橙	海	
	骨	頽		欄	移	羅	皮		藥	夷	椒	胡	花	桃	果	紅	
	衛	金	枳	檉	松	檉	合	桐	杜	楠	杉	吳	天	榛	柚	木	
	矛	櫻		木	楊	歡		仲			菓	菓	仙		橋	瓜	

花	粘	牽	鳳	山	芒	商	莊	馬	地	龍	萱	稀	漏	紅	青	荏
信	魚	牛						鞭						藍		
夫	鬚	子	仙	跋		陸	草	草	膚	珠	草	簽	蘆	花	蒿	
胡	荏	施	曼	菊	苒	狼	虎	蛇	瞿	酸	鴨	箸	芋	番	夏	菊
面	芒		陀								跖			紅	枯	
莽	決	花	羅	蕩	若	毒	杖	含	麥	漿	草			花	草	
龍	草	王	毛	半	菟	蘭	薑	鼠	王	蜀	冬	地	商	薊	劉	苦
牙		瓜	苒	夏	麻	茹	草	尾	不	羊	葵	黃	麻		寄	惹
草	額							行	留	泉					奴	
土	紅	括	葶	射	藜	大	穀	狼	金	敗	蜀	牛	胡	甘	施	著
茯						精	杷	杷	盞				蘆	蕉	覆	草
苓	菲	樓	麻	干	蘆	戟	草	草	草	醬	葵	膝	巴	蕉	花	
ル	鈞	百	的	薦	附	甘	水	藍	苦	鼠	黃	紫	馬	木	青	艾
リ	鐘						楊	葶	葶	麴	蜀	菀	蘭	賊	箱	
ヤ	草	部	吻	尾	子	遂	梅	蘆	草	葵						
ナ																
ギ																
カ	委	何	菟	玉	天	續	大	甘	車	波	龍	麥	藁	續	雞	茵
マ	陵	首	絲	南			黃	藍	前	明	葵	冬	耳	斷	冠	蘼
キ	菜	烏	子	簪	星	隨									花	蒿
リ																
ャ																
ウ																

澤	鬱	山	蛇	硃	細	貝	防	三	丹	セ	黄	黄		蠟	楊	山
				砂						ン	精	耆				
蘭	金	薑	牀	根	辛	母	風	七	參	白			草	梅	櫨	礬
										朮			之			
馬	曇	高	藁	紫	杜	山	危	黄	紫	遠	萎	人		伏	杜	椴
		良	本	金	衡	慈				志	薤	參		牛		
蘭	華	薑	牛	牛	衡	姑	活	連	參	志	薤	參		花	荆	木
香	囊	縮	白	拳	及	石	獨	黄	王	淫	知	竹		黃	蔓	南
										羊		節		楊		
蒿	荷	砂	芷	參	已	蒜	活	芩	孫	藿	母	人		木	荆	燭
												參				
薄	三	破	芍	當	鬼	水	升	秦	紫	仙	天	ム		木	木	五
		骨			督							カ		天		
荷	稜	紙	藥	歸	郵	仙	麻	芩	草	茅	麻	カ		蓼	槿	加
												人				
積	藿	蓬	土	紅	徐	白	苦	紫	白	玄	白	沙		接	木	枸
雪		莪	木	蜀	長				頭					骨	芙	
草	香	茂	香	葵	卿	茅	參	胡	翁	參	朮	參		木	蓉	杞
紫	蘭	薑	杜	川	百	龍	延	前	白	地	蒼	桔		櫨	山	溲
					兩		胡									
蘇	草	黃	若	藟	金	膽	索	胡	及	榆	朮	梗		木	茶	疏

地	天竺參	麝香	張良草	碗豆	芥天	景天	韭花	長壽花	細辛	美人蕉	薇	繁縷	白蘇	山歸來
濱人肉	渦花葵	天竺牡丹	大白芋	天名精	佛甲草	白菖	卷丹	シムラ人參	ホタルブクロ	藜	苜蓿	威靈仙	秋明菊	老胡椒
唐松草	芥子牡丹	秋海棠	蝦夷堇	兔兒傘	野決明	燕子花	酢漿草	石菖	荅葱	胡荽	丁字草	薯蕷	茜草	防己
五月雨菊	和芸香	鈴蘭	胡蘆	石斛	ハマギク	合萌	溪蓀	剪秋羅	萬年青	小茴香	サソギユキスビ	百合同	蒲公英	薺
蓬子菜	濱碗豆	紫雲菜	大春麻	欸冬	胡枝子	蝴蝶花	扯頭菜	澤瀉	蕪荳	山葛	金線草	絲瓜	葎草	葶藶
海金沙	ハマナデシコ	立浪草	馬兜鈴	綬草	橐吾	高苳	紫羅蘭	ゴローデ	山蒜	蒔蘿	千屈菜	慈姑	天門冬	草薺

黃菀	山吹草	清正	白蒿	菅青	油點草
キミガケサウ	土荊芥	雨久花	白屈菜	女青	ハンゲシヤウ
カマシロゲサ	ミヅオバコ	酸模	羊躑躅	アスパラゲユス	アツカゼルウダ
小連翹	茯苓茶	望江南	蔦蘿	獐芽菜	烏蕨
銀線草	米布袋	石蓮華	イヌハギ	ラセイタサウ	罌粟
元日草	迷迭香	龍牙草	麻黃	金剛刺	銀梅草
鬼見竹麻	チヤル	昆器草	玉筩	兒刺	シキウタ
石長生	カメバ	牛房薊	牡丹人參	梅蕙草	傘百合
ミドリ百合	柳葉菜	夜叉	釣藤	鹹蓬	フカヒジキ
山藜豆	石章	赤者使者	芫花	ヅクヤクシ	濱フモト
舌頭菜	千里及	蔓リンドウ	ヤマリ草	彩條兒菜	蛇大八
雪割草	八丈草	シユスラン	カモメラン	カヤラン	イケマ
タニアラレ	ルカウ草	菲沃列	實多里斯	亞麻	撒禾菲亞

辛未〇明治八年八月

(據東京帝國大學醫學部所藏御藥園記)

日本藥園史の研究

芝山内開拓使出張所

是月

〇明治四年(紀元二五三一年)八月。開拓使出張所ヲ芝増上寺〇市内ニ移シ、次テ同山内

帝都時代ノ遊園

威徳院

芝山内開拓使出張所

芝山内開拓使出張所事蹟

芝山内開拓使出張所 開拓使ハ明治二年七月設置スル所也。是ヨリ先、是年六月四日舊佐賀藩主鍋島直正自ラ蝦夷地開拓ノ事ニ任セムト請フ、勅シテ開拓督務ヲ命ジ、越エテ七月八日始メテ使廳ヲ開ク、直正之カ長官タリ。八月廿六日東久世通禧ヲ以テ開拓使長官ニ任シ、北海道開拓ノ要旨ヲ勅諭ス。長官鍋島直正大納言ニ任シタルヲ以テ也。其出張所ヲ小網町ニ開キシハ三年^{○明} 閏十月ニシテ、是ニ至ツテ芝山内ニ轉ズ。

東京出張所

開拓草創ノ際、官省稟議ニ渉ル者多ク、且器具糧食其他日用一切ノ物品概ネ皆給ヲ東京ニ仰サルハナク、又北海道物産内外轉販ノ路ヲ開クモ、東京ニ於テ措辦セサルヲ得ス、加フルニ開拓長官文武ノ要職ヲ兼常ニ東京ニ在リ、因テ其指令等辨理傳達ノ所トス。

〔明治三年〕閏十月太政官中使員詰所ヲ廢シ、東京小網町稻荷堀北海道産物會所中局ヲ開キ、諸係ヲ置ク。○十一月黒田次官^{○潜} 命ヲ奉シテ歐米各國ニ航ス。

〔四年〕六月黒田開拓次官米國華盛頓農務局長ホラン、デフロン外三名ヲ聘シ、開拓須要ノ諸器械及動物植物種子ヲ携テ歸朝ス。

○八月樺太開拓使ヲ合併シ、小網町出張所ヲ芝増上寺方丈跡ニ移ス、ケフロン外三名吹上離宮ニ於テ謁ヲ賜フ。

〔五年〕二月開拓五等出仕兼大藏少丞大島圭介遣米理事官大藏少輔吉田清成ニ隨行ス。因テ更ニ開拓要用ノ諸器械ヲ購求ス。東京大坂函館三所ニ貸付會所ヲ置ク。○三月假學校ヲ出張所内ニ設ク。^{○中} 防火夫ヲ置キ火災ニ備フ。○九月出張所ヲ芝山内威徳院ニ移ス、假學校故ノ如シ。^{○中}
〔八年〕^{○中} 五月再ヒ出張所ヲ増上寺方丈跡假學校中ニ移ス。^{○中}
〔十四年〕五月出張所各課ヲ廢シ、本年六月ヲ期シ、事務ヲ本廳ニ交付ス。
〔十五年〕二月廢使出張所ヲ箱崎物産取扱所ニ移シ、殘務ヲ整理ス。○三月舊出張所建物ヲ海軍省ニ交付ス。

東京出張所

〔明治三年〕^{○中} 六月東京小網町三丁目三千二百三十七坪餘ヲ用地トス。五年二月東京箱崎町三丁目八千五百二坪ヲ用地トス。○四月小網町用地ヲ賣下ク。

〔八年〕四月東京芝山内増上寺方丈跡七千三百六十四坪餘、威徳院跡五百二十三坪餘、清光院跡五百零二坪餘ヲ出張所敷地トス。

〔十一年〕八月東京新永代町二番地小學校敷地百七十五坪餘ヲ箱崎町用地ニ加ヘ、代ルニ同用地内七百坪ヲ以テシ、更ニ地續二十七坪餘ヲ返付シ、二番地續二十七坪餘ヲ代地トス。

〔明治四年〕八月小網町稻荷堀官舎類敗、人民ニ拂下ク。

〔五年〕正月箱崎町家作土藏等金千三百餘圓ニテ買上、貸附所ニ充ツ。○三月芝山内増上寺舊方丈跡二十五棟ヲ金七千六百二十五圓ニテ買上、假學校トス。○六月牧畜樹藝取扱人詰所、并牛馬羊豚舎等ヲ第三官園ニ築造ス。○九月芝山内威徳院ヲ金千四百圓ニテ買上、本使出張所トシ、同所清光院ヲ金三百三十五圓ニテ買上、北海道召募舊土人ノ寄宿舎トス。○十月三官園及箱崎官舎貸渡規則ヲ定ム。

〔八年〕五月假學校ヲ修補シ、出張所ヲ移ス。○六月出張所構内一棟ヲ修補シ、電信分局トス。

〔九年〕六月出張所内ニ假博物院ヲ設ク。

〔十二年〕五月舊清光院家作ヲ人民ニ拂下ク。○十二月出張所舊威徳院跡、三官園、及箱崎町官舎若干ヲ毀テ、函館ニ回漕、罹災者ニ下付ス。○中

〔十四年〕四月勸業試験場第三官園内ニ家畜房ヲ造ル。○十月勸業試験場第二官園家作ヲ東京府ニ返付ス。

〔十五年〕三月舊出張所建物ヲ海軍省ニ交付ス。○四月勸業試験場第三官園建物ヲ宮内省ニ交付ス。○五月物産取扱所及物産賣捌所建物ヲ大藏省ニ交付ス。○下

開拓使事業報告

第十三號

東京出張所ヲ設ク。

庚午閏十月十一日職官表ニ據ル。

増上寺略○中 方丈ハ裏門ノ内ニアリ、今開拓使ノ出張トナレリ。

開拓使出張所 西北角略○増上寺地ニ在リ、東西一町二十一間四尺、南北一町四十間零五尺、

面積七千三百六十四坪一合四勺。

増上寺略○中 又後門ノ内ニ方丈アリシニ、五年三月開拓使購テ其出張所ト爲ス。

東京府誌

○朱書
壬申五月

開拓使御中

東京府

芝本坊建物先般相對を以御買取、御使出張所ニ御取設ケ相成居候處、地所之儀ニ付再御問合之趣致、承知候。且ツ地券規則十七ヶ條ニ揭示有之候御用地たり共持主承諾之上相當之手當差遣し上地申付候云々ハ、専ラ普通之沽券地を指候儀ニ有之、社寺境内等過日申進候通いまた處分中ニ付、僧侶相對ハ勿論、官よりも一切拂下ケ候儀ニハ計兼申候間、左様御承知有之度、此段御答およひ候也。

壬申五月晦日

開拓使

帝都時代ノ遊園

東京府御中

今般諸省用地之儀ニ付、昨辛未八月中御達相成候別紙之通、規則第十七條ニ記載有之御用地たり共、持主ニ相對を以て買入候者勿論之事云々ニ付、當使之如く芝本坊建物相對を以構内一圓買取、出張所取設ケ候處、地所之儀者御府おひて御拂下ケ相成可申哉、又者増上寺に直示談いたし買取可申哉、右者此程松樹植溜地圍込之義及御掛合候節、當地所之儀政府御伺中之趣、御回答有之候ニ付、前文之儀及御問合候、乍御手數詳細御報知有之度候也。

壬申五月廿九日

○未書
壬申九月二十日

當使出張所應芝山内元方丈跡ニ設有之候處、此度同山内威徳院ニ轉廳、當二十日ヨリ同所ニテ事務取扱候間、此段爲心得御通達ニ及ヒ置候也。

壬申九月二十日

開拓使

記事類纂

開拓使官園

九月○明治四年紀元二五三一年。開拓使官園ヲ青山南町・北町・麻布新筭町○以上武藏國豐多摩郡。二

設ケ、外國輸入ノ動植物ヲ飼養栽培ス。○法令類纂。大日本農史。開拓使事業報告。農業雜誌。

拓開使官園

拓開使官園 八、

第十七號

開拓使官園ヲ東京ニ設ク。

辛未十一月十四日職官表ニ據ル。

東京農業試驗所

法令類纂

動植物良種ヲ外國ニ購シ、直ニ北海道ニ移スモ風土ノ適否知ル可ラス、故ニ先ツ之ヲ東京ニ試ミ、其風土ニ適スルヲ察シ、然ル後七重試驗所ニ移シ、漸次全道ニ及サントス、又現衛生徒ヲ置キ西洋農具使用ヨリ牧畜樹藝ヲ傳習シ、卒業後七重試驗場ニ遣リ、以テ全道農業ノ模範ヲラシム、是當場ノ設アル所以ナリ。

〔明治四年〕九月東京青山南町、同北町、麻布新筭町ニ本使用地ト爲シ、南町ヲ第一官園、北町ヲ第二官園、筭町ヲ第三官園ト稱シ、東京出張所農業課管理トス。○十一月南豊島郡下漣谷村民有地二萬九千六百八十九坪餘ヲ購ヒ、第三官園ニ併ス。

〔五年〕二月三官園ヲ測量ス。○六月第三官園内牧牛場柵、及牛馬羊豚舍、牧畜樹藝取扱人詰所ヲ築ク。○十月園中動植物縱覽ヲ許ス。

〔六年〕二月渡島國七重官園ヲ本園ノ管轄トス。○三月皇太后宮本園ニ行啓ス。○五月皇太后宮皇后宮本園ニ行啓、女生徒ノ英語作文等御覽アリ。○七月聖駕本園ニ臨幸ス。○十一月第二官園狹隘ニ由リ、民有地四萬三千二百八十二坪ヲ購ヒ合併ス。

〔八年〕二月聖上再ヒ臨幸アリ。○三月本園ヲ農業試驗場ト改稱ス、番號ハ舊ニ仍ル。○八月

帝都時代ノ遊園

二七三

北海道物産縦覽所ヲ農業課管理トス。

〔九年〕九月農業課ヲ勸業課ト改稱ス。

〔十年〕十月勸業課ヲ分テ物産、會計、外事、牧畜培養、假博物場ノ六係ヲ置ク。

〔十二年〕九月勸業課中庶務係ヲ置キ、牧畜培養係ヲ併テ動植係ト改稱シ、外事係ハ記録課ニ屬ス。

〔十四年〕五月第一第二試驗場ヲ廢シ、地所植物ヲ併テ賣下ク。

〔十五年〕三月廢使ニ由リ、第三試驗場ヲ御苑ニ加ヘラル、四月宮内省ニ交付ス。

東京農業試驗所

〔明治四年〕九月東京青山南町七丁目一番地松平額英 郡上地 三萬七千六十六坪、同北町七丁目二

番地稻葉正邦 郡上地 五萬坪、麻布新筭町十四番地堀田正倫 郡上地 四萬七千五百六坪ヲ本使用地トシ、南

町ヲ第一、北町ヲ第二、筭町ヲ第三官園ト稱ス。後農業試驗場ト改ム。○十一月南豐島郡下

澁谷村民有地二萬九千六百八十九坪餘ヲ買下、第三官園ニ合ス。

〔九年〕三月新筭町地續五番地、七番地及青山北町地續上澁谷村外五箇村民有地四萬二千

三百二十二坪餘ヲ買上ケ、第二第三試驗場ニ合ス。

〔十三年〕七月第一號農業試驗場内六千七十二坪五合七勺ヲ内務省ニ返付ス。

〔十四年〕五月第一第二號農業試驗場ヲ廢シ、十一萬餘坪投票ヲ以テ拂下ク。○十月第二號

農業試驗場内五千七百十五坪ヲ東京府ニ返付ス。十五年廢使後、四月澁谷農業試驗場七萬四千八百四十五坪ヲ宮内省ニ交付シ、六月第二號農業試驗場内三千三百六十四坪ヲ内務省ニ交付ス。今各場坪數ヲ掲ル左表ノ如シ。

官用	年	紀	場		地	合	年	紀	官用
			一號	二號					
1871.9.1	四年	紀	31,503坪	48,610坪	0	70,113坪	四年	1871.9.1	
1872.1.1	五年	紀	1,916坪	19,554坪	0	21,470坪	五年	1872.1.1	
1873.1.1	六年	紀	0	6,057坪	6,057坪	6,057坪	六年	1873.1.1	
1874.1.1	七年	紀	0	0	0	0	七年	1874.1.1	
1875.1.1	八年	紀	76坪	5,88坪	1,954坪	2,618坪	八年	1875.1.1	
1876.1.1	九年	紀	0	2,46坪	0	2,46坪	九年	1876.1.1	
1877.1.1	十年	紀	0	1,007坪	0	1,007坪	十年	1877.1.1	
1878.1.1	十一年	紀	0	1,213坪	1,213坪	1,213坪	十一年	1878.1.1	
1879.1.1	十二年	紀	1,550坪	8,35坪	1,105坪	3,384坪	十二年	1879.1.1	
1880.1.1	十三年	紀	1,271坪	13,08坪	1,613坪	3,164坪	十三年	1880.1.1	
1881.1.1	十四年	紀	37,066坪	83,863坪	77,124坪	198,133坪	十四年	1881.1.1	

東京農業試驗場

菓樹諸種ノ苗ヲ米清兩國ヨリ購シ、場内ニ於テ接梢挿枝シ、以テ本支廳ニ送付シ、且各府縣官民ノ需ニ應ス。

〔明治五年〕林檎、李、桃、梨、櫻、葡萄等ノ苗木ヲ米清兩國ヨリ購シ、場内ニ栽植ス。

〔六年〕林檎、李、杏、油桃、梨、櫻、葡萄、懸鉤子、カーレンツ、グースベレ、榲桲ノ苗木ヲ購入、栽植ス。

〔七年〕桃苗及胡桃種子ヲ購ス、去歲栽植ノ「カーレンツ」「グースベレ」始テ結實ス。

〔八年〕水蜜桃ノ苗木ヲ購シ栽植ス。林檎、杏、油桃、梨、櫻、五種始テ結實ス。農業現術生徒ヲ札幌、函館、根室各地ニ遣リ、葉苗ヲ移栽ス。

〔九年〕五年ヨリ七年ニ至ル三ケ年間栽植ノ李、桃、懸鉤子、葡萄始テ結實ス。

〔十年〕果實各種ヲ第一回内國勸業博覽會ニ出シ、鳳紋賞牌ヲ得タリ。事ハ内國勸業博覽會部ニ詳ナリ。

〔十三年〕八年栽植ノ水蜜桃始テ結實ス。

〔十四年〕第二回内國勸業博覽會ニ各種ノ菓實ヲ出シ、菊紋賞牌ヲ得タリ。事ハ内國勸業博覽會部ニ詳ナリ。左ニ栽培方及結實ノ景況ヲ略記シ、次ニ苗木及收實等ノ詳表ヲ掲ク。

〔林檎〕初メ圃場ヲ數回熟耕シ、距離方二丈毎ニ植坪ヲ設ケ、堆糞及作り肥ニ人糞ヲ灌キシモノ、或ハ獸骨粉、鳥糞等ノ埋肥ヲ施シ移植ス。接梢ハ最肥大ノ條極ヲ截リ、適當ノ樹砧ニ接ス。實ノ周リ大ハ一尺一寸、小ハ八九寸、其色濃淡紅或ハ斑點アリ、成熟ノ期夏秋ノ異アリ。

〔梨〕栽培及接梢方林檎ニ同シ、唯植坪ノ距離方二丈五尺トス。實ノ周リ九寸許、其色黃赤、淡黃、青等アリ、肉鬆脆ニシテ味甜美ナリ。第二回内國勸業博覽會ニ出シ、菊紋賞牌ヲ得タリ。

〔李〕栽培及接梢方林檎ニ同シ、實ノ周リ七寸七分、其色紫黑、青黃、淡黃、青ノ四種アリ、液汁殊ニ多ク味尤美ナリ、熟期早晚アリ、八月ヨリ十一月ニ至ル、以下果實成熟ノ期大抵同シ。

〔杏〕實ノ周リ八寸許、液多ク味美ナリ。

〔櫻〕栽培接梢方林檎ト同シ、但植坪ノ距離縱二丈、横一丈五尺トス。實ノ周リ大ハ二寸五分、小ハ一寸五六分、其色琥珀、紫黑、濃淡紅等アリ、液多ク味殊ニ美ナリ。

〔桃〕栽培接梢方林檎ト同シ、實ノ周リ八寸許、液多ク味美ナリ、其色青紅斑、青黃等アリ。

〔油桃〕實ノ周リ大ハ五寸、小ハ三寸、其色青黃、青等アリ、脆鬆ニシテ口ニ入レハ即チ化ス、味尤美ナリ。

〔水蜜桃〕實ノ周リ大ハ八寸、小ハ五六寸、其色青黃紅ニシテ液多ク味美ナリ、一嚼即溶解スルカ如シ、惜クハ虫害ニ罹リ收實甚尠シ。

〔榲桲〕栽培方前ノ如シ。

〔葡萄〕栽培方ハ善ク圃壤ヲ耕治シ、林檎同一ノ肥料ヲ施シ、距離八尺毎ニ栽ユ。接梢方ハ最肥大ノ極條ヲ截リ、適合ノ樹砧ニ接ス。挿枝方ハ一月下旬ヨリ二月上旬迄、節次ニ蔓枝ヲ截取り三節ヲ存シ、横二尺、縱六寸間毎ニ一枝ヲ挿ミ、一節ヲ地上ニ留メ、細土ヲ壅シ、肥料ヲ施ス。結實圓楕大小同シカラス、其色黑、赤、茶、褐等ニシテ顆房疎密アリ、味亦酸甘ノ異アリ、成熟ノ期早ハ七八月、晚ハ九十月ノ交トス。

〔カーレンツ〕結實濃紅色ニシテ酸味アリ。

〔グースベレ〕栽培方懸鉤子ニ同シ、結實大小二種アリ、其色淡紅ノ肉軟ニシテ味酸ナリ。

〔懸鉤子〕栽培方ハ善ク圃壤ヲ耕治シ、縱二尺五寸、横四尺毎ニ植坪ヲ設ケ、肥料前ニ同シ、其實赤黒ノ二種アリ。

〔胡桃〕種子ヲ播ス。○中略。

明治六年以降米國其他ヨリ購入ノモノ花草百九種、果樹二百三種、播種栽培年々繁殖シ、之ヲ本支廳ニ分送シ、或ハ人民ニ拂下ク、其數及種子收穫ノ量等左表ノ如シ。

花	卉	表		六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
		株數	價格								
花	卉	價	格	四、五九	五、三六	六、六三	五、五〇	五、四三〇	三、三九五	四、四四二	四、二〇七
		株	數	三六、三三〇	四二、八六〇	五九、八七〇	四九、八〇〇	四四、四〇〇	二六、三三〇	二七、九五〇	四〇、三三九
收穫	種子	價	目	一、三三〇	七〇、九七五	五四、四八五	四七、九〇六	五八、七〇二	八七、三六三	三三、〇〇〇	六、八八五
		格	格	二、三四〇	七〇、九七五	五四、四八五	四七、九〇六	五八、七〇二	八七、三六三	三三、〇〇〇	六、八八五
合	計	價	格	三八四、七六〇	四九、九三五	六五三、二五五	五四四、七〇六	四九三、一〇一	三五〇、八九三	三二、八五〇	四〇九、二四四

東京農業試驗場

第一第三試驗場相距ル直徑僅十二三町ナルニ、其中間下澁谷村田圃ヲ挾ムヲ以テ迂行セサルヲ得ス、明治五年七月路線ニ當ル民有地一千六百二十六坪餘ヲ借り、一直線ノ馬車道ヲ開ク、幅三間、長十町餘トス。

開拓使事業報告

○明治四年九月三十日條。開拓使ノ用地ヲ青山南町、同北町、麻布新筭町ニ設ケ、南町ヲ第一官園、北町ヲ第二官園、新筭町ヲ第三官園ト稱シ、外國ヨリ輸入ス所ノ動植物ヲ此ニ蓄養栽培シ、風土ノ適否ヲ試ミ、漸次北地ニ移サントス。○開拓使事業報告。

○明治四年十一月廿九日條。開拓使ニ於テ東京府下南豐島郡下澁谷村ノ民有地二萬九千六百八十九坪餘ヲ購ヒ、之ヲ第三官園ニ併ス。○開拓使事業報告。

大日本農史

○上時間がありませんから、將軍○德川吉宗に就てのことは是れで止めて、此の青山學院の土地のことを申します。此の地は明治二三年の頃であつた當時開拓使は前米國農務卿ゼネラル、ケプロンを北海道開拓使顧問として傭聘した。ゼネラル、ケプロンは四人の技師を連れて來た。それで私は開拓使次官黒田清隆君に頼まれて、園藝場設立の地所を撰む爲めに、諸々方々へ連れて歩いて案内したが、ケプロン氏は今の帝國大學の地を非常に欲しがつたが、それは文部省のものであるから遂に駄目であつて、それから三田四國町の薩摩原を見せたら好いと云ふのであつたけれども、それも内務省との談判不調にて遂に駄目となつた。又大崎の備前の屋敷を見せけれども、地面に高低があると云ふので、ケプロン氏がいかぬと云ふた。其の他兩三ヶ所を見せけれども、皆土地に高低がある爲めに採用せられぬ。それから黒田君は此の土地、青山學院の在る所は何うだろうと云ふたが、矢張土地に高低があるからいかぬと云ふだろうと云ふた。それでは一面に平坦にしようと思ふ事になつた。其の頃開拓使は五百萬圓の紙幣を發行して居たから、早速千餘人の人夫を使用して一二日の内に一面に平にした。而してケプロン氏に見せたら、善しと云ふので爰に決定した。而して此處に「ノルスリーガーデン」〔苗木仕立場〕を造ることになつた。今此の會堂の在る所などは山であつた所を切下げたので、地骨が出て

苗木が育なかつた。それで仕方が無いから花畑にして置いた。而してケプロン氏は亞米利加から種々の種苗を取寄せて植ゑた。今日我々が苹果を食ふことの出来るのは矢張此の結果である。苹果は我國では北部即ち寒國の産物と思ふて居るが、亞米利加の農業には苹果は南に育つのと北に育つのと二種あると書いてあつて、ケプロン氏は北海道に適する種類を主に輸入したから北方に其の種類が繁殖し、苹果は北方の産物となつた。若し南に育つ苗木を取寄せたなら、四國九州にても能く結果すべきである。○下

農業雜誌○明治四十年津田仙講演八代

將軍及び開拓使ニ青山學院

開拓使ノ開設サル、ヤ、外國ヨリ果樹蔬菜ノ類ヲ輸入スルモノ頗ル多シ、六年六月同使發兌スル所ノ西洋蔬菜栽培法及ヒ西洋果樹栽培法ヲ觀レバ、當時其如何ナル品種ガ舶載セラレタルカヲ知ルニ足ル可シ。

甘藍類

キヤベイジ甘藍。ラーチキヤベイジシヨットステム大玉矮生甘藍。ドワイフキヤベイジ矮生甘藍。トロンシヨウタキヤベイジ平玉甘藍。オツクスハータキヤベイジ大玉甘藍。ラーチトランムヘーテキヤベイジ大玉甘藍。ラーチドワーフキヤベイジ矮生早苗甘藍。タークポイフルキヤベイジ紫黒甘藍。コイレルリーフキヤベイジ縮緬甘藍。カーレフラーワ甘藍ノ一種。ブロイグラー甘藍ノ一種。フラスレスフラーオツ甘藍ノ一種。

註○頭 甘藍ハ玉形ヲ結ヘル軟葉ヲトリ、フラスレスフラーオツハ幹ニ小玉形ヲ結ヒタルヲ用ユ。生ニテ細カニ刻ミ、酢ト鹽ヲ加ヘ、生鶏卵ヲ焼キテ用ヒ、又牛豚ノ鹽肉ト共ニ煮テ食シ、或ハ刻ミタルヲ擣タ、ラシ、鹽ヲ加ヘ、塚中ニ入密封シ置テ、自ラ酸味ヲ生スルヲ用ヒ、カーレフラーワハ苔ヲ取テ種々ニ調理ス。此他用法ナホ多シ。

○栽培法、略以下倣之。

葱類

ホワイテヲニヨン白葱。レーテヲニヨン赤葱。ラーデレーテヲニヨン赤大葱。エロウヲニヨン黄葱。ラーヂラウンヲニヨン丸大葱。リーキ葱ノ一種。ラーヂラウンリーキ丸ク大ナルリーキ。

註○頭 幹ノ白根或ハ球根ヲ食ス、生ニテ鹽ヲツケ、茹テ「ポートル」ヲカケ、肉類ト交煮シ、酢漬トシ、油煎ニナス等種々ニ用フ。

野天門

註○頭 幹ノ軟若ナルヲトリ茹テ「ポートル」ヲカケ、或ハ鹽湯ニテ茹テ麵粉ニ「ポートル」等ヲ以テ製シタル汁ニ入レ用ユ、其他割烹ノ法種々アリ。

白芹

註○頭 白幹白根ヲ生ニテ鹽ヲツケ、或ハ細カニ刻ミテ酢ヲソ、キ、肉ニ交ヘテ蒸焼トナス、

其他種々ノ用法アリ。

漏盧ヒラタス
ヲラシヨツク

註。頭 花蕾ヲ茹テ麩粉ト「ポートル」ヲ以テ製シタル汁ニ入レ、又茹キタルヲ酢ニテ食ス、其他調理ノ法種々アリ。

蕃柿ヲカマシ
トナシ

註。頭 赤色ニ熟シタルヲトリ、皮ヲ去リ、生ニテ胡椒少々、鹽ホルト油ニ酢ヲ和シ浸シテ用ヒ、或ハ沸湯ヲカケ、皮ヲ去リ、酢ニテ烹、胡椒鹽砂糖ヲ加ヘ「パン」ヲ入レテ食ス、又酒ヲ醸スニヨロシ。

黃蜀葵ネ
ツク

グレインシーツ青種子。ブラーケシーツ黒種子。

註。頭 莢ノ軟若ナルヲ採リ茹テ「ポートル」麩粉ニテ汁ヲ製シタルニ入レ用ユ、其他料理ノ法種々アリ。

大黃タイワウ
カク

註。頭 莖ノ皮ヲ去リ、茹キテ細カニ刻ミ、スリツブシ砂糖ヲ和シ用ユ、其他調理ノ法種々アリ、又根ヲ藥トナス。

茄子類ナ
キ

ローンポイブルイエーキブランチ長紫色ノ茄子。ラージブランチ圓茄子。

註。頭 豚油ニテ蒸焼ニシテ用ユ、其他料理ノ法種々アリ。

甜瓜類クハ
マスケメラン

アレンデメラン。カントルツプメラン。モスクメラン。ハイナツブルメラン。スモールイエレカントロツプメラリメラン。キヤペロオンメラン肉白甜瓜。マルタサマメラン肉赤甜瓜。

註。頭 能ク成熟シタルヲトリ、水菓子トナス。

西瓜類スイ
ク

ナツトメーキメラシ肉豆蔻形ノ西瓜。ウワタアメラン赤種子ノ西瓜。ブラーケシイヅウワタアメラン黒種子西瓜。

註。頭 能ク熟セシメ、水菓子トナス。

南瓜トウモロ
コシ

ポストンスクワシ。バルヘレスクワシ。スクワシ。ボンキン南瓜ノ一種。

註。頭 熟シタルヲトリ、馬鈴薯蕃柿鱈魚類ノ肉牛豚ノ肉麩粉ノ餅トヲ合セ煮テ食ス、其他調理ノ法種々アリ。

玉蜀黍類トウモロ
コシ

帝都時代ノ遊園

スウイツトコオン甘味白色。エロウコオン黄色。レーテコオン赤色。ホワイテ
コオン白色。ホーステースコオン馬齒形。パープロオン緑玉蜀黍。

註○頭 實ヲ茹キテ食シ、又茹テ乾燥シ貯ヘ置キ、用ユル時水ニ四五日浸シ置テ煮熟シ、ポ
トルヲ加ヘ食ス、又酒ヲ醸シ、パンヲ製シ、牛馬羊豚ノ食料トナス。

胡瓜類

ホワイテイエンキウカンボ白早苗。スモウレグレンキウカンボ青小。ロングリ
ンキウカンボ青長。

註○頭 生ニテ食シ、或ハ酢漬トナシ用ユ。

扁豆類

ホワイテビーンズ白色。レフシイビーンズ紫斑。ドワーフブラーケビーンズ矮
生黑色。ドワーフヲヤナビーンズ圓粒矮生。ポールスシミータアビーンズ淡紫
斑。ライメアビーンズ白大粒。セルベールビーンズ白色。マールケープビーンズ
紫紋大粒。フラージョントビーンズ淡青色。ブラーケアルデレアービーンズ
ス黑色。スセメタホワイテビーンズ白色。メツキスケンサルモンカラビーンズ
淡紅色。

註○頭 莢ノ軟ラカナル時ハ、サヤ共ニ刻ミ「ポートル」ト鹽ヲ入レテ鹽梅シタル汁ニテ煮熟

豌豆類

クラハツトビー。プリンツアルハツトビー。アウーベカンビー。ドワーフター
チビー。ケンナーテビー。ラーデシユカアビー。ナイツフールマアロヤビー。
イエレドワトビー早苗矮生。アナムビー秋豌豆。

註○頭 種子ヲ軟ラカニ茹テ「ポートル」鹽ヲ以鹽梅シ食ス、又實ヲ二ツワリニシテ皮ヲ去リ、
能ク煮熟シテスリ潰シ、鹽ヲイレテ汁トナス、其他種々ニ用フ。

燕青

ロランイエレタヨーンネツフ長早苗。フライノラストヨーンネツフ。スウデシエロ
ウレーデタヨーンネツフ黃頭赤色。ブラーケロンタヨーンネツフ黒長。レーテ、メ
リケン、イエレ、ストランタヨーンネツフ。米國産赤色早苗 ルーテベールカタヨーンネツフ。コ
ヲルラアベ燕ノ一種地上ニ球根ヲ結フ。

註○頭 煮熟シテスリ潰シ、「ポートル」ヲ入テ食ス、其他調理ノ法種々アリ、「カヲルラアベ」ハ地
上ニ結ヒタル球根ヲ採用ス、調理上ニ同シ。

茶菜類

シユカアルビート黄色甘味多シ、糖ヲ製。フラータレーテビート血色紅。ブラー

タレーテロランビート赤長。ホワイテセルウベアビート白銀色。ターク、レーテ
ビート紫黑色。

註。○頭 薄ク切り茹キテ「ポートル」ヲカケ食ス、其他調理ノ法種々アリ。又糖ヲ製ス。草ノ枯シ
後ニ葉根ヲ以テ牛豚ヲ養スルニ甚タヨロシ。

蠶豆
セバラベロオンビイン

註。○頭 調理ノ法豌豆ニ同シ。

苳類
ラツテシ

ラツテシ。ホワイテ、ラツテシハリス産白葉。ナツホリオン、ラツテシ甘藍形。グ
リイン、ラツテシ大葉綠色。ホワイテ、ラツテシ白葉。レーテ、イージ、ラツテシ葉縁
赤色。ブロートレーフ、インデースノ一種大葉。ローエルインデース苳ノ一種縮
葉。

註。○頭 莖葉ヲトリ其儘酢カラシ「ボルト」油等ヲカケ食ス、又茹キテ種々ニ調理ス。

胡蘿蔔
キロツト

ハイフロロインキヤロット中長赤色。レーテキヤロット赤色。レーテイエレキ
ヤロット短赤色。ホワイテキヤロット白色。

註。○頭 根ヲ細カニ切り、麵粉ヲ沸湯ニ入レテドロ／＼ニナシタルモノニ「ポートル」ヲ入レ、

之ニ和シテ食ス、其他種々割烹ノ法アリ。

パアスネツプ 香氣牛蒡ノ如シ。

註。○頭 茹テ細カニ切り、豚油ニテ煎リ用ユ、其他種々調理ノ法アリ。

サルサアヘ

註。○頭 根ヲ食ス、形牛蒡ニ似テ香ヒ蠟ノ如シ。

チコレ

註。○頭 根ヲ食ス、割烹ノ法種々アリ、又根ヲ乾燥シ焦テ粉末トナシ、湯ニ和シテ茶ノ如ク用
ユ。

スカゾナレ

黒色ニシテ牛蒡ノ如シ、其用上ニ同シ。

菜蕨類
ラデーシユ

ロラン、スカアレツテ、ラデーシユ長赤尾短シ。スカーレツテ、ラデーシユ赤色頭白。
エロー、ラデーシユ黄色夏菜蕨。ブラーケ、ロラン、ラデーシユ黒色長。スカーレツ
テ、チイナ、ウインタア、ラデーシユ赤色南京冬菜蕨。ハアーフ、ロラン、デーツフ、ラ
デーシユ中長濃紅色。スカーレツテ、シエーフテ、ホワイテ、ラデーシユ赤色尾白。
スカーレツテ、ラデーシユ赤色。ホワイテ、ラデーシユ白色。

註。○頭 生ニテ食シ、又茹テ「ポートル」ヲツケ、其他調理ノ法種々アリ。

ハアスレ

註。頭 香氣ヲ賞味スルモノニシテ「ソツプ」ニ入レ、又牛豚ノ肉ト生ニテモリテ用ユ、其他種々調理ノ法アリ、莖葉ヲ食スルモノトス。

フエネル

註。頭 酢漬トナシ、或ハ茶ノ如ク湯ニ和シテ用ヒ、又藥品トナス、實ヲ食シ、又花ヲ燥シ置テ用ユ。

マジヨラム

註。頭 其用「ハースレ」ニ同シ。

スカーレツテ 三葉芹ノ一種。

註。頭 香氣ヲ賞味スルモノトス、其用法種々アリ。

シエミー

註。頭 葉ヲ酢漬ニシ、或ハ牛豚等ノ肉ト共ニ調理シ、又藥品トナス。

バレジ

註。頭 葉ヲ酢漬トナシテ食ス、其他調理ノ法種々アリ。

スカベクラース

ヲ〇頭註

ヲ〇頭註

酸模 スルモ

註。頭 莖ヲ茹キテ「ポートル」ヲカケ食ス、其他用法種々アリ。

コオンサラデ

註。頭 クレスト刻ミ交ヘ、酢或カラシヲカケ用ユ、其調理ノ法種々アリ。

チャアベル

ヲ〇頭註

ハウレンサウ

註。頭 莖葉ヲ茹キテ酢「ポートル」ヲカケ用ユ、其他調理ノ法種々アリ。

メリケンクレス。 ウワタクレス。

註。頭 香味山葵ニ似タリ、調理ノ法種々アリ。

ロシイマレ

註。頭 葉ヲ酢漬トシテ食シ、又干葉トナシテ茶ノ如ク用ヒ、或ハ藥品トナス。

ウフーインムート

註。頭 葉ニ苦味アリ、香氣ヲ好ミ、酒ニ浸シテ香氣ヲ賞シ、又藥品トス。

ソウベレサマ

註。頭 葉ヲ酢漬トシテ食ス、其他種々調理ノ法アリ。

パセールスウイツト

註。頭 葉ヲ酢漬トシ食ス、又花蕾ヲトリ食ス。

パアクシヨウイ 苾ノ一種。

註。頭 莖葉ヲ食シ、香氣ヲ賞味スルモノトス。

ヒーシヨイ 苾ノ一種。

註。頭 葉ヲトリ種々ニ調理ス。

スエーヂ 薄荷ノ一種。

註。頭 香氣ヲ賞シテ種々ニ調理ス、葉ヲ干シ置テ用ルモヨロシ。

レブクタ

註。頭 香氣ヲ賞スルモノニシテ種々ノ調理ニ用ユ、又干葉トナシテ衣服ニ香ヲウツス事ヲナス。

苗香

ウエキヨウ

キヤロウイ

註。頭 香氣ヲ賞シ、種々ノ調理ニ用ユ、又酒ニ和ス、葉根實共ニ用法種々アリ。

ハイソツプ

註。頭 香氣ヲ賞味シテ種々調理ニ用ユ。

セルレアカ 白芥ノ一種。

註。頭 其用シエルレーニ同シ。

イナシ

ストローベレ

註。頭 實ノ紅色トナリ熟シタルヲ水菓子トナス、又製煉シテ食スルノ法アリ。

キノコ

マシラム

註。頭 麩粉ヲ沸湯ニテ煉リ、ドロ／＼ニナシ、牛豚ノ油ヲ和シ、鹽ニテ鹽梅ヲトリタル汁ニ「マシラム」ヲ茹テ入レ食ス、其他調理ノ法種々アリ。

ホースライテシユ

註。頭 根ノ辛味ヲ賞シテ種々ノ調理ニ用ユ、味山葵ニ同シ。

官園菓樹種類

櫻 洋名チャイレ。

二十五種。

右各種果實大ヒナル物ハ直径七八分ニシテ水液多ク、味甘美ナルアリ、或ハ肉軟ラカニ

香氣ノ佳ナルアリ、六月ヨリ七月迄ニ熟ス。

梨 同。パアヤル 五十三種。

内十三種 夏時成熟。 六月上旬ヨリ 八月中旬ニ熟ス。

二十七種 秋時成熟。 九月上旬ヨリ十一月上旬迄ニ熟ス。

帝都時代ノ遊園

西洋蔬菜栽培法 明治六年六月 明拓使發兌。

十三種

冬時成熟。

十一月上旬ヨリ下旬迄ニ熟ス。

右各種果實大ナルモノハ周圍九寸乃至壹尺許、中ナルモノハ八寸許、小ナルモノハ六寸許、其味ヒ甚ダ美ニシテ液汁多ク、口中ニ融溶シテ滓ヲ殘サ、ルガ如キアリ、或ハ堅實ニシテ貯藏スルニ永ク腐傷セサルアリ、其詳細ハ茲ニ略ス。

林檎 同アツプル

七十四種。

内十壹種

夏時成熟。

七月ヨリ十月迄ニ熟ス。

三十二種

秋時成熟。

八月ヨリ十月上旬迄ニ熟ス。

三十壹種

冬時成熟。

十一月熟ス。

右各種果實大ナルモノハ周圍九寸乃至一尺、中ナルモノハ八寸、小ナルモノハ五寸許、其味甘美口中ニ融溶シテ滓ヲ殘サス、或ハ永ク貯蓄シテ腐敗セサルアリ、其詳ハ別冊ニ記載ス。

李 同プランム

十四種。

右各種菓實大ナルモノハ直徑一寸六七分、小ナルモノハ七八分ニシテ、味ヒ最モ美ナリ、其形正圓橢圓ノ二種アリ、八九月ノ間ニ成熟ス。

杏 アツプライカツト

四種。

各種菓實大ナルモノハ直徑一寸五六分、小ナルモノハ壹寸許、形色數種ニシテ味美ナリ、毎歲菓ヲ結フコト夥多ニシテ、七八月間ニ成熟ス。

桃 同ピーチ

七種。

右各種菓實大ナルモノハ直徑三寸許、小ナルモノハ二寸四五分、形色數種ニシテ味美ナリ。

油桃 同ネツキトレンス

五種。

右各種菓實大ナルモノハ周圍壹寸七八分、液汁ヲ煎シテ羹トナスモノナリ。

十種。

右各種菓實大ナルモノハ周圍壹寸七八分、液汁ヲ煎シテ羹トナスモノナリ。

八種。

右各種菓實形色數種ニシテ粒ニ大小アリ、調理ノ用ニ供シ、或ハ蒸餅中ニ交加スル時ハ其味ヒ最モ佳ナルアリ。

覆盆子 桃色 同ラスベレ

十三種。

右各種菓粒直徑大凡七八分ニシテ味美ナリ。

黒莓 同ブラーケベレ

五種。

右各種菓粒大ナルモノハ直徑六七分、生食シテ味美ナルアリ、或ハ調理ニ供スヘキアリ。

椴梓 同クエンツ

壹種。

右菓實大ナルモノハ直徑二寸餘アリ、乾燥シテ煮熟シ食スルモノトス。

葡萄 同グレッツプ

三十種。

帝都時代ノ遊園

右各種菓粒大ナルモノハ直徑九分許、小ナルモノハ六分許ニシテ、橢圓正圓ノ二形アリ、其豐熟セル時ハ壹房三百五六十文目ニ至ルモノアリ、味ヒ美ニシテ生食スヘキアリ、或ハ酒ニ醸スヘキアリ、或ハ乾固スヘキアリ、或ハ永ク貯藏スルニ宜シキモアリ。

西洋菓樹栽培法○明治六年六月開拓使發兌

附記
明治年間
渡來植物

〔附記〕

明治年間渡來植物

維新草創ノ際洋種植物ヲ輸入シタルハ民部省及ヒ開拓使主トシテ其衝ニ當レルニ依ル。而モ兩廳ノ將來シタルハ實用植物ニ止マレドモ、觀賞植物亦之ト並ヒテ漸ク渡來セリ。明治年間ニ於ル渡來植物ヲ一括シテ録スルニ當リ、溯リテ慶元以來ノ傳來植物ヲ附記ス。蓋シ一見維新後渡來ノ如クニシテ、既ニ舶載久シキモノ多キヲ以テ也。

○天正

煙草(たばこ) 一名相思草、烟花、淡婆姑、淡芭菰。

天正初年傳來セルナルヘシ、大槻玄澤ノ薦録ハ元龜天正ノ際トシ、大和本草長崎兩面鏡ハ慶長十年說ヲ採ルト植物渡來考ニ見ユ、本朝世事談綺正誤モ慶長十年說也。

玉蜀黍(たうもろこし) 和名なんばんきび、一名かうらひきび、たまきび。

近代世事談ニ天正ノ初蠻船將來ト見ユ。

洋芋(じやがたらいも) 一名陽芋、和名八升いも、其他數名アリ。

渡來考長崎兩面鏡ヲ引用シテ天正四年渡來トス、田中芳男說ニハ慶長中蘭人齋來、

蘭人通商ハ慶長十四年ナレハ其後ノコト歟トイヘリ、後期傳來明治ノ條ヲ見ヨ。

饅頭柑 閑窓新話ニ饅頭柑ハ天正年中ニ蠻船種子ヲ傳ヘテ此方始メテ有之也。(卯

花園漫錄)

○慶長、元和

早芥(おらんだみつば) 一名芥菜、和名清正人參、一名せりにんじん、洋和名セルデレイ。

渡來考本草圖譜ヲ引キ、加藤清正人參ノ種ト僞ラレ、朝鮮ヨリ持歸ルトス。然ラハ慶

長初年ノ傳來ナルベシ。

蕃椒(たうがらし) 一名辣加、和名かうらいごしやう。

豊公征韓ノ役種子ヲ採來ルガ故ニ高麗胡椒トイフ、大和本草ノ說ナリ、近代世事談

ハ慶長七年南蠻ヨリ傳來ストイフ。

蜀黍(たうきび) 和名もろこしきび、一名たかきび。

林羅山ノ多識篇(慶長十七年成)ニ始メテ見ユ。(渡來考ノ意)

蠶豆(そらまめ) 和名たうまめ、一名やまとまめ、なつまめ、四月まめ等ノ稱アリ。

多識篇ニ出ルヲ始トス、大和本草ニ近世異邦ヨリ來ル故西國ニテハ唐豆トイフニ

見ユ。(渡來考)

苦瓜(つるれいし) 一名錦荔枝、和名にがうり。

多識篇ニ記スヲ始トシ、大和本草ニモ說アリ。(渡來考)

帝都時代ノ遊園

馬蘭(ねぢあやめ) 一名蠶實、和名ばりん、一名ばれん、ねぢばりん。其名多識篇ニ出ヅ。
(渡來考)

刀豆(なたまめ) 和名たちはき、一名たてはき。

渡來考多識篇ニ記スルヲ始トストアリ。

綠豆(やへなり) 和名ぶんどろ。

多識篇、大和本草ニ見ユ。(渡來考)

曼陀羅花(てうせんあさがほ) 和名なんばん朝顔、一名いがなすび、きちがひなすび、外科ころし。

地錦抄附錄近代世事談天和貞享中ノ渡來トスレドモ、多識篇ヤマナスビヲ此花トス、然ラバ慶長初年ノ傳來ナルヘント渡來考ニ見ユ。十代家治將軍ハ天明六年九月薨ズ、嘗テ向島弘福寺ヲ過リ、此花ヲ持歸リシヨリ、江戸中曼陀羅花ヲ稱セシヨリ、俊明院殿實記ニ見ユ。後期渡來文久年中ヲ見ルベシ。

茉莉(まつり) 和名まうりんくわ、一名まりくわ、もりくわ。

慶長十九年島津家久茉莉花ヲ徳川家康ニ獻ス、ソノ前ノ渡來ナルヘシ、其後享保六年ニモ長崎ニ傳來ス。(渡來考)

扶桑(ぶつさうげ) 一名佛桑、朱槿、和名りうきうむくげ。

渡來考亦同年島津氏ノ家康ニ獻スル所ト記ス、地錦抄附錄ニハ正保以後渡來ノ品

中ニ出シ、近代世事談寛文中琉球ヨリ來ルト記ス。

三七(さんしち) 和名ふさなりさんしち。

慶長中始メテ種ヲ移シ來ルト本草啓蒙ニ記ス。(渡來考)

蠟梅(らうばい) 一名九英梅、和名からうめ、一名らんうめ。

本草啓蒙ニ後水尾天皇御宇朝鮮ヨリ來ル、一種檀香梅ハ享保年中渡來ス、蠟梅中ノ上品ナリトアリ、一種ソシンラウバイハ維新前ヨリアレドモ傳來詳カナラズト渡來考ニアリ、慶長末年元和ノ頃ナルベキカ。

南瓜(ぼうふら) 和名たうなす、一名きくざたうなす。

慶長元和中ノ輸入ナルヘント大和本草ニ見ユ、後期傳來文久ノ條ヲ見ルベシ。

○寛永

るうださう 一名ありたさう、著波三禮草、なんばんるうだ。

大和本草寛永ノ初渡來トシ、近代世事談ニハ天正中來ルト傳フ。

楳梲(まるめる)

渡來考引用スル所ノ長崎兩面鏡ニハ寛永十一年ノ渡來ト見エ、近代世事談ハ寛永

中南蠻ヨリ傳來ト記ス。

蔦蘿(るかうさう) 一名爬纏虎、蔦蘿、和名かぼちや朝顔。

大和本草ハ寛永中渡來トシ、地錦抄附錄近代世事談ハ天和貞享中傳來ト稱ス。

秋海棠(しうかいどう) 一名ようらくさう。

大和本草近代世事談寛永中ノ渡來トス、後期渡來明治初年ノ條ヲ見ヨ。

西瓜(すゐくわ) 鹽尻近代世事談共ニ寛永中ノ傳來トス、渡來考引用スル處ノ長崎兩

面鏡ニハ天正七年西瓜南瓜ノ種來ルトアリ、後期渡來明治ノ條ヲ見ヨ。

無花果(いちぢく) 和名たうがき、一名なんばんがき、うどんげ。

寛永中西洋ノ種ヲ長崎ニ植ウト大和本草ニ見ユ。

○正保

散丹花 珊瑚花、三段花、

正保年中以後ノ渡來ト地錦抄附録ニ見ユ、渡來考漢名山丹花一名紅繡毬トシ、來歴

ヲ記セドモ傳來時期ヲ明ニセズ。

琉球躑躅

地錦抄附録正保後ノ渡來トス。

金粟蘭(ちやらん)

地錦抄附録正保年中以後渡來ノ品種ニ載ス。

櫻欄竹

地錦抄附録、正保年中以後渡來ノ條ニ見ユ。

摩訶曼珠 今云金燈草

地錦抄附録同上。

風車

地錦抄附録同上。

玫瑰(ハマナス)

地錦抄附録同上。

らうざ

地錦抄附録同上。

霧島つゝし 薩州

地錦抄附録同上。

蓮玉

地錦抄附録同上。

紅茂草(おらんだせきちく) 舶來名アンジャベル、一名アンデレン。

地錦抄附録アンジャベルハ正保以後寛文以前、オランダセキチクハ寛文中渡來ニ

テ、別種ト見ル。

菊 五種、醉揚妃、御愛、玉牡丹、鷲毛、太白、

地錦抄附録同上。

黒船つゝじ

帝都時代ノ遊園

地錦抄附録同上。

唐つゝじ

地錦抄附録同上。

大きり島

地錦抄附録同上。

枳殼(きこく) 和名からたちトハ別也。

本草綱目纂疏正保慶安ノ際薩州侯枳殼ノ生木ヲ唐山ニ得後年繁殖シテ諸州ニ出スト見ユ。(渡來考)

仙人掌(さぼてん) 和名たうなつ一名いろへろ、さんほてい其他アリ。

異國草木會目錄ハ正保中渡來ニ見ユ。(渡來考)

蒔蘿(いのんど) 和名ひめうゐきやう。

江戸時代初期ノ傳來ト渡來考ニアリ。

藤菊(いんげんさう) 和名紅黃草、ほうわうさう、くちやくさう。

渡來考イフ、江戸時代初期渡來、或ハイフ隱元禪師ノ齋ス所カト、禪師ノ來朝ハ承應

三年也、地錦抄附録ハ天和貞享中來ル品々ノ中ニ數フ。

○寛文

向日葵(ひまはり) 一名西蕃葵、丈菊、和名てんがいはな、一名ひふがあふひ。

寛文六年ノ訓蒙圖彙ニ始メテ見ユ。(渡來考)

梓(きさゝけ) 一名角楸、和名あづき、一名かはらひさぎ其他數名アリ。

寛文六年ノ訓蒙圖彙ニ圖アリ、萬葉集本草和名等ノアヅサハ別種ニシテ此木ノ傳

來ハ餘程後世ナルベント渡來考ニ見ユ。

鐵線蓮(てっせん)

地錦抄附録近代世事談寛文中ノ渡來トス。

○延寶

甘露子(ちよろぎ) 一名石草蠶、地瓜兒、和名ちやうろぎ。

延寶三年ノ遠碧軒記ニ始メテ見ユ、唐物ナリ高麗物ナリトアリ。(渡來考)

落花生(たうじんまめ) 和名たうまめ、一名おにまめ、なんきんまめ。

渡來考引ク處ノ遠碧軒記ニ近來、渡ルト記シ、地錦抄附録ニハ寶永正徳中渡來スト

見エ、近代世事談ニハ元祿ノ末渡來トス、後期傳來明治ノ條ヲ見ルベシ。

南山茶(たうつばき) 和名からつばき、一名なんきんつばき。

地錦抄附録ニテウセンツバキ延寶中ニ來ルト記ス。

うけさぎおほやまれんげ 漢名詳ナラズ、和名ぎよくせい。

地錦抄附録延寶中渡來植物中ニ玉蘭花今云大山蓮花トアリ、渡來考イフ、此物ナラ

ンカ、本草圖譜ニ大山レンゲノ一種トス云々。

えにしだ 漢名未詳、船來名エニスダ。

渡來考延寶中漢土ヨリ渡來スト網救外編ヲ引キテ記ス、地錦抄附録ニモ延寶中渡來植物中ニ其名出ヅ。

頰桐(ひぎり) 和名たすぎり、あかぎり。

延寶中渡來スト地錦抄附録近代世事談ニ見ユ。

迷迭香(まんねんらう) 和名まんるさう。

西山遺事水戸義公外國ヨリ移植セル草木目錄中此物アリ、又文政中和蘭ヨリ輸入セシコト洋船分種移植ノ記ニ見ユ。(渡來考)

○天和貞享

老鼠子刺(ひらぎなんてん) 和名てうせんなんてん、一名たうなんてん。

地錦抄附録天和貞享中渡來ノ品々ノ中ニ見ユ。

紅蕉花(美人蕉) 和名ひめばせを、一名ひなばせを。

天和年中琉球ヨリ來ルト地錦抄附録ニ在リ。

千日紅(せんいちさう)

天和貞享中ノ傳來ト地錦抄附録ニ見ユ、近代世事談ニハ天和中支那ヨリ渡來スト記シ、大和本草ニハ近年中華ヨリ來ルトアリ。

桂(につけい)

肉桂ノ名ハ藥用トシテ古ク知ラル、生植セシハ心越禪師也禪師天和中携へ來リテ、江戸磯川及ビ小梅ノ水戸邸ニ植エシヲ最モ古キ記録トス、享保中屢舶來シタルコト諸書ニ見ユ。(渡來考)

○元祿

蜘蛛抱蛋(ばらん) 一名一葉。

元祿八年版花壇地錦抄ニ見エタリ。(渡來考)

蕃藷(りうきういも) 一名金薯和名あかいも一名さつまいも、からいも、はちり等アリ。

元祿十一年琉球ヨリ苗ヲ薩摩ニ傳へ、享保二十年青木文藏小石川藥園ニ試植ス。(渡來考)

(來考)

椿(ちやんちん) 和名ちん一名ちやんちん其他數名アリ。

大和本草ニ説アリ、本草啓蒙ニ此木本邦ニ自生ナシ、貝原氏渡來說ヲ正シトスル由記セリ。(渡來考)地錦抄附録椿樹元祿年中來ル品々ノ内ニ載セタリ。

天笠蓮花 木穂子 雪持草

以上之品地錦抄附録元祿年中來ル品々ノ内ニ載ス。

含生草

寶曆十三年ノ昆陽漫録ニ七八十年前渡來ト記ス、貞享元録ノ頃ナリ。

裸麥 和名むぎやす一名はだかむぎ

鹽尻ニ近世朝鮮ヨリ其種ヲ傳ヘ來ルモノイトヨシト見ユ。
○寶永

菜豆(いんげんまめ) 一名雲菘豆、和名いんげんまめ。

大和本草記スル所ニ據レハ徳川時代舶來スルモノニ似タリ。

菘豆(いんげんまめ) 一名蛾眉豆、眉兒豆、眉豆、和名あぢまめ、ひらまめ、かきまめ、たうまめ、はつしやうまめ。

最初日本ニ渡リシハ白花ノ品ニシテ、徳川時代更ニ紫花ノ品ガ來リシモノカト思ハル。(渡來考)

甘藍(はぼたん) おらんだな、さんねんな、諸葛菜。

大和本草ニ紅夷菘オランダナト見エ、地錦抄附録ニハ諸葛菜寶永正徳中ノ來品ニ數フ。

黎豆(はつしやうまめ) 一名狸豆、和名八升まめ、一名はせうまめ。

大和本草ニ見ユ。

ヘンルウダ

ヘンルウダ近來紅夷ヨリ來ル、是紅夷ルウダナリト大和本草ニ見ユ、一種牧野氏ノコヘンルウダト呼フモノ先ニ渡來シ、文化九年ニ渡リシモノ今日ノ種類ニ當ルナラン。(渡來考)

野菜莉(おしろいばな) 一名紫菜莉、燕脂花。

大和本草ニ出ヅ。

美人蕉(だんどく)

大和本草蠻種トシテ記ス、一種黄花ダンドク明和二年駒場藥園ニ來ル。(渡來考)

黃麻(つなそ) 和名かなびきを、一名いちび。

始メテ大和本草ニ見ユ。

蘭草香(らんぎく) 和名だんぎく。

大和本草ニソノ名始メテ出ヅ。

鬱金(うこん) 和名さふらん、一名きぞめぐさ。

大和本草ニ説アリ、物類品隣ニ享保中來ルトアレド非ナリ。(渡來考)

甜菜(ふだんさう) 一名菘菜、蒼蓮菜、和名たうちさ、一名いゝもな。

大和本草甜菜ニ初メテフダンサウノ和名ヲ充テ、今日ノタウヂサヲ記ス。(渡來考)

金盞兒花(きんせんくわ) 金盞草。

渡來考イフ、大和本草ニ出ヅ、一種タウキンセンハ天保度後蠻舶來草木銘書ニゴウドブルーイン金錢花變リトアルモノ是ナルベシ、ゴウドブルーインハマリーゴルドフラワリーノ略ナルベシ。

羅勒(めばゝき) 一名蘭香。

帝都時代ノ遊園

大和本草ニ見エタリ。

虞美人草(ひなげし) 一名麗春花、和名びじんさう。

罌粟ノ別種ナリ、今國俗ニ美人草ト稱スト大和本草ニ記ス。

錦葵(ぜにあふひ)

大和本草ニ説アリ。

萬壽菊(せんじゆぎく) 和名三波丁子、一名てんりんくわ。

近年異國ヨリ來ルト大和本草ニ見ユ。

らうざいばら 漢名未詳。

大和本草ニ紅毛ヨリ來ルトアリ、大和本草批正イフ所ニヨレハ今日ノ西洋ハマナスナラント渡來考ニ見ユ。

滿天星(はくちやうげ) 一名六月雪、白馬骨、和名ばんていし。

大和本草ニ見ユ。

玉蘭(はくもくれん)

大和本草ニ出ヅ。

紫蘭(べにこぶし) 一名紫こぶし、うすべにしてこぶし。

大和本草コブシトベニコブシトヲ混説ス、大和本草批正ニハ別種トシテベニコブシヲ紫コブシト呼ビタリ。(渡來考)

醉醺(ときんいばら)

大和本草ニ載ス、大和本草批正ニ説アリ。(渡來考)

紅包樹(りうきうはぢのき) 一名櫨、和名たうはぜ、一名りうきうはぜ。

大和本草ニ琉球はぢの木ヲ載ス。

迎春花(わうばい) 和名きんばい、一名あうしゆくばい。

大和本草以前何時來リシヤ明カナラズ。(渡來考)

櫻欄(一種たうじゆる) 小ナルモノ和名りうきうじゆる。

大和本草時珍ノ説ヲ引キテ琉球ジユロナルベキヲイフ、大和本草批正ニハ琉球ジユロ今タウジユロト云フトアリ。(渡來考)

罌子桐(あぶらぎり) 一名荏桐、油桐、和名えぎり其他數名アリ。

渡來考イフ、多織篇ニタマト訓ス、此時イマダ渡來セザリシカ、大和本草ニハアブラ

ギリト訓シテ説アリ。

百日紅(さるすべり) 一名紫薇、怕痒樹。

大和本草ニ出ヅ。

金橘(きむかん) 和名ひめたちはな。

大和本草ニ金橘ヲ載スレド和名ナシ、恐クハマルミノキンカンナラン。(渡來考)

櫻桃(ゆすら)

帝都時代ノ遊園

大和本草ニ漢名櫻桃トシテ之ヲ記ス、當時既ニ渡來セル植物アリシコト知ルヘシ。
(渡來考)

金絲桃(びやうやなぎ) 一名びじよやなぎ。

大和本草ニ出ヅ。

珊瑚菜 立泉花

二種トモニ寶永正徳年中來品トシテ地錦抄附録ニ見ユ。

紫羅欄花(あらせいとう)

大和本草蠻國ヨリ來ルトシ、地錦抄ニハ寛文中渡來ト見エ、花史雜記ハ渡來年代不明ト記ス。

○享保

人參(にんじん) 一名人蔘、神草、三七、和名朝鮮人參、日光人參、御種人參。

享保四年宗氏朝鮮人參苗六株ヲ幕府ニ獻ス、將軍吉宗命シテ日光ニ植エシム、寶曆十三年ニ至リ五萬株トナルト本草綱目纂疏ニ見エタリ。(渡來考)

何首烏(かしう) 和名つるどくだみ。

渡來考ニイフ、享保五年長崎ニ來リ、同九年駒場藥園ニ植ウト坂本氏記錄ニ見ユ。

檳榔樹(びんらうじゆ)

享保五年長崎ニ來ルト渡來考ニ記ス。

西蕃蓮(ぼろんかつら) 和名とけいさう。

渡來考丹羽正伯物産日記ヲ引キ享保六年蘭船長崎ニ齎スト記ス、地錦抄附録ニハボロンカツラ享保八年ニ來ルトアリ、近代世事談ニハ享保ノ始ニワタルト見エ、花史雜記ニハ玉蘂花ヲ宛テ、享保五年和蘭ヨリ齎來ストナス、何レニシテモ享保初期ノ舶來タルニ論ナシ。

龍眼(りうがん)

享保六年龍眼樹二株ヲ伊豆大島ニ植ウルコト七島明鑑ニ見エ、八年二株、十五年一株ヲ長崎ニ持來リシ記錄アリ。(渡來考)

三角楓(たうかへで) 和名かくれみの、一名はなかつら。

享保六年長崎ニ來ルト渡來考ニ見ユ。

荔枝(れいし) 舶來名リチイ。

享保六年荔枝三株ヲ伊豆大島ニ植エ、八年種子二百箇ヲ同地ニ播種セシモ發生セズ、天保中生木江戸ニ來ルト渡來考ニ記ス、但シ荔枝ノ名ハヨク大和本草ニ見エタリ。

吳茱萸(ごしゆゆ) 和名かははじかみ、一名からはじかみ、いたちき。

古代ヨリ移植サレタレト中古栽培衰へ、徳川期ニハ享保七年朝鮮ヨリ移植シタルコト、小石川植物園草木記錄ニ見ユ。(渡來考)

山茶莢(さんしゆゆ)

渡來考ニ小石川植物園草木目録享保七年朝鮮ヨリ山茶莢渡ルコト見エ、駒場藥園
記録同年同産山茶莢七粒ヲ下種スルコトヲ記ス。
常山(しやうざん) ごくざきトハ別也。

享保七年長崎ニ生木來ルト渡來考ニ見ユ。

棗(なつめ)

古クヨリ傳來セリ、享保七年同十二年漢種酸棗ヲ小石川藥園ニ植エ、同十二年駒場
藥園ニモ植エシ記録アリ。(渡來考)

黄今(わうこん) 和名こがねやなぎ、一名こがねばな。

小石川植物園草木目録享保八年渡來トス。阿部友之進ハ同七年甲州ニ於テ古來菽
培スル漢種ヲ發見シタルコトアリ。(渡來考)

夾竹桃(けふちくとう)

渡來考ニ、異國草木圖會目錄ニ據レハ寛政中渡來スルガ如クナレドモ、享保九年長
崎ニ傳來セシヲ始トスベキカトアリ。

安石榴(ざくろ) 和名じやくろ。

古代既ニ移植セラル、一種朝鮮ザクロ一名ヒメザクロ一名ナンキンザクロト稱ス、
享保九年渡來スト渡來考ニ見ユ、地錦抄附録ニモ南京柘榴享保九年渡來トアリ。

貝母(ばいも) 和名あみがさゆり。

本邦古代既ニ貝母アリ、徳川氏ニ至リ享保九年三月支那ヨリ始メテ貝母ノ生植物
ヲ船送ス、享保九年三月ハ上言本草ニ據ルト渡來考ニ見ユ、地錦抄附録ニ其圖アリ、
ヘンケル(蘭名) 藜香、和名くれのをも。

享保十年和蘭藥草ノ種子十八種江戸ニ來ル、其中ニセイメンヘンクレアリ、是ウイ
キヤウ子ナルベント渡來考ニ見ユ。

椰子

渡來考ニ丹羽正伯物産日記ヲ引キテ享保十年八月紅毛椰子苗ヲ齎ス由ヲ記ス。

甘蔗(砂糖黍) 一名諸蔗、竿蔗、和名さたうのき。

享保十二年將軍吉宗甘蔗苗ヲ琉球ヨリ取寄セ、濱園吹上園中ニ試植セシムルヲ始
トス。(有徳院殿御實紀附録)

覆盆子(とつくりいちご)

享保十二年の渡來、藥園ニ植ウト駒場藥園坂本氏記録ニ見ユ。(渡來考)

菘藍(たいせい) 一名江南大青。

渡來考イフ、享保十三年漢種渡來スト坂本氏記録ニアリ云々。

天台烏藥(てんだいうやく)

駒場藥園記録ニ享保十六年渡來セルヨシ見ユ。(渡來考)

檉柳(ぎよりう) 一名三春柳、河柳。
渡來考小野蘭山ノ本草講義ヲ引キテ享保十八年ノ渡來トシ、伊藤圭介ノ花史雜記ニハ寛保中ノ傳來ト記ス。
山檀(さんざし)

享保十九年朝鮮産山檀ヲ小石川駒場兩藥園ニ植ウルコト小石川植物園草木記録及ヒ坂本氏駒場藥園記録ニ見ユ。(渡來考)
天茄子(はりあさがほ) 一名丁香茄、和名はりあさがほ、一名ちやうじなすび、たうなすび。
渡來考ニイフ、渡來享保ノ後年トイヒ、寛延ノ始トイヒ、寶曆八年トイフ、數度舶來アリシガ如シ。

秦丸(はかりぐさ)

物類品隋ニ朝鮮産上品享保中種ヲ傳フト見ユ。
防風(ほうふう)

漢種上品享保中種ヲ傳ヘ、今官園及ヒ世上ニアリト物類品隋ニ見ユ。
延胡索(おほぼのえんごさく) 和名ぼたんえんごさく。

物類品隋漢種上品享保中種子ヲ傳フトアリ。
土木香(おほぐるま) 和名木香。

享保中支那ヨリ渡來ス。(渡來考)
破胡紙(おらんだびゆ) 一名補骨脂。

渡來考本草啓蒙ヲ引用シテ享保年中渡來トス。
白蘇(かゝみぐさ) 和名びやくれん、古名やまかゝみ。

漢種享保中渡來、今傳ヘ裁ル者多シト本草啓蒙ニ見ユ。(渡來考)
黃精(からだねわうせい)

享保中渡來、本草圖譜ニ圖アリ。(渡來考)
蓬莪茂(かじゆつ) 和名しろうこん、一名うすぐろ。

本草啓蒙享保中唐種ヲ渡シ官園ニアリト記ス、俗ニ石芋ト稱スルモノ也。(渡來考)
胡盧巴(ころは)

渡來考イフ、本草啓蒙享保中生植物ヲ傳ヘタルヲ記ス。
鬼臼(きゝう)

地錦抄附録ニ圖アリ、享保中ノ傳來ナルヘシ。
白朮(びやくじゆつ) 和名おけら。

享保中種子ヲ傳フルコト物類品隋ニ見ユ、蒼朮漢種ノ傳來亦同書ニ出ヅ。
牡荊(にんじんぼく)

享保中種ヲ傳ヘテ官園ニアリト物類品隋ニ見ユ。
帝都時代ノ遊園

土茯苓(どぶくれう) 和名さんきらひ。

物類品隋漢種上品琉球下品トモ享保中種ヲ傳ヘテ官園ニアリト見エタリ。
楓(ふう)

物類品隋享保中之ヲ傳フト見ニ、江村如圭庚戌雜錄ニハ享保十二年支那商船楓生
樹ヲ持來ルトアリ。(渡來考)

丹桂(きんもくせい)

渡來考ニ大和本草ノモクセイハ金銀何レカ詳ナラズ、金モクセイハ丹桂トイフ、廣
益地錦抄ニ出ヅトアリ。

使君子(しくんし) 和名からくちなし。

享保中ノ舶來ト異國草木會記錄ニ見ユ。(渡來考)

霸王鞭(きりんかく)

昆陽漫錄ニ中山傳信錄ヲ引キテ説アリ、近年琉球ヨリ來ルト記ス。槐記ニ卷享保九
甲辰五月十七日ノ條ニ此頃ウハサ申上シ天笠物麒麟角ノ語アリ、享保中ノ傳來ナ
ルヘント論ナシ。

○元文

百部(るびやくぶ) 和名びやくぶ。

元文元年長崎ヨリ來レルヲ植ウルコト駒場藥園記錄ニ見ユ、物類品隋ニ漢種今種

ヲ傳ヘテ官園ニアリト記ス。(渡來考)

江南竹(まうさうちく) 一名貓竹。

元文元年琉球ヨリ薩州ニ江南竹二株渡來ストイフ、明和ノ頃ハ江戸市中孟宗竹至
ツテ珍ラシカリシ由塵塚談奴胤等ニ見ユ。武江年表安永八年ノ條品川薩邸ニソノ
葦ヲ始メテ植エタル記事アリ、次第ハ江戸ニ流布セル狀ヲ見ルヘシ。

○寶曆

斑枝(パンヤ) 一名木綿樹

物類品隋寶曆八年命アリテ此種ヲ清商ニ欲シタレド清人知ラズ、再命シテ蠻商ニ
欲ス、九年紅毛人咬嚼吧種木綿樹木數斤ヲ齎來ス、十年命シテ諸國ニ植エシムルニ
稀ニ生スルコトアリト記ス、但シ早ク大和本草ニ説アリ。

橄欖(かんらん)

橄欖和産ナシ、漢種寶曆九年春種ヲ傳ヘテ植ウル由物類品隋ニ見ユ、後期傳來明治
ノ條ヲ見ルヘシ。

木香花(もくかうばら)

物類品隋漢産上品寶曆十年傳來ストアリ、本草圖譜ハ享保中渡ルトス、兩度ニ渡來
セルモノカ、黄木香ハ天保以後安政六年以前ニ渡來ス。(渡來考)

淫羊藿(ぼさきのいかりさう)

帝都時代ノ遊園

天保ノ本草圖譜ニ見ユレト、寶曆ノ物類品隨ニ出デズ、漢種寶曆後天保前ノ傳來ナルヘシ。(渡來考)

蕃柿(赤茄子) 一名六月柿、小金瓜、和名さんごじゆなすび。

渡來考後藤梨春ノ物品目錄ニ始メテ見ユト記ス、目錄ハ寶曆二年ノ著也。

盧會(くさあだん) 一名龍舌草、和名たうろくわぬ、一名たうあだん。

渡來考寶曆中琉球ヨリ渡來ストアリ。

方竹(しはうちく) 和名しかくだけ。

物類品隨ニ方竹和名シカクダケ和産ナントアリ。

○明和

獨行菜(こせうさう) 舶來名セルデレイ。

明和二年ノ紅毛談ニ出ヅ。(渡來考)

白鮮(はくぜん) 和名さんしよぐさ。

明和五年田村藍水漢種二株ヲ得テ之ヲ培養ス。(渡來考)

白花菜(やうかくさう) 和名ふうちやうさう、一名ふうれいさう。

渡來考小野蘭山ノ説ヲ引キテ明和八年漢種來ルト記ス。

薑黃(きやうわう) 和名はるうこん。

明和中琉球ヨリ移植ス、一説ニ享保中ノ渡來トモイフ、本草圖譜ニ圖説アリ。(渡來考)

○安永

紫雲英(げんげ) 和名ほうぞうばな、一名れんげさう、れんげばな。

安永五年ノ本草正偽ニ説アリト渡來考ニイヘリ。

月下香

安永八年亥六月觀此花於長崎ト花史雜記ニ見ユ、渡來考ニハオランダスキセン一

名晚玉香舶來名ナコトールトシテ文政中渡來ト記ス。

○天明

石刁柏(おらんだたねのきちかくし) 舶來名アスペルチイ、一名アスペルシユス、まつ

ばうど。

渡來考ニ天明元年質問本草ニ圖説アリ、天明以前ノ渡來ナルヘシ、異國草木會目錄

ニハ文政中ノ渡來トストアリ、後期傳來明治ノ條ヲ見ヨ。

報歲蘭(ほうさいらん) 一名拜節蘭。

渡來考中山本草ヲ引キテ天明四年琉球ヨリ傳來スト記ス。

山西胡麻(ぬめぐま) 一名あかごま、胡麻仁。

天明中紅毛ノ種子ヲ播キテ生植シタルコトアリ、文政二年以降八年ノ間ニ蘭船種

子ヲ舶來セシコトアリ。(渡來考)

○寛政

帝都時代ノ遊園

草果(さうくわ)

渡來考七島明鑑ヲ引キテ寛政三年四月田村元長幕命ヲ以テ漢種草果十五株其他
ヲ八丈島ニ種植セシコトヲ記ス。

金豆(まめきんかん) 一名山金柑。

本草要正寛政中渡來トアリ。(渡來考)

○享和

六月雪(りうきうそけい) 和名しろばなつるそけい。

享和二年琉球ヨリ傳來スト品物考證ニアリ。(渡來考)

〔参考〕 一話一言文化四年四月十六日大田覃小石川藥園ヲ訪ヘル條ニ、

四月十六日若竹氏と同じく白山のみそのにゆきて芍藥花を見しに數十種あり、
その外藥草等をもうかゝひみし也。

朝鮮人參種計のこし置し也 當歸 沙參 黃耆 白芷 黃芩 白朮 蒼朮 射干

藿香 烏藥 藜蘆 黃精 萎蕤 ヲトギリ 王不留行 薄荷 牛膝 大葉

麥門冬 續隨子 桔梗多シ 淫羊藿 前胡 白及白き花あり 茵陳 青蒿 胡

萎 イノンド 地榆 ラウザイバラ 狼毒 天門冬 知母 川芎 玄參

百部根 藜蘆 澤蘭 蘭ツバキカマ 眼子菜 蘿摩 羌活 商陸 金櫻子蓋の類なり花咲ク紅白あり

大和本草地錦抄に不
見本草綱目にあり。 福州密柑實生 齒朮 ツガノ木二本 臘梅 山茶 吳茱

英 桂樹 黃柏 朝鮮五粒松

此外モアマタナリシガ覺エズ(四月十七日記)

一話一言文化四年十月大田覃巢鴨ノ種藝家ヲ訪ヘル條ニ、

(○上略) 同ジ種樹家中市左衛門ガ園ニハ和漢蠻産ノ草木ヲ盆中ニ植置ク。

琉球根樹 蠻名インデヤンスヘーケボウム。

漢産沈香 蠻名アルボルテライス。

琉球産鬼見愁 和名アンジコ。

杜松 ゼネイブル。

按紅毛酒ニゼネイフルトイフ酒アリ、疑此物所製。

霸王樹 蠻名イロベルサチラサツホウ、さぼてん也。

霸王焦 蠻名アロエアダン。

霸王鞭 蠻名イボウ、エホウ。

又麒麟角トアリ、霸王鞭ト別種ナル歟、葉ノ色少シ薄キ方ニテ大同少異ナ

リ。

霸王扇 和名石花角

きりんかくニ似テ枝ブリ平タク扇ト名ヅケシモコトハリナリ。

琉球産芫蘭 和名フヨウラン。

此外モ猶アリシカド、日モクレナントシ、先ヲイツゲバクハシクハ覺エズ。十月十日(○文化四年朝記)

○文化

レセダオドラタ 和名もくせいさう、一名にほひれせだ、舶來名ミギユエツト。

渡來考イフ、文化七年ノ木曾採藥記ニミギユエツトヲ記ス、此頃舶來アリシナラン。紫萬年青 和名しきんらん。

文化十三年琉球ヨリ來ルト異國草木會目錄ニ見ユ。(渡來考)

屈子花(にうめんらん) 壽蘭、いりもてらん。

文化中琉球ヨリ傳來ルト本草要正ニ記ス。(渡來考)

白花玫瑰(はくくわまいくわい)香雪。

白花玫瑰ハ將軍家齊文化中之ヲ清國ヨリ得テ愛賞セルナリト、大久保一翁語レルヨリ、長春園薔薇類聚題言ニ見ユ。

○文政

ロームセカミルレ ローマカミツレ。

渡來考文政元年六月大槻玄澤宇田川玄眞幕府ニ建言シテ輸入ス、並通種ハ天保中ニモ渡來ス、維新ノ際輸入セシモノハゲウオーネカミルレト呼ヒテロームセカミルレト區別ストアリ。

素馨(そけい) 和名つるまつり。

渡來考百品考ヲ引キテ文政二年清舶載來スル由ヲ記シ、一種キソケイ渡來年月明カナラズトセリ、文政八年ノ兎園小説ニ素馨花ハ遠カラヌ世ニハシメテ渡リシトテイマダ世ニ稀ナルヲ云々ト見エタリ。

老鎗穀(ひもけいとう) 和名せんにんこく。

本草圖譜文政十二年ノ渡來トシ、草木育種ニハ文化十三年始メテ之ヲ植ウトアリ。(渡來考)

おらんだはくか 舶來名メンテ。

渡來考文政中宇田川玄眞大槻玄澤建言シテ和蘭ヨリ舶載セシムトアリ。

探春花(りうきうわうばい) 和名もくかうくわ。

文政十一年ノ本草圖譜ニ琉球ヨリ來ルトアリ。(渡來考)

○天保

喝呼草(ねむりぐさ) 一名含羞草、和名おじぎさう、舶來名コロイデールルメニト、シカームコロイト、ジンコロイト。

渡來考百品考ヲ引キテ天保十二年ノ舶來トス、花史雜記ハ天保中ノ渡來ト記ス。

蓮生桂子花(たうわた) 舶來名フラストハツトス、和名つるわた。

渡來考本草圖譜ヲ引キテ天保十三年江戸ニ來ルトシ、舶上花譜ニハ天保中舶來ス

帝都時代ノ遊園

ト記ス。

おらんだせん^(渡來考)にち 舶來名セリヤーハン、一名アルマクモクト。

天保十三年渡來。

長壽花(きすゐせん) 舶來名ヒヤシント。

渡來考天保十三年ノ渡來トシ、花史雜記ハ天保中蘭船齋來スト記ス。

ハルシヤギク 舶來名ダリヤス。

草木圖説ニ出ツ、天保十四年渡來、百花培養考ニハ十二年ト見ユ。

はなかたみ 舶來名ヲキザリス、一名ヲキザリースローザ。

渡來考船上花譜ヲ引キテ天保十四年ノ渡來トス。

山奈(番鬱金) 一名三蘂。

草木圖説ニハ天保末年ノ渡來トス、天保度後蠻舶來草木銘書ニモ見ユ。

インチアーセン 和名金山慈姑。

天保中渡來スト本草要正ニ見ユ。

羊角豆(はぶさう) 一名石快明、蛇滅門草。

渡來考時還讀蒙書百品考ニ説アリ、琉球ヨリ傳來スト記サバ、天保中ノ渡來ニ數ヘ

テ論ナカルヘシ。ニコチアナー まるばたばこ。

天保中ノ渡來ト異國草木會目錄ニ見ユ。

おらんだわれもかう ピンビネルラ、ピンフルネル。

草木圖説ニ天保中ノ渡來ト見エタリ。

おらんだ晝良 洋名メコアカン。

天保中傳來ト渡來考ニ出ヅ。

カナリーサード 和名あはがへり。

渡來考異國草木會目錄ヲ引キテ天保中渡來ト記ス。

金蓮花(ローゼンハレン) 和名のうぜんはあれん。

天保中渡來、舶上本譜ニ圖説アリ、大坂ヘハ弘化三年來ルトイフ。

天笠牡丹 漢名未詳、舶來名ダリヤス、一名ラノニケル。

天保中渡來、百花培養考ニ三種ノ品ヲ記シ、一種ハ十二年長崎ヨリ取入レ、一種ハ弘

化三年浪華ヨリ來ル由イヘリ、渡來考イフ、天保度後蠻舶來草木銘書ニハ二十餘種

トアリ、安政頃多種渡來セルヲ知ルヘシ。

蕃紅花(さふらん) 一名泪夫藍、和名ばんさんじこ。

渡來考天保中渡來ス、天保度後蠻舶來草木銘書ニバンサンジコサフランドス、早ク

大和本草鬱金ヲサフランド記シタレト別物ナリト見ユ、後期渡來文久ノ條ヲ見ル

ベシ。

金魚草 漢名未詳、舶來名アンチリリーム。

天保中渡來ス、天保度後蠻舶來草木銘書ニ見ユ。(渡來考)

錦鶏兒(むれすゞめ) 一名金雀花。

渡來考ニ據レバ天保四年ノ桃洞遺筆天保九年ノ百品考等ニ説アリトイフ。

半豆(きまめ) 一名木豆、りうきうまめ。

百品考ニ細説アリ。(渡來考)

○弘化

ボスマン 一名ピツキ、和名あかねすゐせん。

草木圖説ニ弘化元年ノ渡來ト見ユ。

鳳梨(あななす) 一名露兜子。

弘化二年蘭船持來スト草木圖説ニ出デタリ。

おらんだまごやし 和名おらんだげんげ、つめぐさ。

弘化三年三月和蘭國書籍器物ヲ幕府ニ贈ル、其箱空虛ノ箇所ニ枯草ヲ詰メタリ、其

實ヨリ苗ヲ生スルモノ苜蓿ノ一種ナリ、依テ和蘭陀苜蓿ノ名ヲ附ストイフ、詰草ノ

名稱モコレヨリ出ツ、竹園草木圖譜記スル所ナリ。(渡來考)

さふらんもどき 漢名未詳。

弘化ノ末舶來スト草木圖説ニ出ヅ。

トルレケルフル 和名白のせんだんぐさ。

弘化年間ノ舶載ナリト亦草木圖説ニ見ユ。

○嘉永

月見草(つきみさう) 和名つきみぐさ。

草木圖説嘉永ノ初渡來トシ、竹園草木圖譜嘉永四年舶來トス。(渡來考)

待宵草(まつよひぐさ) 和名やはすきんばい。

渡來考竹園草木圖譜ヲ引キテ嘉永四年舶來スト記ス。

にがよもぎ

セメンシーナノ一種ニテ嘉永六年岐阜ノ藥種商ノ塵埃場中ニ發生スト草木圖説

ニ見ユ。(渡來考)

るかう朝良 和名まるば朝良。

草木圖説ニ嘉永中ノ舶來ト記ス。

なんばんくさふぢ 漢名未詳、舶來名エゴイランタータツリ。

嘉永中ノ舶來ト亦草木圖説ニ見エタリ。

くわえんさう 漢名未詳。

嘉永年中渡來ス、本草要正本草圖説天保度後蠻舶來草木銘書ニ見ユ。(渡來考)

金鳳(こばのせんな) 和名もくせんな。

帝都時代ノ遊園

草木圖説嘉永中ノ舶來トス。

てふまめ 漢名未詳。舶來名キリトリア、和名こてふまめ。

嘉永中ノ舶來ト亦草木圖説ニ見ユ。

じやがたらすむせん 漢名未詳、和名じやがたらゆり。

嘉永中ノ舶來ト草木圖説ニ出ヅ、花史雜記ハ傳來年代不明トシ、瓜哇水仙花戸ジヤ

ガタラスキセント稱ス、オランダスキセン、ムギナデシコ、バラモンジンノ異名アリ

ト記ス。

せんな 大葉、小葉ノ二種アリ。

嘉永中ノ舶來ナリト草木圖説ニ見ユ。

○安政

はりなすび 漢名未詳。

渡來考天保度後蠻舶來草木銘書ニ出ヅト記ス、此書ハ安政六年群芳軒ノ著ス所、天

保以降安政六年以前ノ渡來植物ヲ集メタリ。

山奈はんがじゆつ 番莪莖。

天保度後蠻舶來草木銘書ニ出ヅ。(渡來考)

おらんだいちご 一名大葉白花蛇莓。

渡來考天保度後蠻舶來草木銘書及ヒ草木圖説ニ出ヅト記ス。

海芋(おらんだかいり) 和名蠻海芋、一名ありゆむ。

天保度後蠻舶來草木銘書ニ見ユ。(渡來考)

おらんだふうろ

安政六年ノ草木圖説舶載未ダ久シカラスト記ス。

カラング

天保後安政六年以前ニ傳來ス、ト渡來考ニ見ユ。

金盞草一種(たうきんせんくわ) 舶來名コウトブルウン。

渡來考ニ天保度後蠻舶來草木銘書金錢花變リトアルモノナルベント記ス。

レリイスマルシス 和名すむせんあやめ。

天保度後蠻舶來草木銘書ニ出ヅ。(渡來考)

草零陵香(レノングル) 和名れいりようかう。

渡來考前書ヲ引用ス。

つりうきさう 舶來名ホクシヤ。

天保度後蠻舶來草木銘書ニ見ユ。(渡來考)

松葉牡丹 舶來名ホルジュラカガランデフルール、和名はなまつな。

渡來考イフ、天保度後蠻舶來草木銘書ニ其品種ヲ記スト。

まんでま 舶來名マンテマン

天保度後蠻舶來草木銘書ニ出ヅ。(渡來考)
ケレーネドンドルパールド 和名あかたなれんげ。

渡來考天保以後安政六年以前ノ渡來トス、前書ニ出ヅ。
亞穀葛(ふぢけいとう)

天保度後蠻舶來草木銘書ニセンニシテ見ユ。(渡來考)
シナラム。

藍菊(さつまぎく) 一名翠菊、和名えそぎく、一名さつまこんぎく。

草木圖説ニ記ス、渡來ノ年代天保以後ナランカト渡來考ニ見ユ。

玉鮫蘭(ぎよくちんらん)

草木圖説ニ見ユ。

紫蘭(金陵邊) 和名ちやうじゆらん。

亦草木圖説ニ記載ス。

立芟(しゆくしや) 和名ほざきしやが。

渡來考天保度後蠻舶來草木銘書ヲ引キテ天保以後安政六年以前ノ傳來トス。

いとらん 舶來名ユツコウフラチデ。

天保度後蠻舶來草木銘書ニ見ユ。(渡來考)

ばんまつり 舶來名セイテイボーム、和名ばんそけい。

天保度後蠻舶來草木銘書ニバンソケイ素馨一種ト見ユ。(渡來考)
りうぜつさう 漢名未詳、和名りうぜつらん。

渡來考天保度後蠻舶來草木銘書及ビ文久二年ノ本草要正ヲ引ク、農業雜誌明治十一年刊行分ニ十數年前ノ渡來ト記ス。

テンネボウム 漢名未詳、和名ときはぎよりう。

渡來考天保度後蠻舶來草木銘書ヲ引キテ天保後安政六年前ノ傳來トス。

騏驎竭(きりんけつ) 英名ドラゴンスブラッド。

天保度後蠻舶來草木銘書ニ出ヅ。(渡來考)

○文久

つくばね朝貞 渡來名ベテンヤ、和名百日草、一名長久草、つくばねにち、ききやう
べちにや。

渡來考文久二年ノ本草要正右四名ヲ記シ亞米利加物トアルヲ引ク、花史雜記ニハ
文久元年米國創メテ種子ヲ傳フトアリ。

菠薐(はうれんさう) 和名はうれん。

渡來年代明カナラス、大和本草ニ説アリ、花史雜記大葉ノ品ハ文久年間法國ヨリ渡
スト記ス。

るりやなぎ りうきうやなぎ、一名丁字くわ。

文久年間琉球ヨリ渡來スト本草要正ニ見ユ。(渡來考)
了治竹菊芋) 一名芋乃、舶來名アノイモ。

文久中英國公使アールコック携へ來リテ高輪東禪寺ニ培養シ、老中安藤信睦ニ贈
リシヲ傳來ノ始トスト農業雜誌ニ見ユ。

平果(りんご) 和名利字古字、今名りんご。

田中芳男ノ説ニ西洋林檎漢名平果文久年間福井侯巢鴨別邸ニ移植セシヲ創始ト
ス、後期渡來明治ノ條ヲ見ヨ。

維新前

おらんだからし 和名みづからし。

維新前二三年ノ渡來ナリト田中芳男説也。

むぎわらぎく 舶來名ヘリキリシユム、一名金貝草。

維新前ノ渡來。(渡來考)

倒地拾(ふうせんかづら) 一名假苦瓜。

渡來考維新前ノ傳來ト記ス。

洋葵(こんじくあふひ)

維新前ノ渡來ト渡來考ニ見ユ。

紅西拉花(百日草) 一名火求花。

維新前ノ渡來。(渡來考)

蠅取撫子 一名むしとりなでしこ、一名アルメリヤ、ヘルトカールス。

渡來考ニ維新直前ノ傳來ト見ユ。

蝴蝶梅(こてふすみれ) 和名さんしきすみれ、一名遊蝶花、翔蝶花、陽蝶花。

維新直前ノ渡來、元治元年二月ヨリ諸家ニ植ウト柏木氏ノ書ニアリ。(渡來考)

ヒメジヨラン 和名やなぎばひめぎく。

渡來考ニ維新直前ノ渡來トアリ。

年代不明

山蘆(おほさんざし) 和名たうさんざし。

渡來年代未詳ト渡來考ニ見ユ。

○明治

西瓜

明治ノ初、白皮黄瓢、班皮白瓢ノ數種支那ヨリ傳來シタルヨシ、花史雜誌ニ見エタリ。

蘆粟 サタウモロコシ

明治初年支那ヨリ輸入スト花史雜誌ニ出ツ。

秋海棠

明治ノ初、米國及獨逸ヨリ異品數種渡來。(花史雜誌)

帝都時代ノ遊園

象趾草ヲリハントフト 椰箬モイスドルン 鹿角石草アルキコルネ アカシヤ
ソボラ 蟹ノ足エビヒルム一種 疣サボテンマルミルリヤ一種 アロヒ三種(圖ア
リ) ガステリヤ二種 ヘアンチエス二種 洋種クリノム アストロヒチユム セ
レウス(以上鉢植)

右明治四年雜司谷鬼子母神手前含翠園物産會陳列(理學博士白井光太郎藏木)

西洋わさび 矢根人參 狸々人根 橄欖樹 グラジオラス ふくしや花 丸葉朝
貞 サイクラメン 以上初年渡來。

櫻桃六、七年頃渡來。薔薇カニナ種六年傳來。

落花生七年傳來。アカシヤ同上。

草莓七、八年ノ頃渡來。アネモネ八、九年頃傳來。

百合樹同上。アルハルハ苜蓿九年傳來。

ウカリブタス樹同上。刺球草七、八年傳來。

神樹八年渡來。桃天津等ノ産、八年渡來スト渡來考ニ見ユ。

支那蓮八年傳來。花椰菜十年傳來スト田中芳男記シ、渡來考ハ初年トス。

球葱十年渡來。甜橙同上。有加利樹十一年渡來。

格蘭德扁柏十二年傳來。同玉蘭同上。印度杉十二、三年ノ頃。

カタルパ十三年頃。海岸松十四年頃渡來歟。朝鮮粟十六年渡來。

幾那樹同上。除蟲菊十九、廿、廿一年ニ傳來ス。西洋胡桃廿一年ノ農業雜誌ニ見ユ。

アマリリス廿六年傳來。白果松廿七年渡來。櫻桃テイジョシヤウ丁汝昌ハ支那海

軍提督、日清役記念樹トシテ廿七年移シ來ルトイフ。

スキートビス同上。ワシントン、ネーブル、オレンデ同上。ポプラ卅年渡來。布袋

草卅二年傳來。タツタサウ日露役記念樹、軍艦立田ヲモチ命名ス、卅七八年傳來。

黒木草同上、黒木將軍ヲモチ命名ス。同上。プラタヌ卅七年渡來。ベラゴーニユム

同上。月桂樹卅八年渡來。生糸齒朶樹四十二年渡來。フィニツクス、カナリシニス四十三

年渡來。

椰子蘭同上。銀葉杉四十五年渡來歟。ペツパー樹 同上。大王松同上。

近年移植の草木

田中芳男

昨廿九年一月十二日に於て、本員は我國物産の起源と題して我國に於ける各種物産
の創始を述べたり。實に我國は環海の島嶼なれば多數の物産が具備するものにあ
らず、必ず海外より傳はるものゝ多きは當然のことゝす。海外への交通は往古より始
るなれども、凡三百年前徳川幕府の初に當り漫に交通することを禁じ、貿易場を長崎
の一港となし、支那阿蘭の二國の外は來航を禁し、尙入船の數を定め、又我邦人の渡航
を禁止したり。爾來交通も堅く制限せられ、我國へ傳へたる草木も其品數多からざり

しが、安政年間に至り海外各國と條約を結び開港せしより交通も次第に増し従て我邦へ傳ふる草木も漸次に多きを加へたれども、維新以後に至り益々増加し、近年に及びては枚擧すること能はざるの多數とはなれり。殊に近年新に傳へたる植物の夥多なるは世人の知る所なり。其品數を擧ぐれば穀物、菽豆、蔬菜、菓物、各用、藥用、牧草材、用、裝飾、觀賞等の植物にして、此外尙隨地に生ずる各種の雜草あり、是等は他の植物若くは牧草或は乾芻等に混して傳はり、遂に繁殖して自生植物の如き觀をなすに至るも、殊更に移植を圖りたるものには非るなり。是等の雜草が傳はりて遂に一般の妨害植物となるは眞に憂ふべき事とす。此植物は繁殖極めて速にして長大となるも、牛馬之を食はざるなり。但し我邦の雜草が外國へ傳はりて繁殖したる一例あり。曾て米國へ行き實業に勞動せし人の目撃する所を聞くに、我邦の藜アカザの種子が他物に混じて該地に至り生長繁殖し、遂に其地一般の妨害植物となりしと云ふ。

近年移植せる植物の中には既に一の物産となり、又は向來大に望あるもの若干種に就きては前年演述せる物産の起源に於て之を擧げたり。然れども益々繁殖すべきもの、又は長大となるべきもの、或は名譽あるもの、或は一の物産となるべきもの等に就きて之を縷述せんとするも、其品類は少數に止まらざれば容易に説き盡すこと能はざるべし。

今日は先づ最近くに在るものより説き起すべし。當上野公園内に鐘樓臺あり、其西方

に二本の樹あり、各々鐵柵を透らしたり、一を格蘭德扁栢グランドビノキと云ひ、一を格蘭德玉蘭グランドギョウランと云ふ。此二株の樹は明治十二年八月二十五日東京市民の請願によりて、聖駕當園へ臨幸あり、又兼て渡來せる北米合衆國の前大統領格蘭德將軍も亦茲に臨めり。其際接待委員の一人なる津田仙氏は、豫め博物館の許可を得て地をトして將軍に請ひ、米國産の扁栢ビノキを植ゑ、同夫人に請ふて米國産常綠葉玉蘭の苗を植ゑて記念とせり。右樹の事は農業雜誌第八拾九號に載せたり。而して各樹の傍に白色大理石を立て、其の名稱等を刻せしも、狡獪兒の爲めに石礫を射撃せられて磨滅し、今は見るべきなきを以て其記字を觀ること能はざるに至れるは遺憾と云ふべし。然るに各樹とも無難に成長して、今は二丈餘に達し、二三年前より花を開くに至れり。

抑々格蘭德扁栢なるものは、米國加里福尼亞州の産なる松栢科常綠喬木にして、全く我扁栢の種類なれば、格蘭德扁栢の名に負かず。學名を *Chamaecyparis Lawlsoniana*, Parl. *ノビキ* 又 *Cupressus Lausoniana*, Verr. 又 *C. Nutkanus*, Torr. 又 *C. Fragrans*, Kellogg, 又 *C. attenuata*, Gilman. 等の名あり。然るに農業雜誌八拾九號に此の樹の記載あるも、右學名の樹には非らずして米國加里福尼亞州に於て最大の樹として世界に名ある松栢科の常綠喬木樹なる *Relinglantia gigantea*, Lindl. 又の名 *Sequoia gigantea*, Emul, 若くは *nashinglantia* にして、英名を *Bigtree of California* *Mammothtree* と云ふ。即加里福尼亞偉大樹の義なり。如此樹の名なれば全く別物なること明かなり。原來北米國の産に

して世に名あるは右偉大樹にして扁栢にはあらず、而して右偉大樹の最大なるもの數株の中には、格蘭德將軍の實視せられしより格蘭德將軍と號名せるものありて、將軍には由緒ある樹なれば、斯く將軍に請ひて記念に植ゑられたるものなるに、如何なる錯誤よりして米國産の扁栢を植ゑて格蘭德扁栢となせしや、今日となりては之れを改むるに由なく、頗る遺憾とす。原來右偉大樹の全形は杉または扁栢の如く聳立して壯觀なり、葉は扁栢に似ずして却て杉に近しと云ふべく、子球は五葉松または金松に似たり、故に杉と譯せる書あり、今其の説を抄出して偉大の樹なることを述べん。此の樹の加里福尼亞州の山に生ずるは、其高さ三百尺(三十丈)を常とすれども、大なるものは尙其上の高さあり、而して各所にある大樹は各號名を與へてあり、サラス森の最大なりし「ゴライヤス」と名づけしものは既に顛倒したり、此周圍五百尺(五十丈)なれば直徑は百六七十尺(十六七丈)あるべし。此外にマサチユセツツと名づけらるゝ周圍一百尺(十丈)高さ三百二十八尺(三十二丈八尺)、「ガルフィールド」將軍は高さ三百四十尺(三十四丈)、又マリボサ森の最大のものヨセミテ州往復の街道に當るを以て根基ネドに穴を穿ちて道となすゆゑ、六馬の牽く車が通行するも其樹の生育に害なし。此外に尙周圍八九十尺の樹數株あり。又上カリホルニア州カラウエラス郡にて森の父と稱するものは直徑四十尺(四丈)高さ四百五十尺(四十五丈)あり。森の母と稱するものは直徑三十三尺(三丈三尺)高さ三百二十一尺(三十二丈一尺)あり。其他格蘭德將軍ジョルジ、叔爾將軍等の號ある

大木あり。此等の直徑は皆四十尺(四丈)高さ四百尺(四十丈)以下三百尺(三十丈)にして尙九十三本あり、加里福尼亞州の各地には右の如き大樹あり。桑港より近き所にあるはサンタクルス郡にして周圍七十五尺(七丈五尺)ありて、道程は百哩許ありと云ふ。又墨西哥國下加里福尼亞州にある大樹は根基ネドの周圍は九十三尺(九丈三尺)にして枝の大なるは直徑六尺あり、此樹は最早老年となりて既に少壯の美觀なれば、世人號名し「Grizzle Giant」即灰色大男子と云ふ。茲に挿入する圖の一は加里福尼亞偉大樹の全形にし、其傍なるは切り倒すもの、一はマリボサ森の王なり。

右に述ぶる如き偉大なる樹なれば、歐米人は之を以て世界第一の大樹と云ふ、且其年齡の如きも曾て切斷せる樹の歳輪を數へたる所に據れば五千餘年を経たるものと云ふ、如此高齡を保つべき瑞樹なれば人の之を稱贊するは至當のこととす。我邦に於て現在せる大樹は樟又杉にして各地に若干ありと雖も、彼に比すべきなし。伊勢大杉谷の杉は圍三丈七尺高さ十四丈許ありと云ふ。唯往昔に大樹のありしこと日本書紀に見ゆ、即人皇十二代景行天皇十八年の條に云く、秋七月到筑紫後國御木ツクシノミキ、居於高田行宮、時有「僵樹」長九百七十丈焉、百僚踏其樹而往來、時人歌曰、阿佐志毛能瀨概能佐烏麼志麼菟著瀨伊和哆羅秀暮瀨開能佐烏麼志、爰天皇問之曰、是何樹也、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、隱阿蘇山也、天皇曰、是樹老神木なり、故是國宜號御木國とあり。又筑後國風土記にも、此樹のことを記すも大同小異なり、其外尙此樹のことにつきては歴木辨と云ふ書に精く載せたり。又大日本國開闢由來記の

首卷に曰く、此樹の長さ九百七十丈を算れば大略今曲尺の六百丈許なれば、十六七町許の高さなりとあり、其周囲は知れざるも前に述べし直徑十六七丈の樹に劣らざるべし。曾て福島縣知事にてありし渡邊清君の棹橋考あり、此樹は扶桑木なりと云ひたる説並に樹の種類等に就きて調査したることあるも、夫等の論は他日に譲りて茲には省き、是より格蘭德玉蘭の事を述べし。

此樹は常緑喬木にして木蘭科に屬す、北米加魯里那州の土産なり、學名を *Daphnolva Crandifolia Lindle* と云ふ、此葉は常緑にして面深緑背茶褐色なり、其花は白色にして香氣強く、大さ四五寸あり、形恰も玉蘭花に似たり、此葉も花も美觀あるを以て將軍の夫人に請ひて植ゑしものとす、此木は近年愛育せらるゝ所の大山木と甚似て、其葉の形狀同じからず、格蘭德玉蘭の葉は潤くして平滑ならず、大山木は葉厚く狭く尖り背の茶褐色濃き等の別ありて別種の如く見ゆれども、是は唯葉の變化に止まりて固より別種ならず、米國に於ても既に葉狀の異なるものありて、鐵葉狹葉潤葉の別を立てゝあるを見ても知らるゝなり、右大山木は葉皆茶褐なるを以て花戸にては又紅背木とも云ふよし、但し京坂地方に於ては大山木とは云はず白蓮木と云ふ、是其花の白蓮に似たるによるるべし、此樹は四時常緑なる葉の美なるのみならずして、花亦美觀芳香あり、且寒暖に傷まず長大となり易きを以て近年之を植うる人多し、京都市山本章夫氏の圖説には、此白蓮は泉州府志並に陽春縣志に載する含笑花なりと云へり。

右にて格蘭德將軍に關する二樹の説は略盡きたれば、是より東京市内に植うる所の外國より移植せる樹に就きて云はん、維新以後隨所に植ゑて人の能く知る樹木の中、神樹と云ふは内務省の構外に植うるものにして、明治八年澳國博覽會報告に出するを初とす、此名は獨逸名ゴツテルス、baumの義譯なり、又西洋に於ては之を日本椋樹と稱し、日本より傳へたる椋樹なりと云へり、然れども固より我邦より移すものにあらず、恐くは支那より傳へたるものならん、此落葉喬木は椋樹と同科に屬す、學名 *Anthus Glandulosa Vest* 形狀は較椋に似たれども、原より別科の異樹なり、支那に於て從來椋と椋と似類の樹あり、之を辨別するの説ありしも、我邦に於て是迄神樹なきを以て椋をゴンズイ一名キツネノチャブクロと云ふ樹に充てたりしが、神樹の初て我邦に傳はりて初て椋なることを知る、古人の知らずして他樹に充てしは左もあるべきことなり、此樹は西洋に於ては多く並木に用ひて瘠薄地を厭はず、寒暑を畏れず、成長なり易く、其樹形宜く蟲害を受くること少き等の効ありと云ひ、大に之を貴重す、又此樹葉を食する一種の蠶あり、椋蠶と云ひ、繭を椋繭と云ふ、我山繭に相似たるも狭くして上下尖り、色淡色、茶色なり、其効山繭及柞繭に亞く、此蠶繭は明治十年頃開拓使にて支那より取寄せて北海道に持きたるに、忽ち繭を破りて出て孳尾産卵するに至るも、何を食せしむるやを知らず、人々考案中誤て其蛾を逸出せしむるや、庭前の黄蘗樹に至り卵を産著したり、茲に於て人々黄蘗葉を與へて養ふべきを知りて、爾後其蠶

兒に其葉を食せしむるに、果して餌食成長せりと、黄蘗と神樹と同科の樹なるによれり。而して前述農業雜誌第二十五號に之を載せ、其効益あることを稱賛せしより、各地争ふて苗を購求栽培するに果して成長速なりと雖も、我邦の土質肥腹なるを以て枝葉繁茂に過ぎ、顛覆折傷毎に多く、其材軟脆にして良全の用を成さざるによりて人々之を疑惑するに至れり。今尙各地に成長しあるも稱賛することなし。西洋の土地氣候に於て他樹に優る効あるも、我國に於ては土地氣候共に適せざるが如し。宜なるかな漢人の之を惡木と云ひ、又不材之木と云ひ、又樗櫟の比喩あり、恰も我邦に於て獨活の大木と云ふが如し。

アカンヤ樹澳國博覽會報告並木説各樹の中にあり、擬合觀樹農業雜誌第五拾六號明石屋樹(明治十一年)二三年前に渡ると云ふ。此樹は維新前も種子を傳へ發生したるも繁殖するに至らず、明治七年に西洋より來る種を下して生せしより繁殖す。豈科落葉喬木なれども折傷顛覆し易きを以て大樹と見ず、却て藥生多く灌木の思ひを爲さしむ。此葉は單鰭狀をなして紫藤の葉の如く、花も亦白藤の如き短穂をなすも下垂せず、實は扁なる莢をなして數子あり、地に下して生し易く、又葉よりも繁殖し易く、又此枝に刺あるを以て薪には不適なれども、亦藩籬に宜し、葉の嫩なるは食用とすべし、材堅實なれども良材にあらず、炭となすも下等品に過ぎず、擬合歡の譯語は前報告書に出づ。原來アカンヤは西洋の俗語にして學名を *Robinia Pseudo-acacia* と云、學名の *Acacia*

と全く別なれども、往々之を混同して論ずることあり、農業雜誌にも既に混同して稱賛するが如し。此樹も前樹と同く我邦の土地肥腹に過ぐるを以て其宜に合はざること多し。

印度杉は東京市の芝公園並に九段坂上の招魂社境内を始め、御所並に濱離宮の御庭等に植ゑ、其他横濱市に於ては隨所に植うるを見る。皆其幹聳立して枝を四方へ排生して柔撓傾垂し、今は其高さ皆一丈以上に達せり。聞く所に據れば、此樹は明治十二年頃横濱居留地の英國人ブルーク氏が印度の喜馬拉山近傍より種など求めて蒔きたるも發生宜しからず、因て其苗を求め、尙種子の球にあるものを得て種植したるに、何れも好結果を得たるを以て、我邦に此樹を移植したるを創始とす。此樹は其材脂氣ありて堅密なれば、其用多きのみならず、全形の美觀なるを以て庭園の裝飾用として最良好なれば、歐米に於ても既に之が栽植を務むるも、我邦には未だ之を移すことなきを以て、ブルーク氏は進んで其種苗を原産地より購入して繁殖を圖り、宮内省其他へ獻納したることありたるなり。抑々此樹は印度の北部喜馬拉山地方及び韃靼の山林等海面を抜くこと一萬尺以上の高所に多く生殖せる松栢科の常綠喬木なれども、亦是を移植して容易に成長するものなることは、我邦の各所に植うる所を見て知るべし。最近の學名を *Cedrus Libani*, *Barral Var. Deodara*, *Hook. fie* と云ふ。此他尙 *Abies Deodara*, *Lindl.* 又 *Linus Deodara*, *Roxb.* 又 *Cedrus Deodara*, *Lond.* の名あり、其高さ百尺よ

り百五十尺に達すと云ふ。我邦に於て之に類するものは落葉松カウマツなれども、普通の觀察には判然せざるを以て、俗に之を印度杉と云ふも、原より杉の屬にはあらず、又ブルーク氏の始めて移植せるよりブルーク松とも云へども、是亦赤松黒松等の類にはあらず、要するに我邦に從來見ざる所の松栢科中なる一植物なりとす。

近年移植の草木なる演題は、去る三十年四月十四日始めて本院に於て開講せるものにして、當日は維新以來海外より傳播せる樹木の中五種に就て演述せり、即ち本院雜誌第十九編之二に掲載せるものは是なり。而して其第一は格蘭德扁栢、第二は格蘭德玉蘭、第三は神樹、第四は擬合歡樹、第五は印度杉とす。本日は先づ其第一に關する演述中に少しく遺漏ありし點を補述し、而る後本題に移らんとす。

前述格蘭德扁栢の辨論中に、米國産の大樹なる世界爺あり、其圖は既に掲出したれども、今復た茲に之を揭示し、尙其植物は斯の如きものなりとのことを知らしめんが爲め、今日は特に其苗木の盆栽を携へたり。知らず他日成長して偉大の樹となるや。又此大樹となりしものは其の高さ四十丈餘、周圍十二三丈、直徑四丈餘に達せるものなれば、目下生存する樹木の中に於て最大なるものと云ふべし。前雜誌に直徑十六丈とあるは周圍の誤なり。然れとも之を我邦に於ける往昔筑後國にありて僵れたる大樹に比すれば、猶小なりと辨したりき。而して其僵れたる大樹の形は大日本開闢由來記首

卷に圖あり、題して「景行天皇の御宇に橋カに僵れたる櫪木の御木の棹橋ササハシを人の陟る圖」とあり、蓋し想像圖たるに過ぎざれども、往昔の狀況を察知するに足るなり。今之を描寫第一圖せしめしに、右原圖は當時枝葉の生活せる狀を寫せしものなるを以て稍、趣味の乏しきを覺ゆ、因て更に油繪第二圖に改寫せしめ、特に橋れたる樹の如くなしたり、然れとも是亦固より想像に外ならずとす。而して往昔に於ける筑後の大樹の名を歴木と稱し、之をクヌギと訓せるにより、全く今の薪炭用のクヌギと同一の如くになり。和名抄には久沼クヌギ木の名を釣樟と舉樟と舉樹とに註す、釣樟は樟の類にして、舉樹は即歴木なり、然るに日本書紀を編輯するの際には、クヌギを釣樟に充てずして歴木に充てしより、遂に薪炭用のクヌギと同一視せられて、樟には遠さかりしならん。而して僵木ありしと傳ふる土地より、往々其朽殘せる材片を掘り出すことあり、先年福岡縣知事渡邊清君は掘出したる材に棹橋考一冊を添へて獻上せられしよし、其掘出したる材を見るに、漆黒色又は褐黒色若は蒼黒色となること、神代杉ジンダイスギ神代槻ジンダイケキに於けるが如くにして、世に所謂神代楠ジンダイクスに異ならず、之を精査するもクヌギに非ずしてクヌギなれば、往時のクヌギはクヌギなること疑なし。又方今各地に生存せる老大樹を擧ぐればクヌギ第一に居り、スキノキマツノキケヤキ等之に次くも、クヌギの大樹を見ることなきは亦其一證ならんか。然れとも歴木の名は史籍に載せて動かすべからず、又僵木ありし土地の名を歴木村と稱せるも、畢竟クヌギを歴木に充てたるより起

りたるものと云ふべし。クヌギは一にクノギとも稱へ、歴木即櫪又櫪に充てたるを常とす。然るに和玉篇には櫪にクスノキの訓あり、何か據る所あらん。又釣樟は豫といふ樹のことにして、豫章の熟字はクスノキと訓すること世人の知る所なり。但し章は樟にして豫と章とは原より二木なれども、共に同種類にして少差ある由に見えたり。猶ほ我邦のクスノキにアカメクスとアヲメクスとの別ありて、其性質効用に差あるが如くなるべし。故に豫も章も共にクスノキと見て宜しからん。右にて前回に述べたる米國の大樹と我邦往昔の大樹に關する遺漏は先づ補ひ得たりとす。但余は前述樟橋考を初め扶桑木の名は右の歴木なること、并に往昔各地に種々の大樹ありしこと等に關し所論あれども言冗長に亘り、且枝葉に奔るの嫌あれば茲には省きて述べず。是より本題に移りて前に述べし五種に續く植物を擧げんとす。然るに去る三十年十月の例會に提出せる泊夫藍サフ第十編の三十二年十一月の例會に提出せる百合樹クハ第六編の三十二年七月の例會に提出せる和蘭陀芥シカ第七編の如きも即ち近時移植せる草木の中なれば、此の四種に關する辯明は既に了せるものとすべし。又去る二十九年一月十二日の例會に於て、我邦産物の起源と題し講演したることありて、本院雜誌第十八編之二に掲載せるが、只一場の演述に止まりて、古今の史籍及維新後の實況を網羅するに至らざりしを以て、爾後編纂の勞を怠らずして、遂に物産年表なる一部の書となしたれば、他日印行するの時機あ

らん。其掲載せる物産の中には、近年移植せる草木も幾多あるにより、其主なるものよりして、講述せんとす。然れども其品數多きを以て一度に之を説き盡す能はず、且其現品を缺く時は隔靴搔痒の憾多きにより、本日は其實物あるものに就て説明せんとす。落花生は花生或は地豆または落花生とも稱す。英名を Peanut または Groundnut と云ひ、俗に南京豆と呼ふ。明治七年米國より我勸業寮へ種子を傳へ、同所より東京近國に頒ちて作らしむる所にして、現今は各地に作るもの多く、就中下總國の一大物産となれり。此豆は炒りて食するを常とすれども、或は菓子に製し、又油を搾るべし。此油は食料として阿利機油に次ぎ貴はるものなり。別に一種小粒のものあり、形較小なれども收量多く、搾油料に適するを以て、下總にては兩種共に作れり。其大なるを大落花生と云ひ、小なるを豆落花生と云ふ。近年は小の方を作ること多きに至るといふ。而して其需用は單に内國のみならず、輸出するの量も亦多きに至る。又舊來唐人豆の名を以て人に知られたるものは實永年間に傳はる所なりと云ふ。南京豆に比すれば子粒小く、莢細く、皺紋深し。今尙沖繩地方及九州南部にては之を作るものあり。此植物は一株數莖に分れ、地上を匍匐して四方に蔓延し、其大なるは一坪の地を蔽ふに至る。花洞みて後其子房が氣根狀をなし、土中に入りて實を結ぶを以て、他の菽豆と自ら趣を異にする一種特性の者たり。但米國種の子粒は舊來種に比すれば大き三倍なり。

椴菜は英名 Calbage と云ふ。俗間之を呼んでキャベツと云ふ。椴菜の名は英華字典等

漢譯書に出る所なり。從來甘藍と譯するものあれども妥當ならざれば余は此名を用ふるなり。但先哲之を老鎗菜に充つるの説あり。此菜は安政年間函館開港の後に同地に傳はり、栽培して食用に供したるを初とす。維新前後種子を傳ふることあるも、内地にて眞の食物となすに至れるは開拓使の園内及勸業寮の圃場に植ゑ、其種子を世上に頒ちたるより後なれば、今より二十年許も前のことなるべし。而して和名はハボタンとし、漢名を甘藍と譯するにより、往々カンランの稱呼を以て通名となすことあり。抑甘藍の名は本草綱目濕草の部に載する所にして西土の藍なりとし、其葉は長大にして厚く、食ふて甘美なりとあり。本草綱目啓蒙には甘藍は葉牡丹一名諸葛菜又牡丹菜等の和名を附するも食用することを記さず、唯葉の紫色艷美にして牡丹花の如きことを云へり。又享保年間著述の地錦抄附録の草木異同渡來年記に、寶永正徳年間の渡來品の中に諸葛菜を載せたり。然れば此頃に傳へしものならんか。又弘化年間著述の花翁傳には葉牡丹の圖を擧げ、栽培法を載せられたるも、是亦葉の美麗なることを賞するに止まれり。此書は浪速地方の事を記せるより考ふれば、大阪に於て發行したるものならん。現今にても大阪地方にては葉牡丹を新年の挿花に用ふるを以て、尙之を栽培すること多し。又維新以來歐米より數多の種類を傳へて各種の名稱あり。従て形色を異にし、食用の途も同じからざれども、皆食用品にして觀賞物にあらず。而して此の球菜カクナと稱する潤葉綠色球狀のものを以て普通品とす。是は莖上葉心に嫩葉互に重

り抱きて扁圓なる球狀をなす、其最大なるもの、量は壹貫匁餘に達す、之を調理するには外部の開きたる綠色の葉を除き去り、内部の球狀黃白色なる部を剝みて煮食するものにして、惣菜料理とするに過ぎされとも、又小形の者を其儘煮て一個つゝ客饌に供することあり、或は鹽藏して食することあり、今より十余年前は球狀に作ること難事なりしも、次第に作り馴れて、此の如き球狀(食物名)をなさしむることは容易のこととなり、従て栽培上の利益あるに至れり。

花椰菜はハナハボタン又ハナ、と呼び、或はハナヤサイと呼ぶ。明治十年頃より傳はり、作れとも種子を收め難きを以て、上等種は今尙歐米より傳ふ。是は菜を食することなく、冬月花蕾を食するものなり、莖の矮きものを普通品とす。英名 'Cauliflowr' 故にコリーフローと云ふ、或は佛國名より轉してシューフローとも云ふ。長大なる數葉の中心に乳白色の花蕾集まりて球狀をなす。神奈川地方にて多く作れり。又莖の高きものを Broccoli ブロッコリ譯して木立花菜と云ふ。莖の高さ二尺餘り、莖上に數葉集りて花蕾の球を抱く。東京邊にも作れども安房地方にて多く作る。是は前種に比すれば、蕾球の形に少差あり、此兩種共に花蕾の嫩なる球を煮て食するものにして、西洋料理に於ては特に之を貴重し、十一月より一月の間に多く之を用ふ。而して早く市場に出すときは一球の價四五拾錢なるも、二月に至れば五分一以下なりと云ふ。此外醋漬となし、又罐詰として貯ふことあり、或は日本料理にも用ふべく、品位優美のものなり。

球葱名和。英名 Onion は葱の種類にして扁圓なる球根をなすものなり。是又前種と同年代に傳ふる所たり。初は球狀をなさしむること困難なりしも、今は作り馴れて一般に適宜の球狀となすことを得るに至り、内地の需用も増し、外國へ輸出の途も開けたり。此ものは紫色、黄色、白色等の種類ありしが、紫色のものは差硬きにより、今は早晚共に白色のものを作ること多し、此ものは葉を食せず、唯球根のみを食するものにして、其調理法は葱と同様煮て食するものなれども、西洋料理に於ては需用すること殊に多しとす。

白菜は即ち菘にして、英名 Chinese-Cabbage と云ふ。又白菜の字を音讀して Pe-tsai とも云ふ。從來支那の名産にして其觀殊に美なるを以て、我邦人は其の菜を得て種子を收め、種子を得て播下するも、栽培法を知らずして唯萊蕪蕪菁等を作るが如くするにより、變じて唐人菜、白菜、平蕪菜、三河蕪菜となりたり。但し長崎地方に於ては、原品に彷彿たるものを作り出すに至れり。此菜は他の十字科草の如く變化し易き性なれば、種子を收めんとせば宜く初より他の同科草と共に開花結實せしむることを避け、單に此種子のみを得ることを目的とすへし。而して純良の種を播くも悉く良種を生ずるものにあらざれば、嫩小の時に不良のものを撰み去るべし。若し此撰拔法にして一たび當を失すれば、假令栽培に力を盡すも遂に良品を得ること能はず、猶大根午房等を作るに嫩苗の時に撰拔することの肝要なるか如く、又動物に於ける金魚を作るに同

じとす。而して成長の後寒冷の候に向は、再び不良の者を去りて全く良品のみとし、愛護保育して新葉をして互に相抱圍し開散せざらしむるは、栽培者の技倆なり、期に至れば抜き採りて外部の葉を去れば黄白色の楕圓球狀をなし、眞の白菜となるなり。白菜の外に山東菜と稱するものあり、白菜と同種にして葉長く缺刻ありて白菜葉の潤く全緑なるに異なれり、是亦同様に栽培して黄白色の長筒形となすべし。但し白菜の内部は嫩菜皺縮すれども、山東菜の内部は伸長せる葉が互に抱合するのみ。

此外尙山東白菜なるものあり、亦白菜の一種にして較々長し、茲に示すものは名古屋市石町佐藤菅右衛門が多年研究の結果、斯の如き良品を作り出すに至り、大なるものは七百匁に達す、但し植物御苑に於ても亦良好の品を作れり、此菜は煮て柔軟なるにより食用に宜く、鹽藏して食すれば殊に甘美を覺ゆるにより漬て食するを適當の調理とす、但し生にても食すべし。

以上の三種は栽培の巧拙に因て其結果に多少の差あれども、從來作る所の三河蕪菜の比に非るを以て、近年は東京近郊にて多く作り、市場に出たすこと頗多きに至れり。因に云ふ、東京近郊に於て盛に漬菜を作り、東京市へ出たすは冬期の初めなることな從前と異なることなきも、今は順次に作り出して其の時期に於ても絶ゆることなきに至るは、栽培者の技倆進歩せるに因れり。

瓜哇芋和。英名 Potato. は南亞米利加洲の原産にして、我邦に傳はること古し。瓜哇芋の

稱あるを以て考ふれば、和蘭人が瓜哇を占領したる後、同所より長崎港へ傳へしならん。和蘭人が瓜哇島を取れるは慶長三年にして、和蘭の我邦に通商せしは慶長十四年なれば其後のことなるべし。故に慶長年間渡來として可ならん。甲斐、信濃、上野、飛騨等にて山地に作りて糧食とし、從て種々の方言あり、清太夫芋、甲州芋、五升芋等の如し。從來之を馬鈴薯に充つるも穩當の名に非ず、然れども慣用の久き、今は馬鈴薯の音讀にて通稱する所あるに至る。(漢譯書に阿蘭薯とし、又植物名實圖考に陽芋とあり)。又三陸及北海道には從前より一種外皮深紫色堅實小形の者ありし。明治維新の後に至り、開拓使の園及勸業寮の園に於て米國より傳はる各種を作りて諸方へ配賦してより、北海道に繁殖し、又明治十八年氣候不順にして米作不良なるに際し、東京三田育種場に於て再植馬鈴薯の記を印刷して頒布したるより、忽ち各地にて栽培するに至り、爾來次第に傳播し、今は一種の貴重農作物となるに至れり。此物たる多穫の品及良好の品等十餘種あり、栽培法容易にして久しく貯蓄に適す、春末、球根を栽えて秋月收むるを常とすれども、亦一年二回収穫の者あり、其形豊大外皮淡紫色のもの殊に益あるに、より、之を栽培するもの多きに至れり。然れども近年各種試植の成績に據るときは、米國より來る種類の中半は二回収むるを得るものなりと云ふ。東京に於ては從來之を食する人少かりしが、今は需用者を増し常に市場に出づるに至れり。甘薯サツマイモに比すれば風味淡泊なれども、其滋養分に富み、且胃を害せざるの點に至りては甘薯に勝れりとす。

此植物は茄科に屬するを以てソラニンと稱する毒分を含む。殊に球根より發する紫色の萌芽に多し。故に之を除かざれば從令害なきも其味を損するにより、茄子を調理する時に於ける如く、豫め毒分を去るを要す。茄子の毒を去るの方法は人皆之を知りて實行すれども、此芋に至りては之を行はざるを以て、往々惡味を生し、爲に人に厭忌せらるゝことあり、其の毒を去るの方法は他なし、唯茄子に於るか如く切りて水に浸すに過ぎず、斯くする時は毒分は皆水中に出づるものなり。故に此芋は蒸し又は湯煮して皮を剥ぎ食するの外、之を煮て食せんとせば必ず皮を去り切りて水に浸すべし。抑此芋は利用頗る多きものにして、之を調理する方法一ならず、西洋料理法亦多し。通例之を蒸し、又は煮て食し、或は切りて蒸し、乾し貯へて隨時煮食の料とすべく、或は味噌、醬油、酒類を醸造すべく、或は澱粉を製して片栗粉に代用し、或は素麴を製すべし。此澱粉は片栗粉に比して力弱しと雖も亦適當の需用あり、其澱粉を製したる滓は貯へて救荒の食に供すべく、畜類の食に充つべし、又澱粉を製する際に出づる液汁は洗濯用に供して無害の除垢料たり、其他新葉又嫩莖も亦煮て食すべく、夏月蔬菜に乏き時の需用に供するを得るなり。

菊芋和名は英名を Jerusalem artichoke と云ひ、佛名を Topinambour 或は Toiné de thhe と云ふ、即ち地梨の義なり、猶瓜哇芋を呼て Tomme de terre 即ち地林檎と云ふが如し。此

ものは文久年間横濱へ渡來の米國人が食用に供したる殘餘を得て栽え發生したるを初とす。其試作者なる和泉國岸和田藩醫加藤友元氏一日其花枝を携來りて余に問ひしことあり、當時余は洋書を檢して一種の球根植物學名 *Helianthus tuberosus* 即ち球根向日葵と稱するものなるを知り、其説を譯出して同氏に示し、且新に菊芋の名を命したり。是其花は菊花の如くにして觀るべく、其根は芋の如くにして食すべきを以てなり。維新前より漸次各他に傳はりて之を作る人あるも、甘薯薯蕷等の如き美味なきを以て、人皆望を失ふて遂に厭忌し、好て作る者なきも、或は餘地に繁殖して野原の看をなすに至る。抑此の植物は南亞米利加洲伯西兒國の原産たり、西洋紀元一千六百十七年に始めて歐洲に傳はる所の菊科の宿根草にして向日葵の種類なり。葉の形彼に似て小さく、莖も亦彼より細く、一根上一本若くは數本を生し、高さ五六尺に達し、多の枝極を分ち、深黄色の聚成花を開く、其形亦彼に似て小く、其大さ一寸乃至一寸半許あり、以て挿花に供すべし、秋末に至り莖葉共に枯れて後其根部に數多の球根を遺す、少きは數個、多きは五合以上一升に達す、其根は稍瓜哇芋に似て水白色、外面は汚れたる如き暗灰色をなし、横條ありて段層をなす、内部は雪白色なるを常とすれども、或は淡黄色をなし、或は紫色を帶ふるものあり、其形は鈍圓、橢圓、卵圓壺狀壘形或は集合體等一様ならずして多少の疣瘤あり、大さも概ね瓜哇芋に等しくして一寸未滿より二寸餘に至る、其質は彼に比し柔にして菊又は芹の如き香氣あり、但し瓜哇芋の如き毒

分を含有せざれば、生のまゝ若は蒸煮焙炙漬藏して食すへし、風味は澹淡なれとも亦一種の甘味あり、以て肉類と共に煮食するに宜く、又薄く切り三杯醋に浸し置きて食するときは稍土當歸芽に似たり、又蒸して食し、或は之を味噌焼とし、或は生のまゝ鹽漬、糠漬、糟漬等とすべし、又此球根を以て澱粉を製すべく、或は酒を醸すべく、又は畜類の飼料に供すべし。

此植物を栽培するには沃肥の地なれば收穫の多きこと勿論なれども、瘠薄なる地にても亦能く成長するものなるにより、餘地又は堤塘崖地等に植えて放任するも、自ら繁殖して野生の如くなりて絶ゆることなし、故に特に園圃に耕種せざるも尙收穫あるものとす。而して球根を植うるを常とすれども、亦種子を蒔きても生長すべく、或は枝を切りて挿すも亦根を生ず、土壤鬆軟なれば根端延ひて蔓狀をなし、隔離の地に深く球根を生すれども、硬き砂地にては一處に數多の球根を生ずるものなれば、採掘すること却て易し、故に味の澹泊なるにも拘らず、往々之を作りて花を賞し、且根を收めて食用する人ありて、今は各地に擴まれり。又武藏國橋樹郡大師河原村川島勘左衛門氏は明治二十年頃より同村の附近なる多摩川堤防其他の空地等へ多く植ゑ置き、掘採して食用に供し、尙救荒の準備となしたり。此植物は前述の如く培養の勞少くして收穫多きものなれば、之を栽植して以て非常の用に備ふるの益あり、是れ此植物の長所なりと云ふべし。又武藏國荏原郡大森町岡部長吉氏は此球根を以て試に亞爾箇保

兒を醸造したるに、其品位瓜哇芋製よりも數等良好なるを以て大に此業を興し、國益を圖らんとて計畫せらるゝ所ありと云ふ、誠に嘉すべきことなり。原來此植物は佛國の有用植物書にも之を亞爾箇保兒用植物として掲載あるを以て見るも、彼の特性たること疑ひなし。

石刁柏は英名を *Asparagus* と云ふ、此語は學術語即羅甸名なれども、今は此食用蔬菜の英名となれり、佛名を *Asperge* と云ふ、百合科に屬する宿根植物にして、一根より數莖を出し、高さ三四尺に達するものなり。文政年間岩崎灌園著本草圖譜にはアスベルチーの名を附し、安政年間刊行飯沼慾齋著草木圖説にはアステルヒーと名づけり。以上二名は阿蘭名 *Aspegie* より轉じたるものにして、阿蘭人が長崎へ傳へたるものなるべし。故に草木圖説には和名をオランダキシカクシとせり、是舊來庭園に植うる所のキシカクシの類なるを以てなり。而して石刁柏の名は天保年間刊行の質問本草外篇に出づる所とす。又英漢對譯辭書には龍鬚菜又は天門冬とあり、又此嫩芽を天冬芽と云ふ。然れども天門冬は同種類にして其形較似たるも、其莖は延ひて蔓狀をなすものなれば、原より相同じきものにあらず。又マツバウトの名は葉が細針狀をなして松葉の如く、嫩芽の食すべきは土當歸芽の如くなるによりて名くるのみ。前述の如く維新より五十餘年前既に之を傳ふるも、唯庭園の裝飾草となすに過ぎず。其食用蔬菜なるを知りしは、明治四年開拓使の園を開きし以來播種して繁殖を圖り、之を北海道に移

し、又同六年勸業寮の園に、試作して各地に分配したるの後なりとす。爾來西洋料理の開くるに従ひ、需用者ありて栽培者あるに至り、近年にては有利園作物の巨擘とはなれり。此植物は種子を蒔きて發生せしむるときは、三年に至りて漸く嫩芽を採取すべし、故に根を分ちて植うるときは早く收穫するを得るなり。其栽培は殆ど我邦に於て土當歸の嫩芽を作るか如くして、四時間斷なく作り出す、其大なるは指の如く長さ五六寸となるときに採るを常とす。西洋料理には新鮮なるを蒸煮し、之に濃厚液を注ぎ頭部のみを食するなれども、亦罐詰とし貯へたるものを用ふることあり、我邦の料理にも亦蒸煮し、酢味噌にて食すべく、或は煮て食するも宜きものとす。

刺球草和名。英名を *Clother's teasel* と云ふ、略して *Teasel* と稱するにより、我邦に於ても通例之をチーゼルと呼ぶ。山蘿蔔科の越年草なり。我山芹菜ナベナと同屬なるを以て植物學家は之にオニナベナの名を下せり、山芹菜に似て強靱なるに因る。英漢對譯書には刷花又刷布花とあり、此種子を傳へたるは明治七八年にして勸業寮の園に作れるを創とすべし。余は明治十一年十一月廿九日霏駝の毛茸を起す刺球の説を述べ、十二年二月博物館刊行の博物雜誌第一號に載せたり。此植物は歐洲の原産なるも、今は歐米諸國に栽培して其刺球を收め、羅紗其他の毛布の絨毛を搔き起すに用ひ缺くべからざるものとなれり。之を栽培するには四月種を蒔き、九月末に至り其苗を圃地に移し植うれば翌年七月に至り高三尺餘に達し、數多の枝樞を分ち、梢頭毎に花を附く、其形は

較薊花アゲハガに似て楕圓球をなすも觀賞するに足らず、花老うるに及び其球益々成長して、満面の鱗片は鈎狀の逆刺をなして強靱なり、長さ一寸許より大なるは三寸餘に達す、是れ即ち絨毛を搔き起すの用に供する刺球なり、順次に採集乾燥して降雨に逢はざらしむるを要す、其老熟せるもの若し雨混に浸さるゝときは、其色質を損し品位を墜すものなり、明治十二年に千住製絨所建築成り、羅紗織の業を創むるや、此刺球の必要ありて皆之を歐洲に仰げり、爾後此植物の試作は絶えざるも、之を需用することなかりしが、明治二十年より後に至りフランス織業益進み、此刺球を使用するに至りたれば、東京大阪附近漸く栽培者を出し、尙近年は毛布製造の業も各地に起るを以て益需用者を増し、従て栽培者も益研究し、以て良品を得んことを勉むるに至れり、但し此物たる圓筒形の機械に整列装置して、廻轉し、織たる毛布を此逆刺にて搔きて、絨毛の頭部を出さしむるものなれば、成るべく形の大に過ぎず小に失せざるを要するのみならず、其質柔脆ならず、堅剛ならず、適宜の強靱を度とするを以て、栽培者は土質により肥料の適否を考へ、又莖の均一に成長して刺球の一齋を圖る等、其技倆を要する所とするものなれば、今より一層注意して内地の需用を充たすに至らんことを希望す。平果一名櫛果は Apple の譯名として英華字典に出づ、此果は我林檎の種屬にして、其果形の大なるを以てオホリンゴ或はタウリンゴと云ふ。此果樹の我邦へ傳はりしは文久年間に福井藩主が江戸巢鴨の別邸方今宮本小一君の邸に移植せしを以て創始

とす。慶應元年開成所に於て右の樹枝を切採り、海棠及林檎の砧木へ接換し繁殖を圖りしも、維新に際し百事廢絶して之を顧みるの暇なかりしかと、尙幾分か有志者の手に残りしならん。

明治四年開拓使の園開けて後、米國より數十種の苗を移植し、接換して繁殖を圖り、北海道及各地へ頒布し、又勸業寮に於ても米國より數十種の苗を移し接換配賦する等は、即ち我邦に此果樹繁殖の起源となれり。其後三田育種場其他の園に於ては良種を歐米に求めたるもの亦之あり、其頃に至りては砧木には前述の外棠梨屬ヤマナシ、ヤマカイドウ、ズミ等を用ふるに至れり。

從來支那の植物書に奈一名頻婆なる果樹あれども、我邦に於て之に充つべきものなきを以て、ベニリンゴなるものを充て來りしが、歐米より Apple を傳へ、又支那の探検もありて奈は即ち Apple なることを知るに至る。而して我邦に栽培するリンゴは林檎の音轉なるに拘らず、別にベニリンゴ一名リンキンと稱するもの、即ち前述する如く奈に充て來るものあり、此ベニリンゴは北國に多く植う、其果はリンゴに似て小さく純赤色なり、其樹はリンゴに比すれば高大となるものにして、會津地方に於ては其大さ合抱以上高さ數丈に達するものあり、以上リンゴベニリンゴの二種は共に支那より傳へたるものなるに、一の林檎の名が二種に分れて和名となるは其傳ふる時の異なるによるか。

抑此果は祕傳花鏡に於て柰に幾多の種類を擧ぐるが如く、其種類甚多くして異なるのみならず、形も亦正圓、扁圓、橢圓、卵圓等あり、色に綠、黃、紅、褐、斑、條等あり、其最大なる種類に於ては一顆の量我一斤に達するあり、但支那産は形小きも味は甚美なりと云ふ。早種は七月に熟するも永く保ち難し、晚種は九月以後に採收して貯蓄に適せり。而して其果は單に皮を去り生食するを常とすれども、又生鮮なるを細に刻み味淋酒を注ぎて肴とするも亦宜し、或は煮て調理に用ひ、或は糖藏して貯へ、若くは皮を去り心を抜き切り、乾し貯へて煮食の料とす。又其外觀の醜くして收量多き種類、褐色粗糙の品即ち苹果酒用に至りては、碎きて飲料を製し、又以て釀酒の料とし、若は醋を製する等其長する所を取れり。

我邦の人は外皮の紅色艶美なるを好むを以て、栽培家も亦其望に應ずれども、紅色の者皆美味なるに非ずして、黄色の者反て美味なること多し。即ち甘露鳳卵と名つくるものゝ如き是なり。但西洋蔬菜果物店には黄色の者をも賣る。原來此果は紅赤色の品類のみに非るも、前述の如く東京市を始め各地の果物商が販賣するもの、概ね皆紅色又は紅斑等の品類多きを以て、世人をして此果は皆紅赤色の者なりと思はしむるに至れり。即ち滿紅、小狸々、紅絞、倭錦、紅玉、緋衣、小錦等の名は、直に紅赤色の品類たるを知るべく、其他尙若干の紅色品類あり。近年頻に産出を増加し、東京市の如きは果物蔬店は勿論、蔬菜行商に至るまで此果物を賣るに至り、從て其名稱も單に林檎と稱するこ

とゝなれり。而して數年前は外皮に鏽斑を附着すること極めて多かりしが、昨今は大に其痕を減したるは成熟期の氣候宜しきに適したるか、或は栽培法の進歩せるによるか、兎に角甚だ喜ぶべきことゝす。若しも従前の如く外皮に鏽斑滿ちて醜きも、尙内地の需用に供すべく、其餘は以て支那朝鮮等に販賣し得るも、歐米人は其傳播を畏れ決して顧みることなかるべし。是れ黴菌豫防及害蟲驅除の等閑に附すべからざるゆゑなり。方今歐米諸國に於て我邦に生ずる介殼蟲カイガラムシの害を畏れて、我植物及果菜等の輸入を禁止するに至りし等を見ても最警戒すべきことなりとす。

又此果樹栽培者の注意により、果物の形色は之を齊一ならしむることを務むるも、形色の不良若は損傷墜落等を生ずることは免るべからず。故に此等の者を廢棄せざる爲めに、前にも述べしか如く果物製品を作ること肝要なりとす。即ち皮と心とを去り薄く切りて乾燥すること、或は煮て貯ふこと、或は液汁を加へて糖果を製すること、或は若護シールド舍利ベリ等を製することは必要なる業務たり。但し製品は單に口舌に適するを目的とすれども、尙衛生上に注意し、且其形色の適否を考究するは、製品に缺くべからざることとす。

此果樹の栽培は寒地に適するを以て、北海道を初め陸羽地方及北陸、東山等の諸國に最多く作ると雖も、亦東京近郊にも従前より梨を栽培せる川崎地方に於て作り、七月初に新鮮なる果を出すに至り、又中國及九州四國にも栽培して良結果を見ることあり。

り、就中伊豫温泉郡奥居島の如きは、石崎昌八郎氏の熱心によりて桃と共に九十町歩に植え、目下四萬圓以上の收益ありと云ふ。其早種は七月中より熟し始め、晩種は九月末に熟せり、但し早種は晩種に比し味劣るのみならず、久く貯へ難きを以て唯其新鮮を賞するに止まれり。

此樹は蟲害に罹り易く葉に毛蟲を生し、皮より樹心に喰入る鐵砲蟲あり、而して皮上に生ずる綿蟲の如きは、容易に驅除しかたく最困難なるものとす。此綿蟲は原來我邦に之なきものなりしが、此樹苗の米國より來るものに附着せるより我邦に傳播し明治十年後に至りては東京地方に盛に傳染して大に該樹を害し、次第に各地に蔓延し、今は北海道の如きも遂に其害を被ふるに至れり。此害蟲は主に平果樹に生すれども、時としては同屬なるリンゴ、リンキン、カイドウ等の樹皮にも傳染するものなり。

甜橙は Sultet-Orange の漢譯名なり、原來 Orange と云ふ名は柑橘類の總名なれども、單に此果を稱することゝなれり。此果は我國の臭橙の類にして其形正圓赤黄色なるは酷た似たれども、其皮薄く其味甘美にして酸味なく、臭橙の如き酸烈多子なること同じからず、原より密柑に異なるを以て、皮は硬くして蠟囊と離れ難く、蠟囊も亦互に相密接して密柑の如く分れざる等の差あり。西洋種は前述の如く臭橙に似たる形色なれども、支那南部廣東省に産するものは西洋種よりも小く皮も亦淡し、産地によりて品位に優劣あり、就中新會縣に産する新會橙なるものは形大ならず、色淡く皮薄く味

極めて甘美なり、其最良品に至りては果皮に一々捺印して輸出す、猶我邦の尾張産宮重大根の本場より出す者は悉く皮に捺印するが如し。此果は我邦に於ても中國四國九州及び紀伊等の諸國に各種を産すれども良好の品に乏し、即ち紀伊の甘橙の如きは形色支那種に似たるも、酸味強く子粒多きか如し。但し薩摩密柑即ち金九年母并に土佐の橙密柑の中には品位頗る良好の者あれども、彼の如く酸味なく單甘のものなし。又九州南部に産する天狗密柑の如きも亦甜橙の類にして、果形豊大紅赤色美味の良種と云ふべし。而して歐米に於て普通の甜橙は我邦の密柑の蠟に似たれども亦赤色の者あり、赤甜橙又血甜橙譯名と云ふ、猶我國の文旦ザボンに内紫ウチムラサキと稱するものあるが如し。又此果は歐洲に於て人の熟知するものなるを以て地球の形に譬へ、又赤黄色の名に用ひ、橙黄色に稱ふる等は吾人の耳に馴るゝ所なり、又小笠原島には西洋種ありて既に好結果を見るに至る。

此果樹の苗は明治十年頃に米國より東京三田育種場へ傳ふれども、繁殖すること少く、從て地方に於て良結果を見ざりしが、近年米國に於ける新種 Navel Orange 即ち臍甜橙なる苗を傳へ、大に世人の稱賛する所となる。既に紀伊國那賀郡田中村堂本秀之進氏は率先して此樹を栽培して、近村に傳播し、今は好結果を收むるに至れり。其形は概ね正圓にして、稀に稍橢圓のものあり、外皮の赤色深く、果頭蒂部は臍狀をなすを以て臍甜橘の名あるゆえんなり。此果は子粒なく味極めて美なる者とす。檸檬は Lemon

の漢譯名なり、又黎檬、宜檬、宜母果等の名あり。此果は柑橘類に屬し、其形橢圓兩尖黄色にして、其瓢内の酸液及び外皮に含める芳香の油を供用するものなり、小笠原島に植うる所の者最古し、是は維新前に外國人が往來するに因りて其子粒を下種したるより發生し、爾來繁殖したるものにして今は夥多の結果あるに至れり。然れども佛國より輸入する良好なる果に比すれば、外皮厚く疣瘤多くして滑澤ならざる等によりて擯斥せられ、其の價の如きも概ね佛國産の四分一に過ぎず。

又此類に Citron 音譯名悉篤論^{シトロン}なるあり、形狀相似て較豐大、光滑鮮黄芳香なること前品に優る。是は曩に東京三田育種場にて米國より移植接換せるものを、伊豆熱海に植る所にして、今は若干の結果あるに至る。其形の大に過くると疣瘤多きものは需用者に厭忌せらるゝも、外皮の香氣と内部の酸液に至りては決して劣るものにはあらず。檸檬及び悉篤論の二果は、共に西洋料理に用ひて缺くべからざるの要品とす。又リモナーデなる飲料を製し、又はレモンドロップと云ふ糖果に用ふる等、全く酸液に芳香を兼ねるを賞するものなれば、其用途に充つべきものは形狀の如何に拘はらざるべし。既に印度洋航行の汽船中常に用ふるシトロンなるものは、正圓形黄色にして、大さ一寸に満たざる小果なれども、其酸液の用途は前述の二品に異なることなく、我邦の紀伊阿波に産する酸橘^{スダチ}和と甚相似たり。此外肥前に樹醋^{ツク}和なる果あり、是亦相似たるものなれば、同く酸液の用に供すべし。原來我邦にては臭橙^{クウテイ}の酸液を搾出し、之をボン

スと稱し貯へて四時の用に供するを常とし、又近年は夏橙^{ナツダイダイ}の液を用ふるに至るも、檸檬及悉篤論に比すれば品位劣るものなり。文政元年編輯の南海包譜に須多智^{スダチ}一名利麻^{リマ}無とあり、此リマンは即 lemon の音轉なれば、往昔移植に係りしものならん。以上六點は其實物を示して講演せられ、終て尙携帶せられたる支那蓮明治八年頃渡來^ヤ矢根人參^{ヤネニシジ}一名三寸人參^{サンズンニシジ}と稱する短き胡蘿蔔、狸々大根一名廿日大根以上明治の初に傳ふ等の實物に就きて簡短に説明せられたり。○下

サフラン 自夫藍又雜腹蘭或は番紅花と云ふ。
英名 Safron 學名 Crocus sativus, L.

此球根植物は原と西洋産にして、其深紅色の花葉を藥用及染料用に供するを以て、舊來我邦にも傳へて其名顯著なりとす。然れども是迄栽培する者は春月美麗なる花を賞する者にして、此貴重なる有用物とは同じからず。茲に植うる所は去明治十九年六月三田育種場に傳ふる所にして、近年漸く繁殖し盛に開花するに至れり。而して此苗たる十月下旬に萌生し、十一月に開花し、翌年五月に至り葉枯る、其性卑濕を忌む故に、球根を掘り採り乾し貯へ置き、十月に至り植うるものとす。精くは大日本農會報告第四拾壹號に出づ。

明治三十年十一月

田中芳男記